

公共浄化槽整備・運営マニュアル

令和5年 3月

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室

目 次

第 1 編	はじめに	1
第 2 編	浄化槽法の改正	3
2.1	改正浄化槽法の概要	3
第 3 編	生活排水処理基本計画と浄化槽整備計画	11
3.1	生活排水処理基本計画と浄化槽整備計画の関係	11
3.2	浄化槽の特徴を活かした整備計画	13
3.3	共同浄化槽を組合せた浄化槽整備	15
3.4	汚水処理未整備地域における浄化槽整備のあり方	17
3.5	浄化槽整備計画の位置づけと目的	19
3.6	浄化槽整備計画の内容	22
第 4 編	浄化槽の整備・運営手法	28
4.1	浄化槽を整備・運営するための手法	28
4.2	浄化槽整備手法別の特徴	30
4.3	浄化槽の整備と関連法令	34
4.4	対象事業と財源措置	38
第 5 編	公共浄化槽による事業計画の策定	40
5.1	事業計画の概要	40
5.2	浄化槽処理促進区域の指定	41
5.3	浄化槽整備基数の推計	42
5.4	採用する浄化槽の選定	49
5.5	事業計画の策定	51
5.6	事業費算出と財政収支の検討	52
5.7	実施体制の検討	55
5.8	浄化槽台帳システムの整備	60
5.9	条例の検討	62
5.10	普及啓発・広報	70
5.11	事業計画書の作成	71
第 6 編	浄化槽 PFI 事業の導入	72
6.1	浄化槽 PFI 事業の導入に関する検討	72
6.2	PFI 導入可能性調査	79
6.3	事業スキームの設定	82
6.4	BOO・BOT 方式による浄化槽 PFI 事業	87
6.5	浄化槽整備事業の市場調査	92
6.6	事業者選定方式	93
6.7	SPC の形態、運営	95
6.8	PFI 手法を導入するための課題、推進策	97
6.9	浄化槽 PFI 事業導入スケジュール	100
6.10	第二期事業のあり方	102
6.11	浄化槽 PFI 事業のモニタリング	104

6.12 PFI 事業の導入可能性調査及びアドバイザー業務等の外部委託	106
第 7 編 PFI 手法以外の民間活用手法	108
7.1 公共浄化槽事業における PFI 手法以外の民間活用手法	108
7.2 個人設置型浄化槽への公共関与	115
第 8 編 公共浄化槽の経営	117
8.1 公共浄化槽事業の財政計画	117
8.2 公共浄化槽の持続的な経営に向けて	119
8.3 事業収支モデルによる経営計画の検討	120
8.4 公営企業会計の適用	122
8.5 公共浄化槽の経営のあり方	124
第 9 編 資料編	126
9.1 都道府県構想策定マニュアル（概要）	127
9.2 モデル検討事例：持続的な運営に関する事業収支モデルの検討	128
9.3 持続的な経営に向けた自治体施策事例	142
9.4 浄化槽設置の設計における留意点	146
9.5 浄化槽の施工における留意点	148
9.6 浄化槽の維持管理における留意点	151
9.7 浄化槽の維持管理費用と使用料	152
9.8 浄化槽 PFI 事業の事例	156
9.9 循環型社会形成推進交付金等に係る事務フロー	159
9.10 公共浄化槽事業関連書類様式例	161
9.11 用語解説	175

第1編 はじめに

令和3年度末における全国の汚水処理施設の処理人口は、1億1,621万人となり、総人口に対する割合でみた汚水処理人口普及率は92.6%であったが、未だに約930万人が汚水処理施設を利用できない状況にある。また、我が国における汚水処理人口普及状況は、大都市と中小市町村で大きな格差があり、特に人口5万人未満の市町村の汚水処理人口普及率は82.7%にとどまっている状況である。未普及地域の多くが人口密度の低い中山間地域であることや、我が国が本格的な人口減少期にあることを踏まえると、未普及の状態を早期に解消していく上で、浄化槽の果たす役割はますます大きくなっていくものと考えられる。

浄化槽は、生活排水（し尿及び雑排水）を、主として各戸ごとに処理し、近傍の公共用水域等に放流するものであり、人口密度の低い地域においてより効率的な整備が可能な個別分散型の汚水処理施設である。また、処理性能は、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）が20 mg/L以下で、BOD 200 mg/Lの生活排水に対して除去率90%以上を有し、高度処理にも対応しているため、下水道等の他の汚水処理施設と比較しても遜色のないものとなっているとともに、短期間で設置できる、設置費用が安い、地震等の災害に強いなどのメリットを有している。

その一方で、浄化槽の現状をみると、令和3年度末時点においても約357万基の単独処理浄化槽が残存しており、汚水処理未普及人口の半数以上が単独処理浄化槽の利用者であることから、政府目標である令和8年度末の汚水処理施設整備の概成に向けては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換（単独転換）の加速化が大きな課題となっている。

単独転換の加速化のためには、市町村が主体となって浄化槽の設置・管理を行うことが有効である。これまで、平成26年に、官民連携による浄化槽の積極的な普及促進を目的とした「市町村浄化槽整備計画策定マニュアル」（以下「市町村整備マニュアル」という。）を作成し、活用を促してきたところである。また、令和元年度には、浄化槽法が改正され、市町村が浄化槽による汚水の適正処理を特に推進する必要がある区域（浄化槽処理促進区域）を指定した上で、自ら浄化槽の設置・管理を行う公共浄化槽制度が創設されたところであり、当該制度に基づく積極的な浄化槽整備の促進が期待されている。

しかしながら、現状では、公共浄化槽事業を実施している市町村は全国で約1割程度にとどまっており、十分な取組がなされているとは言えない状況である。また、公共浄化槽事業を現在実施している市町村においても、浄化槽整備後の維持管理も含めた適切な事業収支による持続的な浄化槽事業の経営が課題となっている。

本マニュアルは、以上の状況を踏まえ、令和8年度末の汚水処理施設整備への概成に向け、市町村が主体となった浄化槽事業の更なる促進を目的として、平成26年に作成した市町村整備マニュアルを改訂し、改正浄化槽法に基づく公共浄化槽制度等の新たな制度の内容を盛り込むとともに、PFI手法を始めとした積極的な民間活用及び、公共浄化槽事業やその他

の公共関与による整備・管理の手法について具体的に示している。あわせて、持続的な浄化槽事業の経営のあり方についても参考となる事例とともに整理している。

本マニュアルが、市町村が主体となった浄化槽整備及び持続的な浄化槽事業の経営に向けた取組を進めるために積極的に活用され、浄化槽による効率的・効果的な汚水処理の一層の促進につながることを期待する。

第2編 浄化槽法の改正

2.1 改正浄化槽法の概要

単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換と浄化槽の管理の向上について法的措置を講じることを趣旨とした浄化槽法の一部を改正する法律が、令和元年6月12日に可決・成立し、令和2年4月1日から施行されている。

改正浄化槽法においては、緊急性の高い単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換に関する措置、浄化槽処理促進区域の指定、公共浄化槽の設置に関する手続き、浄化槽の使用の休止手続き、浄化槽台帳の整備の義務付け、協議会の設置、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保、環境大臣の責務に関する制度が新たに創設された。

【解説】

(1) 特定既存単独処理浄化槽の措置及び合併処理浄化槽への転換推進

改正浄化槽法により、既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる特定既存単独処理浄化槽について、都道府県知事が除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言または指導・勧告及び命令を行うことができることとし、命令に違反した者は罰金に処することとされた（法附則第11条）。単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換に関する措置の概要を以下に示す。

都道府県知事が特定既存単独処理浄化槽に対する措置を適切に実施できるよう、環境大臣において指針（令和2年3月2日環循適発第2003027号環境大臣決定）を定めており、当該指針を参照の上、特定既存単独処理浄化槽に対する措置を適切に講じること。

また、特定既存単独処理浄化槽に該当しない既存単独処理浄化槽についても、生活雑排水を直接放流することで環境への負荷が生じているため、特定既存単独処理浄化槽以外の既存単独処理浄化槽も含めて合併処理浄化槽の転換を行うことが重要であり、特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に限らず、広く地域住民に合併処理浄化槽への転換の必要性について周知すること。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を円滑に進めるためには、浄化槽管理者の自己負担の軽減を図る必要があり、市町村による単独処理浄化槽の撤去費、合併処理浄化槽の設置工事費やその宅内配管工事に対する循環型社会形成推進交付金による支援制度により浄化槽管理者の負担軽減が図られることを地域住民に積極的に周知していくこと。

市町村は、国の宅内配管工事に対する補助制度を活用して、単独処理浄化槽の撤去費や合併処理浄化槽の設置工事費のみならず、宅内配管工事の費用についても、浄化槽管理者の自己負担の軽減に努めること。

一部の都道府県においては単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に関する助成を行っている市町村に対する財政支援に既に取り組みされているところもあり、都道府県は、このような財政支援に取り組むこと等を通じて、管内の市町村に対して浄化槽の設置工事

費のみならず、単独処理浄化槽の撤去費や宅内配管工事に対する支援措置制度の活用を促すこと。

(2) 浄化槽処理促進区域の指定

平成 26 年 1 月に、国土交通省、農林水産省、環境省で、「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を策定し、今後 10 年程度を目標に污水处理未普及地域が解消するよう取り組んでいるところであり、浄化槽による污水の適正な処理を特に推進する必要があると認められる区域を「浄化槽処理促進区域」として市町村が指定することができることとされた（法第 12 条の 4）。浄化槽処理促進区域の指定の概要を以下に示す。

市町村は、改正法の趣旨に鑑み、市町村の区域（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）に規定する処理区域及び予定処理区域を除く。）のうち、自然的経済的社会的諸条件からみて浄化槽による污水の適正な処理を特に促進する必要がある区域を、積極的に浄化槽処理促進区域として指定すること。

下水道法に規定する予定処理区域について、自然的経済的社会的諸条件から都道府県構想の見直しがあり、浄化槽による污水处理が適切とされた場合には、下水道法の区域見直しの手続きを経た上で、浄化槽処理促進区域として指定すること。

また、市町村は、浄化槽処理促進区域を指定しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならないこととされており（法第 12 条の 4 第 2 項）、改正法の施行前においても、同項の規定の例により都道府県知事に協議することができるものである（改正法附則第 3 条）。

浄化槽処理促進区域の指定の公告は、浄化槽処理促進区域の位置及び区域について、市町村長が定める方法で、図面で行う（規則第 9 条の 6）。

浄化槽処理促進区域の概念に示される自然的経済的社会的条件の各要素の考え方としては、以下の内容が考えられる。

- ① 自然的条件として、自然環境（地形の起伏、河川・水路との位置関係等）からみて、浄化槽の特徴を活かせるか。また、水環境の保全や自然環境（動植物・生態系）の保全が求められているか。
- ② 経済的条件として、地域の状況からみて、集合処理方式との比較の中で浄化槽の設置がより効率的に整備できるか。
- ③ 社会的条件として、水路や側溝、污水处理施設の整備状況から見て浄化槽の特長を活かせるか。また、人口動態（密度、高齢化率、将来人口等）や土地利用状況からみて、浄化槽の特長を活かせるか。

浄化槽処理促進区域は、自然的経済的社会的条件の考え方からすると、都道府県構想に示す浄化槽整備区域に含まれることから、市町村は、その区域指定に当たって都道府県構想と整合を図るように行うこと。

浄化槽処理促進区域の指定にあたっては、生活排水処理基本計画とも整合を図る必要が

あることから、必要に応じて生活排水処理基本計画も見直すこと。

なお、浄化槽処理促進区域には、市町村による公共浄化槽の整備だけでなく、浄化槽設置整備事業（個人設置型）による浄化槽整備が可能である。そのため、市町村は、その地域特性から、公共浄化槽又は浄化槽設置整備事業（個人設置型）による事業を選択して浄化槽の整備を積極的に進めること。

また、都道府県は、浄化槽処理促進区域の指定に関して市町村から協議を受けた際は、都道府県構想に示す浄化槽整備区域と浄化槽処理促進区域について、整合が図られているか確認すること。浄化槽処理促進区域は、生活排水処理基本計画と整合を図る必要があること、都道府県構想において浄化槽整備区域の見直しが行われた時には、当該区域と整合した浄化槽処理促進区域の見直しを図る必要があることから、都道府県は必要に応じて市町村に助言すること。

浄化槽処理促進区域と公共浄化槽・個人設置型浄化槽の関係を図 2-1 に示す。

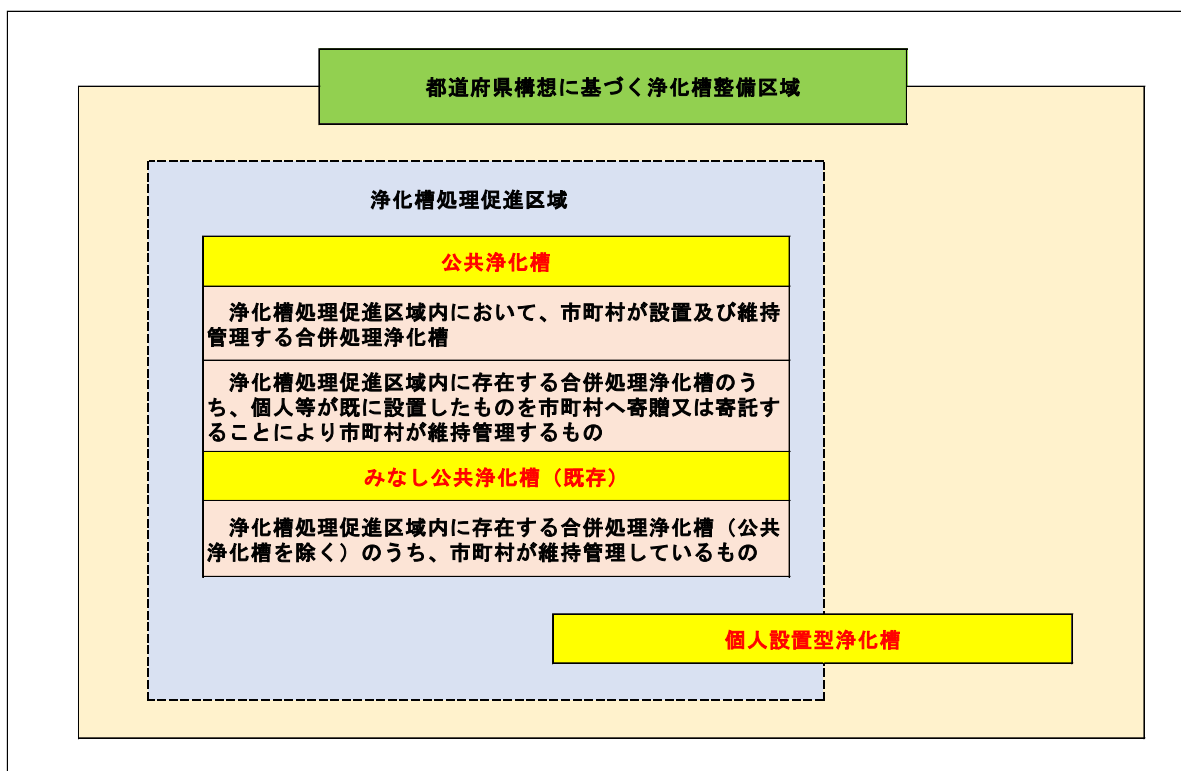


図 2-1 浄化槽処理促進区域と公共浄化槽・個人設置型浄化槽の関係

(3) 公共浄化槽

改正浄化槽法により創設された公共浄化槽制度の概要を以下に示す。

①公共浄化槽制度の創設

浄化槽が本来の処理性能を発揮し、汚水の適正な処理を図るためには、浄化槽の設置及

び維持管理が適正に行われている必要がある。市町村が管理主体となることで、維持管理が徹底され良好な放流水質を確保できることや住民負担の軽減にもつながるメリットがあること、また、市町村が面的な浄化槽の整備を進めることで、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換及びくみ取便槽から合併処理浄化槽への転換が進めやすくなる特徴を生かし、平成6年より浄化槽市町村整備推進事業を実施しているところであるが、法における位置づけがなく、排水設備の設置の義務や、他人の土地に排水設備を設置する場合の扱いなどの法的な整理がなされていなかった。このため、浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち、市町村が作成する設置計画に基づき設置された浄化槽であって市町村が管理するもの及び地方公共団体以外の者が所有する浄化槽について市町村が管理するものを公共浄化槽と定義し（法第2条第1の2号）、市町村が都道府県知事及び特定行政庁に協議して設置計画を作成する公共浄化槽制度を創設した（法第12条の5）。

市町村が設置計画を作成しようとするときは、浄化槽が設置される土地の所有者及び当該浄化槽で汚水を処理させる建築物の所有者の同意を得なければならないこととされ（法第12条の5第3項）、同意をした建築物の所有者及びその相続人その他の一般承継人は、市町村から法第12条の7第1項の規定による設置の完了の通知を受けたとき又は同条第2項の規定による公告があったときは、汚水を公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備の設置やくみ取便所の改造の義務を負うこととされた（法第12条の8第1項）。

その他、設置計画の同意に係る建築物以外の建築物の汚水を公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を設置しようとする場合の市町村の承認、公共浄化槽の使用の開始の届出、市町村による排水設備その他の物件の検査、市町村が公共浄化槽に関する工事を施工する場合その他やむを得ない理由がある場合の使用制限、公共浄化槽の使用に係る料金の徴収、公共浄化槽に関する調査等のための他人の土地の立入り、排水設備の使用の廃止の制限について規定した（法第12条の10から第12条の16まで）。その他の公共浄化槽の設置及び管理に関し必要な事項は市町村の条例で定めることとされた（法第12条の17）。

②地方公共団体以外の者が所有する浄化槽であって市町村が管理する公共浄化槽

市町村は、浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽であって地方公共団体以外の者が所有するものについて、自ら管理することができることとされた（法第12条の6）。

市町村は、法第12条の6の規定による浄化槽の管理を行おうとするときは、寄贈又は寄託を受けることにつき、当該浄化槽の所有者から書面により同意を得なければならない（規則第9条の8）。寄贈とは浄化槽の所有権が市町村に移るものをいい、寄託とは浄化槽の所有権は移さずに市町村が管理するものをいう。いずれの場合についても、市町村が管理するものであることから浄化槽管理者は基本的に市町村となり、既に使用されている浄化槽を公共浄化槽とする場合には、法第10条の2第3項に基づき、浄化槽管理者の変更の届出が必要となる。所有権は移さずに市町村が管理する寄託の場合においては、浄化槽管理者として実施する法の各種規定の履行や浄化槽の維持運営に係る費用の取扱いについて、あらかじめ浄化槽の所有者と協議を行うこと。書面による同意について、特に様式を定める

ものではないことから、条例において定められている市町村への浄化槽の寄附等の手続が文書で行われているものである限り、特段現行の手続を変更する必要はない。

なお、改正法附則第4条の規定により、単独処理浄化槽は法第12条の6の規定の適用においては浄化槽とみなされないため、市町村が同条に基づき管理することができる浄化槽は、合併処理浄化槽に限られることに留意すること。

③市町村による浄化槽整備

市町村が公共浄化槽を設置する場合には、浄化槽は分散型污水处理施設であることから各戸設置が基本である。自然的経済的社会的観点から、各戸設置型浄化槽で整備すべきエリアにおいては、各戸設置の浄化槽整備を行うこと。一方で、狭小家屋が密集する等の地域特性から複数戸の汚水をまとめて処理する方が望ましい地域においては共同浄化槽（複数戸の家屋の汚水を1基の浄化槽で処理するもの。）も組み合わせて柔軟に整備を進め、污水处理未普及解消に努めること。

浄化槽市町村整備推進事業によって設置された既存の浄化槽及び集落排水施設については、新たに公共浄化槽の設置計画を定める必要はなく、これらの浄化槽や集落排水施設を浄化槽処理促進区域に含めない限り、公共浄化槽に関する規定は適用されない。改正法施行後に、市町村が浄化槽処理促進区域を指定する際に、浄化槽市町村整備推進事業によって設置された既存の浄化槽や集落排水施設を浄化槽処理促進区域に含める場合には、みなし公共浄化槽として位置づけられ、法第12条の10から第12条の17までの規定が適用され（改正法附則第2条）、新たに公共浄化槽に汚水を流入させようとする場合の排水設備の設置の承認等の規定が適用される。

集落排水事業を行う市町村は、既存の集落排水事業の区域を浄化槽処理促進区域として指定を行おうとするときは、集落排水担当部局と調整の上で行うこと。

④公共浄化槽整備事業の実施について

公共浄化槽整備事業を行う市町村は、法12条の14第2項の原則に基づき事業に係る原価を踏まえた適切な料金を設定するとともに、維持管理（保守点検、清掃、法定検査）も含めPFI等の民間活用を進めることでコスト縮減や事務負担軽減を図ること、污水处理サービスとしての公共浄化槽の経営状況について適切に把握するために公営企業会計の適用を進めること等、効率的な事業実施に努め、その事業の実施内容について市民に周知すること。

なお、公共浄化槽の浄化槽管理者は基本的に市町村であるが、PFI等の民間活用を行う場合には、当該民間事業者が浄化槽管理者となり得るものである。公共浄化槽の清掃により収集した汚泥は一般廃棄物であることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき市町村の統括的な責任のもとで適正処理に努めること。

(4) 使用の休止の届出

浄化槽管理者は、浄化槽の休止に当たって清掃をしたときは、その使用の休止について都道府県知事に届け出ることができることとし（法第 11 条の 2 第 1 項）、当該浄化槽については、使用が再開されるまでの間、保守点検、清掃及び 11 条検査の義務を免除することとした（法第 10 条第 1 項ただし書及び第 11 条第 1 項ただし書）。虚偽の休止の届出をした者は 5 万円以下の過料に処せられる（法第 68 条第 1 号）。

浄化槽管理者は、使用の休止の届出に係る浄化槽について使用を再開したとき又は当該浄化槽の使用が再開されていることを知ったときは、30 日以内に都道府県知事に届け出なければならない（法第 11 条の 2 第 2 項）。使用の再開の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5 万円以下の過料に処せられる（法第 68 条第 2 号）。

(5) 浄化槽台帳

浄化槽の設置に関する情報や維持管理の実施状況について正確に把握を行うことで、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の指導や、11 条検査の受検の指導等を通じた良好な放流水質の確保が可能となることから、都道府県知事は浄化槽台帳を作成するものとされた（法第 49 条第 1 項）。また、都道府県知事は浄化槽台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対し情報提供を求めることができる（法第 49 条第 2 項）。

都道府県は、7 条検査及び 11 条検査のみならず保守点検、清掃の情報についても市町村や協議会等を通じて情報収集すること。また、都道府県は、整備した浄化槽台帳に基づき、11 条検査の受検の指導や管理状態の悪い浄化槽に対する指導を市町村と連携して実施するとともに、特定既存単独処理浄化槽となり得る浄化槽の把握を行い、必要な措置を講じること。

(6) 協議会

都道府県及び市町村は、浄化槽管理者に対する支援、公共浄化槽の設置等、浄化槽台帳の作成その他の浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとし（法第 54 条第 1 項）、協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない（同条第 2 項）。

協議会の組織及び運営に関し必要な事項は協議会が定めることとされており（同条第 3 項）、都道府県及び市町村は、地域の実情に鑑み、協議会の設置要綱において目的、業務内容、構成員その他必要な事項を定めること。目的、業務内容、構成員を以下に例示するが、これに限らず柔軟に設定できるものであり、管内の関係団体とよく協議すること。

目的として、浄化槽の整備促進、適正な維持管理の促進等各協議会において検討すること。業務内容として、浄化槽管理者への支援（維持管理費用の支援等負担の軽減、一括契約の推進等）、公共浄化槽の設置、浄化槽台帳の作成（情報収集を含む。）、特定既存単独処理浄化槽に関する情報収集や除却判断、浄化槽処理促進区域の指定、その他目的を達成す

るために必要な事業等各協議会において検討すること。

構成員として、都道府県、市町村、浄化槽管理者、指定検査機関、浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者、保守点検業者等各協議会において業務に応じた適切な構成員を検討すること。浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者、保守点検業者等が加盟する各都道府県の浄化槽関係団体の代表者とする 것도可能であるとともに、都道府県又は市町村が必要と認める者として外部有識者や課題への取り組みについて知見を有する者を含めることも可能である。

改正法施行前においても、行政と浄化槽関係団体とで任意の協議会が設置されており、浄化槽の適正な維持管理や合併処理浄化槽の普及促進等のため重要な役割を果たしてきたところである。改正法の趣旨を実現するためには関係者が一体となって取り組むことが重要であり、法律上協議会を位置づけることとした。

都道府県及び市町村は、協議会を組織するに当たっては、当該協議会の組織が、地域の実情に応じたものとなるよう配慮するものとされており（規則第 57 条の 3）、都道府県及び市町村は、関係地方公共団体、浄化槽管理者、指定検査機関、浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者、保守点検業者その他の多様な意見が反映されるよう、管内の関係団体と協議して、地域の実情に応じた協議会の組織に努めること。

行政と関係団体で構成されている既存の任意の協議会を法に基づく協議会とする 것도可能であるが、特定既存単独処理浄化槽に対する措置や浄化槽台帳の作成等新たに改正法で設けられた内容に照らし、協議会の目的や業務内容等について改めて各協議会において検討すること。

協議会における協議の過程では浄化槽管理者の氏名、住所等の個人情報を含む情報が扱われることから、これらの情報が外部に漏洩することのないよう、協議会の構成員は当該情報の取扱いには細心の注意を払う必要がある。また、協議会の目的を達成するために必要な範囲を超えて、協議会の構成員が自らの事業活動に当該情報を利用することがないよう、協議会の設置要綱において、情報の適正な取扱いについて定めることが望ましい。

(7) 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

浄化槽については、近年の社会的な要請から処理性能の向上、コンパクト化に伴う技術の高度化が進み、維持管理についても新たな知識や実務上の技術の習得が必要であることから、保守点検業者の登録に関する条例に定めるべき事項として、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加した（法第 48 条第 2 項第 3 号）。研修の機会については、保守点検業者に従事する浄化槽管理士の資格を所有する全ての者に機会が確保されることが望ましい。

(8) 環境大臣の責務

環境大臣は、都道府県知事に対して、11 条検査に関する事務その他浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃等の章に規定する事務の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならないものとした（法第 12 条の 3）。

11条検査の受検率向上のためには、浄化槽の設置状況や維持管理状況について正確に把握することが重要であることから、まずは浄化槽台帳の整備が円滑に進むよう、環境省における浄化槽台帳システムの作成・提供や循環型社会形成推進交付金による台帳システム整備等に対する支援を行っている。

第3編 生活排水処理基本計画と浄化槽整備計画

3.1 生活排水処理基本計画と浄化槽整備計画の関係

市町村は長期的、総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うものであり、現状と将来を見据えて適切な時期に、集合処理（公共下水道、集落排水施設等）と個別処理のそれぞれの特徴を活かせるような生活排水処理基本計画を策定することとなっている。生活排水処理基本計画は、社会情勢等の変化を踏まえて定期的（5年を基本とする）に内容を点検するほか、適宜見直すことが重要であり、それらとともに浄化槽整備計画についても策定や見直しが必要となる。浄化槽整備計画の策定や見直しにあたっては、農林水産省、国土交通省、環境省の3省統一の「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（以下「都道府県構想策定マニュアル」という。）（平成26年1月）を基本として、浄化槽整備の内容や計画等に関して具体的に検討することとする。

なお、改正浄化槽法に基づく浄化槽処理促進区域の指定にあたっては、生活排水処理基本計画とも整合を図る必要があるため、必要に応じて生活排水処理基本計画の見直しを行うものとする。

【解説】

生活排水処理基本計画は、市町村が長期的、総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次における浄化槽、下水道及び集落排水施設等の生活排水処理施設や汚泥再生処理センター等のし尿処理施設の整備方針や、汚泥やし尿等の収集、減量化、再資源化及び処理・処分等についての方策を定めるものである。

市町村においては、人口減少や厳しい財政事情等を踏まえ、限られた財源を効率的に活用した社会資本の整備が求められている。生活排水処理対策においても同様に水環境保全及び生活環境の向上の視点ばかりでなく、財政状況を踏まえた事業計画の策定が求められている。

また、生活排水処理対策は、浄化槽の整備を含めてその事業手法は多様化してきており、費用対効果を含めた経済的な評価を実施することで、事業の透明性を高め、住民に対する説明責任を確保する観点から生活排水処理基本計画の見直しが重要となってきた。

浄化槽整備計画の策定や見直しにあたっては、地域の現状及び地域の将来計画を整理し、基本方針及び計画目標を設定した後、個別処理と集合処理の区分を検討する必要がある。

そこで、本マニュアルは、浄化槽の特徴を活かした生活排水処理施設の整備を目指すために、「都道府県構想策定マニュアル」に準じて、特に浄化槽の整備について具体的に検討するための手順・手法等に係わる以下の事項について解説するものである。

(1) 市町村の財政支出可能額

生活排水処理基本計画の段階では詳細に把握できなかった浄化槽の設置スペースの確保や放流先の状況を勘案して、実施可能な浄化槽の整備基数について検討を行う。

また、浄化槽の設置及び維持管理を行うために要する費用と収入（使用料等の収入と一般会計等からの繰入可能額）を明らかにし、その収支を算定して、事業の実効可能性を検討す

る。(第4編、第5編及び第8編参照)

さらに、財政支出を縮減するための方策として、PFI手法やその他の民間活用の導入について検討する。(第6編浄化槽PFI事業の導入、その他の民間活用は第7編参照)

(2) 生活排水処理に対する住民の意向

浄化槽の整備を効率的に推進するため、事前に住民説明やヒアリングを行って、住民の浄化槽設置意識を啓発して、住民の理解と協力を得ることが重要である。

具体的な浄化槽の整備の仕方について、住民アンケートや説明会を行い、住民意識を啓発し、その意向を把握して、浄化槽整備計画に反映することを検討する。(第4編及び第5編参照)

(3) 既存の合併処理浄化槽の取り扱い

個人により設置された既設の合併処理浄化槽を寄付採納するなどの取り扱いについては、公共浄化槽(市町村設置型)と個人設置型の維持管理費の比較、水質保全効果の達成状況、下水道事業等の他の生活排水事業等との公平性を考慮して決定する必要がある。

従来個人設置浄化槽の管理者(住民)と民間業者(保守点検、清掃及び法定検査)との契約により行われていた状況を勘案して、市町村が望ましい方向を検討することが必要となる。(第4編及び第5編参照)

なお、平成13年の浄化槽法の改正により、合併処理浄化槽は「浄化槽」、単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」と称することになっているが、本マニュアルにおいては、特に両者の区別が必要な場合に限り、「合併処理浄化槽」と「単独処理浄化槽」と表記するものとする。

(4) 市町村内部組織及び人員確保

浄化槽の設置工事と維持管理の両方について、市町村における実施体制について検討する。(第4編及び第5編参照)

特に市町村職員の事務量を縮減するための方策として、PFI手法やその他の民間活用の導入について検討する。(第6編及び第7編参照)

3.2 浄化槽の特徴を活かした整備計画

個別処理を行う浄化槽は、処理性能が良く、設置費用が比較的安価で、さらに設置に要する期間も短いため整備効果の発現が早い。また、個別に設置することから、人口・世帯数の増減に対応しやすく、地震・洪水等の災害で被害を受けたとしても早期復旧が可能である等の特徴がある。浄化槽整備計画の策定にあたっては、これらの浄化槽の特徴を活かすことが重要である。

【解説】

個別処理施設である浄化槽には下水道や集落排水施設等の集合処理施設とは異なる特徴がある。個別処理施設としての浄化槽の特徴を以下に示す。

なお、浄化槽には中大型のものもあるが、本マニュアルにおいては、主として個々の一般住宅に設置される小型浄化槽を対象として解説するものとする。

① 長い管渠が不要

集合処理の場合は管渠を敷設する必要があるが単位管渠距離あたりの家屋数が少ない地域においては整備投資効率が低下してしまう。個別処理においては、これらの管渠関連設備が不要である。

② 各戸に普通乗用車 1 台分程度の敷地が必要

各戸ごとに浄化槽を設置するために、普通乗用車 1 台分程度の敷地の確保が必要になる。

③ 各戸ごとの維持管理が必要

各戸ごとに浄化槽が整備されることから、各戸ごとの運転、維持管理が必要となり、そのための維持管理体制を確保しなければならない。個人で管理を行う場合、適正な維持管理が実施されていないことも多くなっている。

④ 投資効果の発現が早い

各戸ごとに整備し、整備したところから汚水処理が開始される。浄化槽の設置は 1 週間から 2 週間程度で可能なことから、整備に係る投資効果の発現が早い。

⑤ 水環境への影響が小さい

浄化槽は汚水を少量ごとにその場で処理して排出することから、処理水が小水路を通り河川等の水域に流れ込む間に自然浄化作用を効果的に利用して浄化されるという二重の浄化作用をもつことになる。また、水路、河川等の水量を維持する効果もある。

⑥ 整備計画に対する柔軟性がある

集合処理の場合、最終的な対象区域を確定した後、その地域における 10～30 年後の排水量

等を推定し、その地域の最下流部に処理場を建設して、順次上流に向かって管渠を整備する形態が一般的である。これに対し、浄化槽では各戸ごとに設置するため、人口減少などによる整備需要の変化に柔軟に対応できることになる。

⑦ 高度処理への対応

BODの除去については、下水道等の他の生活排水処理施設と同様の処理性能を持ち、膜分離技術の導入等により高度なBOD除去を可能とした製品もある。さらに、栄養塩類とよばれる窒素・リンへの対応については、窒素除去可能な浄化槽が既に普及しており、リン除去についても対応できる浄化槽が製品化されている。

⑧ 汚泥の再利用がしやすい

浄化槽は、主として生活排水を処理するため、その汚泥については発生源ごとの特性を把握しやすく、重金属等の含有量が少ないことから再利用がしやすいといえる。ただし、浄化槽汚泥はし尿処理施設に運搬されて処理や再利用がなされる場合が多いが、この場合、し尿処理施設における広域的な処理と再利用に関する検討が必要であることに留意しなければならない。

⑨ 住民の環境意識の向上

使用者のすぐ近くで生活排水の浄化処理が行われることから、浄化槽を使用する住民の生活排水処理に対する意識の向上が期待できる。浄化槽は、日常生活の中で生活排水処理を行うことにより、その環境保全効果を身近に体験できる生活・環境実感型施設として、住民の環境意識を高めることが期待できる。

⑩ 地震等の災害に強い

東日本大震災では、下水道などの集合処理施設は広範囲にわたって甚大な被害を受けた施設もあり、本格復旧までに数年をかけたといわれているが、浄化槽については全損と判断されたものは全体の3.8%であり、多くの浄化槽はそのまま使用可能か、もしくは修理により使用可能であったなど、浄化槽は災害に強いことが示された。

⑪ 地域経済への波及効果

浄化槽の整備は、排水設備やリフォーム等の関連工事も含めた地域経済への波及効果や、整備後の維持管理業務等により、地域に継続的な雇用を創出する効果も期待される。

生活排水処理基本計画の見直しや浄化槽整備計画の策定においては、これらの浄化槽の特徴を活かすことが重要であり、それぞれの地域の特性を十分に把握し、自然環境や生活環境、市町村の財政状況、将来の人口・高齢化率や住民の意向等を踏まえた検討を行うことになる。

3.3 共同浄化槽を組合せた浄化槽整備

浄化槽は各戸別に設置することが基本であるが、狭小家屋が密集している等の地域特性から複数戸の汚水をまとめて処理する方が望ましい地域においては共同浄化槽（複数戸の家屋の汚水を1基の浄化槽で処理するもの）も組み合わせて柔軟に整備を進めることも考えられる。

【解説】

共同浄化槽は、図 3-1 に示すように複数戸の家屋の汚水を1基の浄化槽で処理するものであり、集合処理に分類される。

改正浄化槽法に規定された公共浄化槽制度において、公共浄化槽の整備手法は各戸設置を基本としつつ、狭小家屋が密集するなどの地域特性から複数戸の汚水をまとめて処理する方が望ましい地域においては共同浄化槽も組み合わせて柔軟に整備を進め、汚水処理未普及解消に努めることが示された。

循環型社会形成推進交付金の公共浄化槽等整備推進事業実施要綱において、共同浄化槽（公共浄化槽として市町村が管理するものに限る。）は、これまでの浄化槽本体費用と工事費等に加え、共同浄化槽に接続するための流入管（公共ますから共同浄化槽まで接続するための市町村が設置する管きよ等をいう。）の整備に必要な工事費（共同浄化槽を整備した場合と各戸で浄化槽を整備した場合の費用差額相当の金額を上限とする。）が交付対象範囲として示された。また、共同浄化槽の設置にあたっては、その計画処理対象人員は原則100人以内とし、その人員の算定は共同浄化槽に接続する家屋に居住する実定住人口を踏まえたものであることが示された（ただし、商業地域等により汚水量が多くなり101人槽以上となる場合に交付金の対象とするためには環境大臣に協議し承認を得ること）。なお、前提として、処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）に定めるただし書に基づき、市町村は浄化槽の人槽は住宅の延べ面積のみで決定されるのではないという認識を十分に持った上で浄化槽の人槽を検討することとされている。

これまで、浄化槽は建築物ごとに整備されてきたが、共同浄化槽を含めた整備手法を市町村が検討することができるようになり、柔軟な計画ができると同時に表 3-1 に示す効果が期待される。

なお、共同浄化槽については、通常の戸別設置浄化槽とは別に分担金や使用料を考慮することが必要であるとともに、接続した住宅等が整備後に空き家等となることも想定されるため、転出等の場合における維持管理費用の負担等について、あらかじめ共同浄化槽を設置及び使用する関係者間において、同意書を取り交しておくなどの対応策を検討しておくことに留意すべきである。

表 3-1 共同浄化槽導入の効果（メリット、デメリット）

<p>メ リ ツ ト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽が敷地外に設置されるため、浄化槽設置スペースがない家屋でも水洗化が図れ、生活排水を処理できる。 ・浄化槽が敷地外に設置されるため、単独転換時に浄化槽入れ替えが不要で、管路の切り替えのみで済むため整備しやすい。 ・複数戸の排水が混合されて浄化槽に流入するので流入変動・濃度変動が緩和され、処理機能が安定化する。 ・一戸当たりの居住人員が少ない場合は、最小規模浄化槽（5人槽）を各戸に設置する処理対象人員の合計よりも共同浄化槽の処理対象人員を小さく計画できる。 ・維持管理の一元化を図ることができる。
<p>デ メ リ ツ ト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に浄化槽がないため、排水（周囲の水環境）に対する意識が低くなる懸念がある。 ・用地の取得が困難な場合がある。 ・浄化槽の供用率が供用開始時より下がると一世帯当たりの維持管理費が割高になる可能性がある。

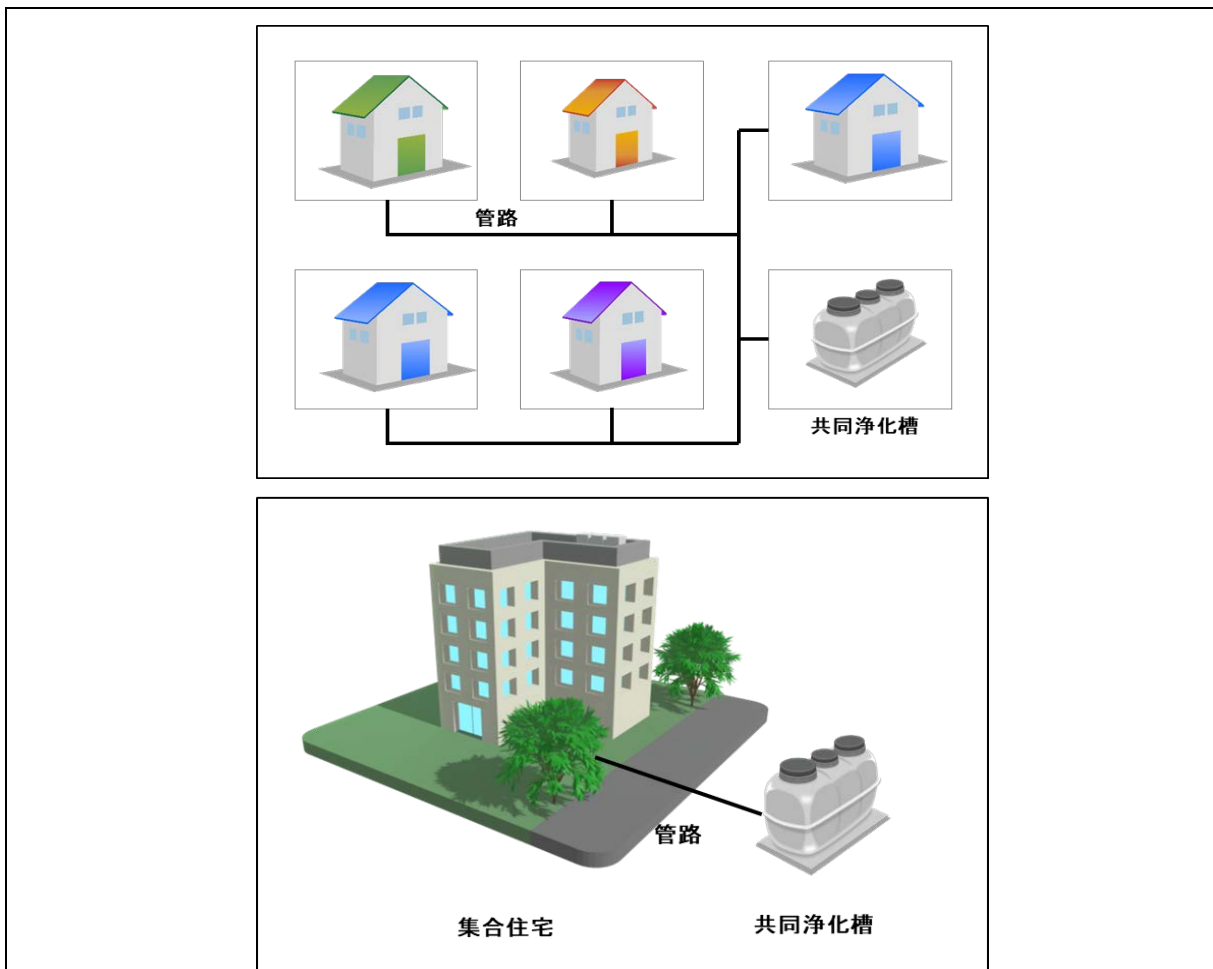


図 3-1 共同浄化槽の設置イメージ図

3.4 汚水処理未整備地域における浄化槽整備のあり方

令和3年度末における汚水処理人口普及率は92.6%となっているが、汚水処理施設の未整備地域が残っている市町村においては、一刻も早く汚水処理施設を整備する必要がある。これまでも各種汚水処理施設の整備に関するアクションプランの策定が進められてきているが、早期に汚水処理を概成するために、浄化槽を積極的に活用する汚水処理計画への見直しが求められている。

【解説】

(1) 「都道府県構想」の見直しについて

令和3年度末における全国の汚水処理施設の処理人口は、1億1,621万人となり、汚水処理の人口普及率は92.6%となっているが、未だに約930万人が汚水処理施設を利用できない状況にある。

効率的な汚水処理施設の整備・運営管理を計画的に実施していくため、汚水処理を所管する3省（農林水産省、国土交通省、環境省）が連携して策定した都道府県構想策定マニュアルに基づいて、都道府県構想の見直しが市町村と連携して実施されてきているものの、汚水処理人口普及率は、大都市と中小市町村で大きな差があり、特に人口5万人未満の市町村の汚水処理人口普及率は82.7%であり、未だに大きく後れている状況にある。

都道府県構想策定マニュアルにおける見直しのポイントは以下のとおりである。（資料編「9.1 都道府県構想策定マニュアル（概要）」参照）

- ・ 汚水処理施設の未整備地域について、各種汚水処理施設の経済比較を基本としつつ、将来の人口減少等を反映した汚水処理人口普及率の予測値とアクションプランで掲げた目標値を比較し、乖離があった場合には、各種汚水処理施設による整備区域の徹底的な見直しを行う。
- ・ そのうえで、汚水処理の概成を目指した各種汚水処理施設の整備に関するアクションプランの見直しを行う。
- ・ アクションプランの見直しに際しては、整備に長期間を要する地域については、早期に汚水処理が概成可能な手法を導入するなどの整備区域の見直し等を含めた弾力的な対応を検討する。

上記のポイントを踏まえ、アクションプランを見直し、浄化槽整備を通じた汚水処理未普及解消を促進する必要がある。

(2) 浄化槽整備における市町村の関与について

都道府県構想策定マニュアルにおいて、整備に長期間を要する地域については、早期に汚水処理施設の整備が可能な手法を導入することを検討するとされており、個別処理施設である浄化槽の役割が注目されることになる。

浄化槽の整備については、主に個人（住民）が浄化槽を設置して、維持管理を行う個人設置型と、市町村が主体となって浄化槽を設置し、維持管理も行う公共浄化槽（市町村設置型）

がある。

市町村においては、浄化槽の整備を進めるにあたり、個人設置型による整備とするのか、あるいは公共浄化槽（市町村設置型）として市町村が積極的に関与して整備していくのかを、住民の意向等の地域ニーズを踏まえ、水環境の保全や市町村財政等を総合的に勘案した上で決める必要がある。

3.5 浄化槽整備計画の位置づけと目的

浄化槽整備計画は上位計画である都道府県構想や生活排水処理基本計画を受けて浄化槽整備に向けた具体的な内容を定める計画として位置づけられる。市町村は、個別処理とした区域における浄化槽の整備・運営について、実施手法、事業手法、事業費及び財源について検討し、定めるものとする。

【解説】

(1) 浄化槽整備計画の位置づけ

浄化槽整備計画は、都道府県構想や市町村の生活排水処理基本計画において個別処理とした区域を対象として、浄化槽の整備・運営方針や中長期的な実施等計画を明らかにするものである。

浄化槽整備計画と都道府県構想及び生活排水処理基本計画の関係を図 3-2 に示す。

市町村内の汚水処理手法については、「都道府県構想」において経済比較のほかに整備期間、水質保全効果、地域特性、地域住民の意向等を考慮して、総合的判断に基づいて設定してきたが、市町村は、今後の人口減少、事業の財政収支、汚水処理施設整備の概成などに重点をおくとともに、自然的、経済的、社会的諸条件からみた浄化槽処理促進区域の指定についても都道府県と協議して都道府県構想の見直しを進める必要がある。

生活排水処理基本計画では生活排水処理形態ごとの区域及び人口を定め、処理施設整備に係る事項等を整理する。「浄化槽整備計画」は、この生活排水処理基本計画を受けて浄化槽整備区域における具体的な浄化槽整備・運営に向けた事業内容を定める計画として位置づけられる。

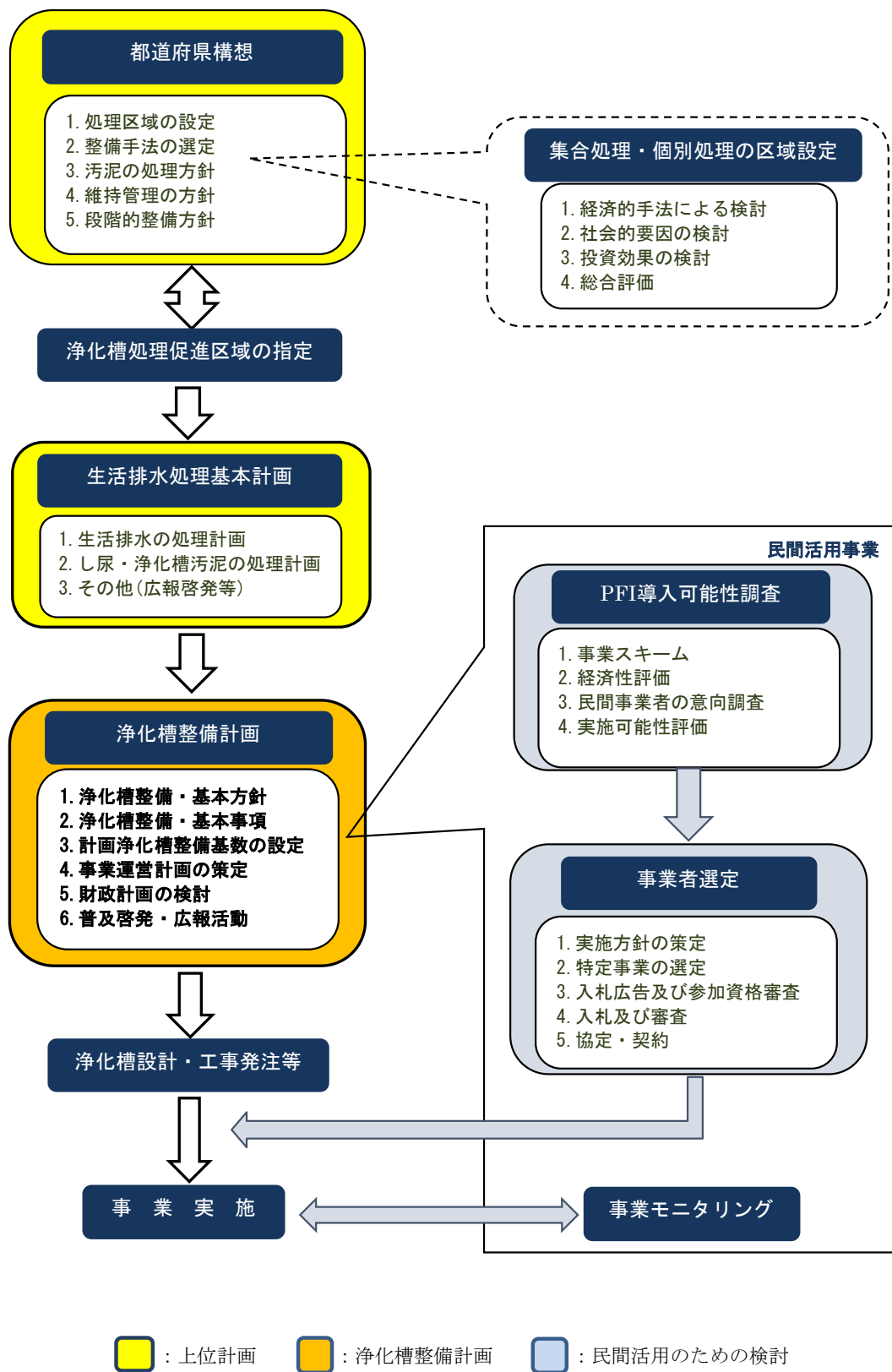


図 3-2 浄化槽整備計画の位置づけ

(2) 生活排水処理基本計画策定から浄化槽整備・運営実施までの作業とその内容

浄化槽の整備・運営を実施するまでの作業について、生活排水処理基本計画、浄化槽整備計画の策定及び事業実施の各段階における主な作業の概要を以下に示す。

①生活排水処理基本計画の策定：中長期的なマスタープランの策定

生活排水処理基本計画では生活排水処理形態ごとの人口及び区域を定め、処理施設整備に係る事項等を整理する。ただし、浄化槽と公共下水道や集落排水施設等の役割分担・調整については、都道府県構想において経済比較を基本として、整備時期、水質保全効果、地域特性、地域住民の意向等を考慮して、総合的判断に基づいて設定することとなっている。

②浄化槽整備計画の策定：事業実施に向けた具体的な整備計画の策定

生活排水処理基本計画を受けて浄化槽整備に向けた具体的な事業内容を定める計画として、浄化槽整備計画を策定することになる。浄化槽の整備には、市町村が浄化槽を設置して浄化槽の管理者となる公共浄化槽と、主に個人（住民）が設置して浄化槽の管理者となる個人設置型があることと、浄化槽の整備は住民の浄化槽設置意向に伴い進展するという特性があるため、採用する事業方式の種別や住民の設置意向を踏まえて、設置する浄化槽基数（事業規模）、事業運営計画及び財政計画等を策定する必要がある。

たとえば、公共浄化槽の事業形態として、市町村直営事業ではなく PFI 手法の民間活用型事業を採用する場合は、事業採択の効果や民間事業者の参加意向を精査するなど、事業の可能性を明らかにした上で事業化を図る必要があるため、整備計画及び事業計画に加えて、PFI 手法を導入するための可能性調査（以下「PFI 導入可能性調査」という。）を実施する。PFI 導入可能性調査の結果、PFI 手法が有利と判明し、導入に向けて進めることにした場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI 法」という。）等に定める諸手続き及び事業者の選定を行うことになる。

公共浄化槽及び個人設置型の浄化槽整備を交付金事業として実施する場合は、循環型社会形成推進地域計画を策定して環境省に提出する。なお、PFI 導入可能性調査や PFI 事業者選定作業に対しても浄化槽整備効率化事業費として交付金を充当することが可能である。

③浄化槽整備事業の実施：事業実施及び事業評価

事業の実施において、市町村では、個人設置型の場合は設置された浄化槽の検査と設置した住民への設置補助交付手続きを行う。設置後の維持管理は個人に委ねられるが、交付金の適正執行の観点から個人で管理されている浄化槽についても法定検査受検などの維持管理状況を監視しておくことが望まれる。公共浄化槽のうち、市町村直営事業では、設置工事の発注、設置した浄化槽の保守点検や清掃等の開始手続きを行う。PFI 事業等の民間活用型事業では、PFI 事業者が住民への周知活動から浄化槽の設置及び維持管理作業を行うので、市町村は事業進捗等の監視のほか、設置された浄化槽の買取り及び維持管理等のモニタリングなど事業全体の監理を行う。

3.6 浄化槽整備計画の内容

浄化槽整備計画の策定においては、整備事業費、財政負担額、事務量、個人負担等に関する検討を行い、適切な整備手法（公共浄化槽・個人設置型浄化槽）を選択することが必要である。

【解説】

浄化槽整備計画は、市町村の浄化槽整備計画区域を対象に浄化槽整備の基本方針、浄化槽整備基数、全体整備スケジュール及び年度別整備計画を定めて、財政的、行政的、環境配慮に係る事業の実施可能性を明らかにする計画である。浄化槽整備計画の構成等を図 3-3 に示すとともに各項目の内容について概説する。

- (1) 浄化槽整備の基本方針
- (2) 浄化槽整備の基本事項
- (3) 計画浄化槽整備基数
- (4) 事業運営計画
- (5) 財政計画
- (6) 普及啓発・広報活動

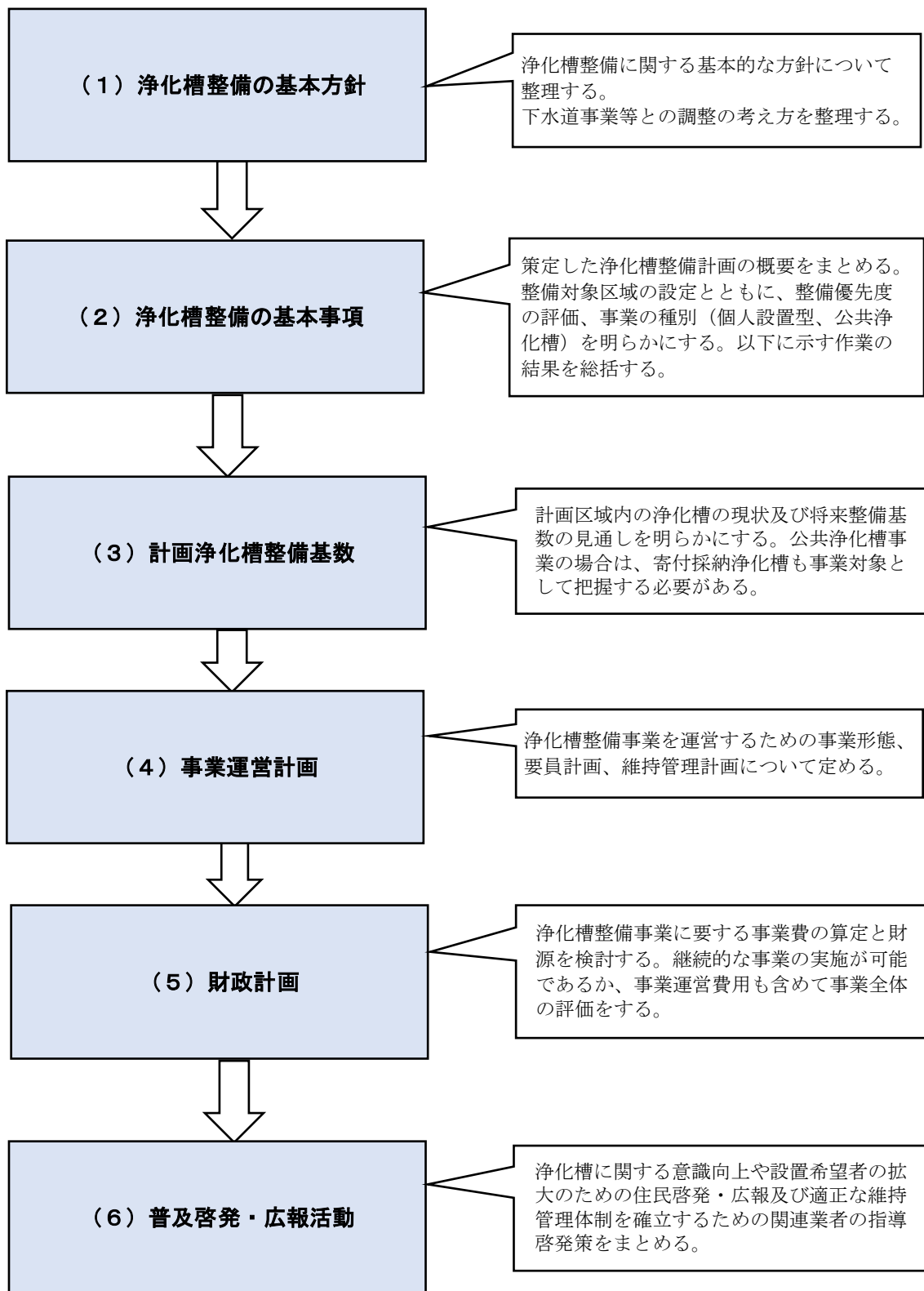


図 3-3 浄化槽整備計画の構成と検討概要・手順

(1) 浄化槽整備の基本方針

浄化槽整備計画に関する基本的な方針について次の事項を示すものとする。

- ① 計画区域の設定方針
- ② 浄化槽整備・運営手法

(2) 浄化槽整備の基本事項

浄化槽整備計画の基本事項は次の事項を示すものとする。浄化槽整備対象区域を指定するとともに、区域別に整備優先度を評価して、各区域における整備手法（公共浄化槽、個人設置型浄化槽）を明らかにする。

- ① 計画区域
- ② 整備・運営手法の選定（必要に応じて区域別とする）
- ③ 区域別整備・運営手法の種別
- ④ 計画目標期間

①の計画区域については、浄化槽処理促進区域を指定して浄化槽整備区域とすることが考えられる。また、計画区域のうち整備・運営手法に応じて区域分けをする場合もある。

②の整備・運営手法の選定については、対象区域ごとに、浄化槽の設置状況、将来の人口動態や高齢化率、市町村財政を踏まえた投資効果、地域における汚水処理概成や水環境保全等の目的の達成状況、住民及び地域の関係者の実情・ニーズ等を十分踏まえ、必要に応じて関係者との協議等も行いつつ、市町村における組織体制や職員の事務量等も含め、総合的に勘案した上で、地域における最適な手法を選択する必要がある。

公共浄化槽整備・運営手法と市町村事務量の関係等を表 3-2 に示す。

表 3-2 公共浄化槽の整備・運営手法と市町村事務量等の関係

公共浄化槽及び民間活用方式の導入				
種別・方式	公共浄化槽 (市町村直営方式)	公共浄化槽 (指定工事店方式)	公共浄化槽 (包括民間委託方式)	公共浄化槽 (PFI方式)
設置促進	・自治体職員による広報等	・設置工事手続の効率化 ・宅内配管工事との一体工事 ・民間業者による営業活動	・自治体職員による広報等	・SPCを構成する民間企業グループによる営業活動
維持管理の 適正化	・自治体から維持管理業者に業務委託 ・自治体による適正維持管理の実施	・自治体から維持管理業者に業務委託 ・自治体による適正維持管理の実施	・民間業者に性能発注、複数年契約（3～5年） ・民間業者による維持管理の効率化、適正管理の実施	・SPCとPFI業務の契約（契約期間10年程度） ・民間業者による維持管理の効率化、適正管理の実施
職員事務量	大	中	中	小
事業コスト縮減	小	小	中	大
方式の概要	・市町村が主体となり、設置・維持管理を行う。	・設置工事において、住民が選定した指定業者と市町村が随意契約する。	・維持管理業務を複数年契約の性能発注として一括委託する。	・設置工事及び維持管理とも民間業者に長期一括委託する。

公共浄化槽及び個人設置型浄化槽ともに浄化槽整備・運営計画を策定し、整備基数の予測、浄化槽の種類選定、補助制度の導入、それに伴う財政計画の検討を行うほか、維持管理における市町村の関与についても検討する必要があることに留意すべきである。

(3) 計画浄化槽整備基数

浄化槽の年度別計画基数は、後述する事業運営計画及び財政計画を策定するための基礎的な数値であるため、公共浄化槽は勿論のこと個人設置型浄化槽においても事業を適正に評価するためには実現性のある計画値を設定する必要がある。

適正な計画値を設定するために、以下に示すように浄化槽の整備・運営の現状を調査するとともに、将来の人口・世帯数・住宅戸数の推計から必要な整備・運営基数（潜在需要量）を把握し、住民の高齢化や設置意向の傾向を踏まえて、計画浄化槽基数を設定することが肝要である。特に、浄化槽の整備は住民の設置意向に左右されるため、これを把握するとともに設置意向の向上策を合わせて検討することが望ましい。

また、公共浄化槽事業において既設の個人設置浄化槽の寄付採納制度を導入する場合は、整備済の浄化槽基数の把握と寄付採納が見込まれる浄化槽基数についても推計する必要がある。

- ①浄化槽整備の現状：整備済み浄化槽基数、住宅戸数等
- ②浄化槽必要整備量の推計：将来の人口・世帯数・住宅戸数、高齢化率の推計
- ③整備・運営浄化槽基数の推計：浄化槽設置意向者数、民間事業者の体制（設置工事、保守点検、清掃業者並びにし尿処理施設の受入れ能力）
- ④年度別計画整備・運営基数の設定

(4) 事業運営計画

浄化槽整備計画は、浄化槽の設置のみならず、浄化槽の性能を発揮するための適切な維持管理の確保を含めた生活排水の適正処理を目指した計画である。そのため、事業の持続可能な運営を目的とした計画の策定が求められる。事業運営計画の策定にあたっては、整備手法（公共浄化槽、個人設置型浄化槽）により、事業計画、要員計画及び維持管理計画等の内容は異なることになる。

① 公共浄化槽

公共浄化槽は、市町村が主体となって浄化槽の設置及び維持管理を行うものであるため、市町村の事務量や財政への影響について詳細に検討する必要がある。公共浄化槽における事業運営計画については第8編に詳述する。

② 個人設置型浄化槽

個人設置型浄化槽は、浄化槽の設置及び維持管理とも個人が主体的に行うものであるが、

浄化槽の計画的整備及び適正な維持管理を図るため、設置等に係る補助金額並びに申請手続きをはじめ、特に、維持管理については、市町村補助のない個人負担で設置された浄化槽も含めて、浄化槽の適正な維持管理の実施について検討する必要がある。維持管理業務の一括契約の推進や管理組合の設立、あるいは改正浄化槽法により設置が可能となった法定協議会などに市町村が関与することも検討し、具体的な内容を設定する。

(5) 財政計画

浄化槽整備・運営に要する事業費の算定と財源について検討し、財政計画を作成する。財政計画の作成においては、住民負担（設置負担金、使用料）、市町村の財政状況等を総合的に勘案し、事業の持続的な運営の実施が可能となるように計画することが肝要である。

① 公共浄化槽

公共浄化槽においては、財政計画の作成にあたり浄化槽使用料の設定や一般会計からの事業費充当額を事前に検討して、持続可能な事業運営が見込める財政計画の策定が要求される。設置費、維持管理費のみならずブロワの補修・更新あるいは本体の更新など含めた事業全体のLCC（Life Cycle Cost、以下「LCC」という。）を算定し、その事業収支について検討することとなる。事業財政収支の算定過程で起債償還額や一般会計充当額が市町村財政で賄えるかの確認を行い、必要に応じて事業規模の変更、事業の効率化、住民負担（設置負担金、使用料）見直し、民間活用等による事業費の縮減などを追加検討する。財政計画における主な検討事項を以下に示す。

- 1) 設置工事費と財源内訳：浄化槽設置工事に伴う設置費用とその財源内訳
- 2) 維持管理費と費用負担：保守点検費、清掃費、法定検査費、機器補修・更新費等とその費用負担
- 3) 使用料の設定：使用料体系、他の事業との比較、一般会計充当額等
- 4) 事業費用：LCC、起債償還額等の算定含む
- 5) 財政面からみた事業評価

なお、公共浄化槽における財政計画については第5編及び第8編に詳述する。

② 個人設置型浄化槽

個人設置型浄化槽では、浄化槽の計画的な整備を図るため、その設置工事費の一部を補助している市町村は多い。設置工事費や維持管理費について補助制度を導入する場合は、財源の確認や財政計画に関する検討が必要である。

(6) 普及啓発・広報活動

浄化槽の整備等は先述の通り住民の意識に左右されることから、事業を推進するに当たって住民への普及啓発・広報活動は非常に重要である。特に個人設置型の浄化槽においては、維持管理が適切に行われるように、浄化槽管理者である住民に対する啓発活動、民間事業者

等に対する市町村等の関与について検討する必要がある。また、改正浄化槽法による法定協議会を通じて、住民、民間事業者、市町村が取り組む方法もある。

以下に、普及啓発・広報活動に係る検討事項等を示す。

- ① 住民への啓発に係る事項
- ② 業者への指導・啓発に係る事項
- ③ 法定協議会など実施体制に係る事項

(7) 事業スケジュール

計画及び事業のスケジュールを明確にするとともに、進捗を管理することも踏まえて事業全体のスケジュールを検討し、設定する必要がある。スケジュール表は計画期間全体、年間、月間など事業内容に応じたものを作成することが望ましい。

項目は、浄化槽の設置、維持管理、補修・長寿命化、交付金の申請・報告、住民等への広報、モニタリング、協議会などとする。

第4編 浄化槽の整備・運営手法

4.1 浄化槽を整備・運営するための手法

浄化槽を整備・運営するための手法には、市町村が主体となって浄化槽を設置し、維持管理を行う公共浄化槽と、個人（住民）が浄化槽を設置して、維持管理を行う個人設置型がある。市町村においては、個人設置型から公共浄化槽への切り替えとともに PFI 等の民間活用を導入することや、個人設置型であっても市町村が関与して維持管理の組織化を図る等の浄化槽の整備・運営手法について総合的に勘案した上で最適な手法を決定する必要がある。

【解説】

浄化槽を整備・運営するための手法には、市町村が主体となって浄化槽を設置し、維持管理も行う公共浄化槽と、個人（住民）が浄化槽を設置して、維持管理を行う個人設置型がある。個人設置型には改正浄化槽法に基づく法定協議会等を設置して公共が関与する手法も考えられる。

今後の整備手法を決める際には、地域の汚水処理状況、人口動向、職員並びに民間事業者の体制、財政状況など総合的に勘案する必要がある。

浄化槽を整備・運営する手法は、浄化槽の設置及び維持管理の主体、公共関与、民間活用の仕方により表 4-1 に示すような種類がある。

表 4-1 浄化槽の整備・運営手法

	設置主体 (所有者)	維持管理主体 (管理者)
公共浄化槽<直営型>	公共<直営>	公共<直営>
公共浄化槽 PFI 型<BTO>	公共<PFI-BTO>	公共<PFI-BTO>
公共浄化槽 PFI 型<BOO・BOT>	民間<PFI-BOO・BOT>	民間<PFI・BOO・BOT>
公共浄化槽<民活型>	公共<指定工事店>	公共<包括委託>
個人設置型	個人	個人
個人設置公共関与型	個人<公共関与>	個人<公共関与>
個人設置公共管理型	個人	公共(寄贈、寄託)

(1) 公共浄化槽

公共浄化槽は、基本的には市町村が主体となって戸別の住宅等に浄化槽を設置し、管理者となる浄化槽をいい、従前は「市町村設置型」と称されていたものが改正浄化槽法において位置づけられたものである。公共浄化槽は、浄化槽処理促進区域を指定後に当該区域内に市町村が整備、管理する点で従来の市町村設置型とは異なる。また、改正浄化槽法によって、個人が設置した浄化槽を市町村に寄贈、寄託することによって、市町村が浄化槽管理者となる公共浄化槽として管理することも可能となる。

公共浄化槽の整備・運営を実施する方式には、市町村職員が浄化槽設置の勧誘や調査・設計、維持管理業務の委託などを行う直営型、民間事業者に業務の多くの部分を委託して実施する PFI 方式などがある。PFI 方式等民間活用については第 6 編及び第 7 編に示している。

(2) 個人設置型

個人設置型は、個人（住民）が浄化槽を設置する場合をいい、その維持管理についても設置者が浄化槽管理者として行うことが一般的であるが、維持管理組合を組織した維持管理や法定協議会などを通して市町村が設置や維持管理に間接的に関与する方式もある。

(3) その他の公共管理型の浄化槽

個人で設置した浄化槽についても、市町村への寄贈（寄託）等によって、公共浄化槽として市町村が維持管理を行う場合がある。

また、浄化槽市町村整備推進事業による浄化槽の整備を終了して、その後は市町村による維持管理だけを行っている公共管理型の事業がある。

4.2 浄化槽整備手法別の特徴

浄化槽整備計画の検討にあたっては、個人設置型及び公共浄化槽のそれぞれの整備手法の特徴や課題について整理を行い、整備手法の選択と課題に対する方策を検討することが必要である。

【解説】

個人設置型及び公共浄化槽の整備手法の特徴は以下の通りである。

○個人設置型

- ・個人（住民）が浄化槽を設置して、浄化槽管理者となり維持管理の責務を負う。
- ・設置費用の一部について浄化槽設置整備事業として補助金が交付され、補助金以外の設置費は個人負担となる。
- ・維持管理費（保守点検、清掃、法定検査）も個人負担となる。

○公共浄化槽

- ・市町村が住宅等敷地内に浄化槽を設置し、市町村が浄化槽管理者として維持管理を行う。
- ・設置費用の一部について公共浄化槽等整備推進事業として国から交付金が交付される。残りは市町村が設置費を負担し、そのうちの一部を負担金として個人（住民）が負担する。（後述：「4.4 対象事業と財源措置」を参照）
- ・維持管理費（保守点検、清掃、法定点検）は、使用者から徴収した使用料で充てる。

上記の内容を対比すると、表 4-2 の通りとなる。

表 4-2 個人設置型及び公共浄化槽の比較

		個人設置型	公共浄化槽
設 置	設置者(所有者)	個人（住民）	市町村
	設置費	補助金（一部国交付金等） 上記以外は個人（住民）	国交付金 市町村費（起債等） 分担金（住民）
維持管理	管理者	個人（住民）	市町村
	使用者	個人（住民）	個人（住民）
	維持管理費	個人（住民）	市町村

浄化槽には、優れた特長がある一方で、普及にあたりいくつかの課題も指摘されている。個人設置型の課題をみると、

- ・工事費における個人負担が大きい。
- ・適正な維持管理の確保が困難な場合がある。
- ・維持管理について複数の業者と契約しなければならない。
- ・市町村が浄化槽の設置管理の状況を把握できない。

等の課題がある。

これらの課題に対する対策として、公共浄化槽の導入が有効であり、公共浄化槽の特長を表 4-3 に示す。

なお、公共浄化槽の場合、市町村が実施する公共事業となるため、次の点に留意と対策が必要である。

- ・個人の排水設備工事との一体工事が困難な場合がある。
- ・設置申請から工事までの期間が長い。
- ・市町村の事務量・財政支出が増加する場合がある。

これらの解決策の 1 つに、PFI 手法の導入があり、排水設備工事との一体化や工事までの期間の短縮化とともに、市町村職員の事務量や財政負担の軽減が可能となる。

また、個人設置型及び公共浄化槽に関わらず、以下に示すような課題が生じることがある。なお、単独処理浄化槽の切替えや排水設備工事費については、生活排水処理施設整備における共通の課題である。

- ・設置スペースや放流先を確保できない。
- ・単独処理浄化槽の切替えが進まない。
- ・排水設備工事費の負担が大きい。

単独処理浄化槽からの転換や排水処理設備工事費に対しても、市町村からの補助制度の導入や、公共浄化槽の PFI 手法による民間独自のサービスの提供により対応している事例がみられる。

表 4-3 公共浄化槽の特長

特長	概要等
①単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進及び計画的な浄化槽整備と公平なサービスの提供が可能	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共事業として計画的に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が促進される。 ・一般住宅だけでなく、事業所等も含めた面的な整備が可能となる。 ・法規に則った適正な維持管理の実施が確保される。 <p>(住民等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活排水処理に関して広く公平な行政サービスを提供することが出来るため、信頼性が高い。 ・集合処理から個別処理に見直された区域においては、本事業により住民からの理解を得られることが多い。 ・設置届等の手続、維持管理におけるトラブル発生対応や機器補修等について、迅速かつ確実に実施できる。
②公共用水域の水質改善や保全が可能	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共浄化槽の確実な維持管理の実施により、公共用水域の持続的な水質改善と保全を確保することが出来る。 ・全体的なシステムとして統一的な維持管理情報管理が可能となる。 <p>(住民等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水洗化や水回り等の生活環境の改善が早期に進む。
③浄化槽の設置における個人負担の軽減と整備促進が可能	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設置の促進が期待される。 <p>(住民等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人負担は分担金だけとなる。(設置費の 10% 基本)
④整備事業費における国の交付金割合が高い	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共浄化槽の場合、浄化槽設置工事費の 1/3 (10/30) が国の交付金の対象となる。(条件等により 1/2 (15/30)) ・起債が可能であるとともに、交付税措置もある。 <p>(住民等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人負担がその分軽減されることになる。
⑤災害等による復旧工事への財政支援制度がある	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害等への対応について、行政による速やかな対応や、浄化槽関係団体との協定と BCP (事業継続計画) の

	<p>策定・構築が可能となる。</p> <p>(住民等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政による速やかな災害復旧等の対応が期待できる。
⑥経済的困窮世帯等への対策が可能	<p>(市町村及び住民等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共浄化槽の場合、分担金や使用料の減免により、公共事業としての経済的困窮世帯や障害者世帯等への救済対策が可能となる。
⑦地域経済への波及効果が期待できる	<p>(市町村及び住民等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元業者を中心とする公共事業として、関連する付帯工事等も含めた地域経済への波及効果が期待される。

4.3 浄化槽の整備と関連法令

浄化槽の整備に関連する法律としては、浄化槽法がまず挙げられる。この法律の条文には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、建築基準法、建設業法、下水道法の諸規定が引用されているため、浄化槽整備事業にはこれらの法律も関連している。また、PFI手法を導入する場合には、PFI法も関連する。

【解説】

浄化槽整備の基幹となる浄化槽法については、2.1で述べた令和元年の法改正によって、特定既存単独処理浄化槽に対する措置、浄化槽処理促進区域の指定、公共浄化槽の設置に関する手続、浄化槽の使用の休止手続、浄化槽台帳の整備の義務付け、協議会の設置、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保、環境大臣の責務に関する制度が新たに定められている。

(1) 浄化槽に関連する法律

表 4-4 に浄化槽に関連する法律、図 4-1 に浄化槽法と関連する主な法律を示す。

浄化槽法の条文には、廃棄物処理法、建築基準法、建設業法、下水道法の諸規定が引用されているため、浄化槽整備事業にはこれらの法律も関連している。

その他、水環境保全関連法として、水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法、そして地域整備促進等関連法として、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、農業振興地域の整備に関する法律、自然公園法等が関係することもある。

また、公共浄化槽による整備事業を実施するにあたっては、市町村が設置及び管理の主体となることから地方自治法等に基づき対応する必要がある。(参考資料 4-1 参照)

市町村は、特別会計、分担金・使用料の徴収について地方自治法第 209 条、第 224 条、第 225 条、第 228 条の規定に基づき条例で定めることになる。

また、PFI手法を導入する場合には、さらに PFI法も関連する。

表 4-4 浄化槽に関連する法律

項目	法令
①浄化槽全般関係	「浄化槽法」
②生活排水処理計画関係	「廃棄物処理法」、「下水道法」
③浄化槽整備事業関係	「水道原水法」、「下水道法」、「水質汚濁防止法」
④浄化槽の定義関係	「下水道法」、「廃棄物処理法」
⑤構造基準関係	「建築基準法」
⑥届出等	「建築基準法」
⑦業登録関係	「建設業法」
⑧汚泥収集運搬関係	「廃棄物処理法」
⑨公共浄化槽の場合	「地方自治法」
⑩PFI 方式導入の場合	「PFI 法」

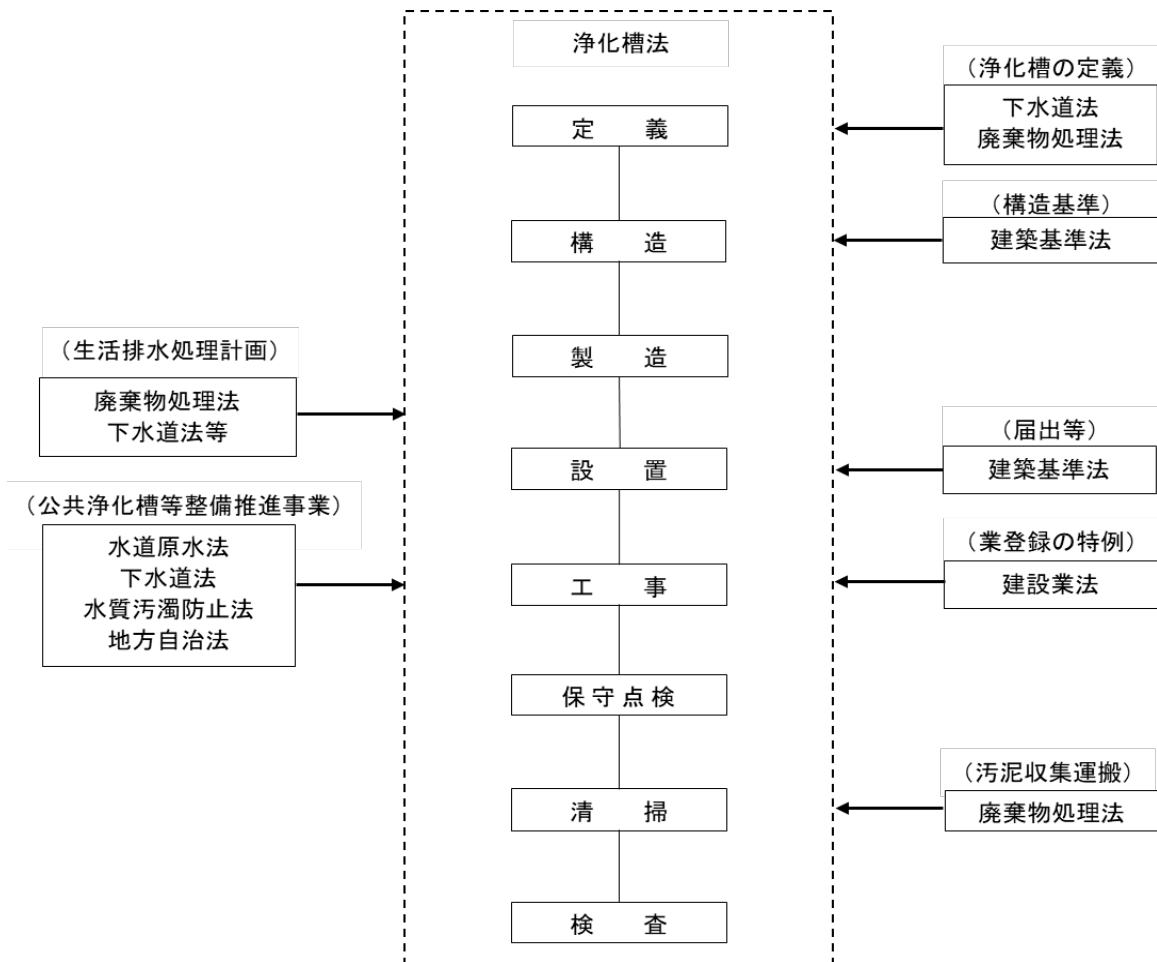


図 4-1 浄化槽法と関連する主な法律

出典：「浄化槽関連法・入門」公益財団法人日本環境整備教育センター（2004年4月）
を加工して作成

○参考資料 4-1：「地方自治法における浄化槽関連条文」

(会計の区分)

第 209 条 普通地方公共団体会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

(分担金)

第 224 条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

(使用料)

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 4 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。

(公の施設)

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。（以下略）

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 手続きと法令の関係

公共浄化槽における浄化槽の設置から使用開始後の維持管理までの各手続きと法令の関係について図 4-2 に示す。

なお、個人設置型の場合は個人が浄化槽管理者となるため、地方自治法の適用は無いが、浄化槽法に基づく手続きと法令の関係は公共浄化槽の場合と基本的に同様である。

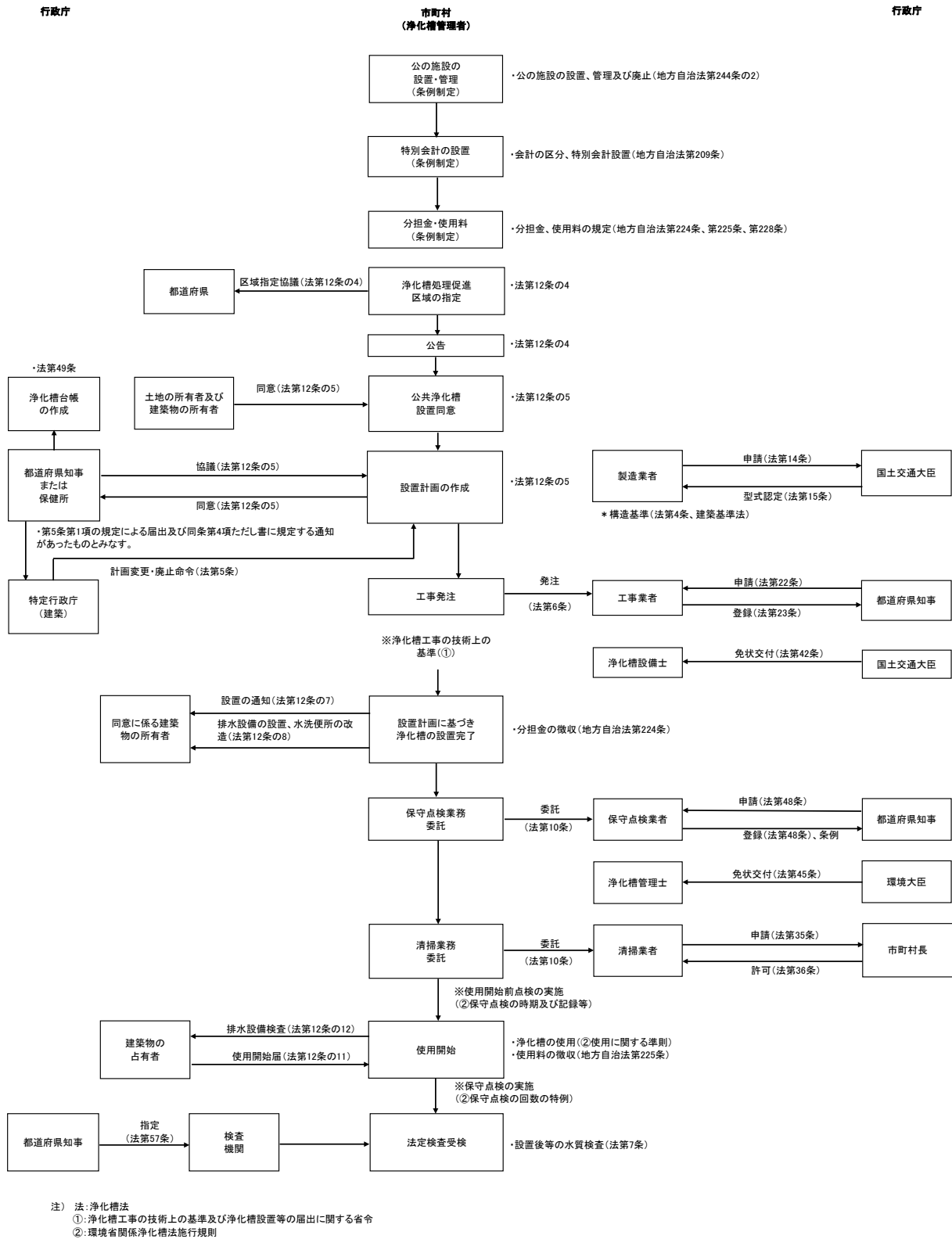


図 4-2 公共浄化槽における浄化槽に関する手続きと法令

4.4 対象事業と財源措置

浄化槽の整備事業は循環型社会形成推進交付金の助成対象となっている。
また、循環型社会形成推進交付金は、浄化槽の整備事業だけでなく、浄化槽整備事業計画の策定や、後述する PFI 方式導入のための可能性調査等における委託費用についても助成対象となっている。(浄化槽整備効率化事業)

【解説】

環境省所管の循環型社会形成推進交付金（以下「循環交付金」という。）のうち、浄化槽整備に係る事業は次のとおりである。

- ・個人設置型事業：浄化槽設置整備事業
- ・公共浄化槽事業：公共浄化槽等整備推進事業
- ・浄化槽整備効率化事業

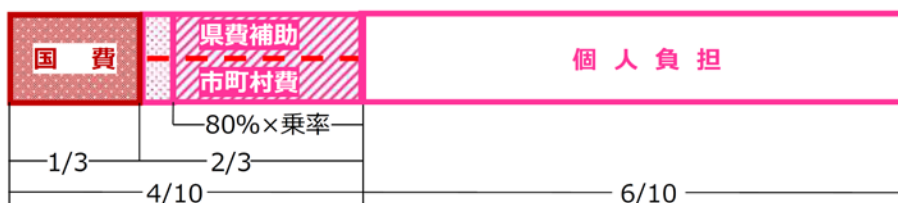
公共浄化槽を整備する場合、個人設置型と比べて、国からの財政支援も多く、下水道事業債による起債も可能となるため、住民の費用負担は大幅に縮減され、浄化槽整備の推進が期待される。

各事業の財源措置に関する概要を以下に示す。

① 個人設置型事業：浄化槽設置整備事業（財源措置）

設置費の財源としては、図 4-3 に示すように、40%を交付対象経費としてうち国庫交付金は 1/3 又は 1/2 となる。交付対象経費の残分 2/3 又は 1/2 は市町村（又は市町村及び県）が原則負担する。交付対象経費外の 60%は設置者である個人の負担となる。

○浄化槽設置整備事業



○地方交付税措置（斜線部分）

地方負担額の80%に財政力指数※に応じた乗率を乗じて得た額を措置

財政力指数	～0.5	0.5～0.6	0.6～0.8	0.8～
都道府県	1.0	0.8	0.4	0.2
市町村	1.0	0.9	0.7	0.5

図 4-3 個人設置型における財源措置（国費 1/3 の場合）

② 公共浄化槽事業：公共浄化槽等整備推進事業（財源措置）

設置費の財源としては、図 4-4 に示すように、通常型は、原則として10%を分担金、1/3が国庫交付金、残りは市町村費となり、市町村費については起債が可能である。

環境配慮・防災まちづくり事業の場合は、図 4-5 に示すように原則として10%を分担金、1/2が国庫交付金、残りは市町村費となり、市町村費については起債が可能である。

公共浄化槽事業の PFI 方式も同様の財源措置となる。

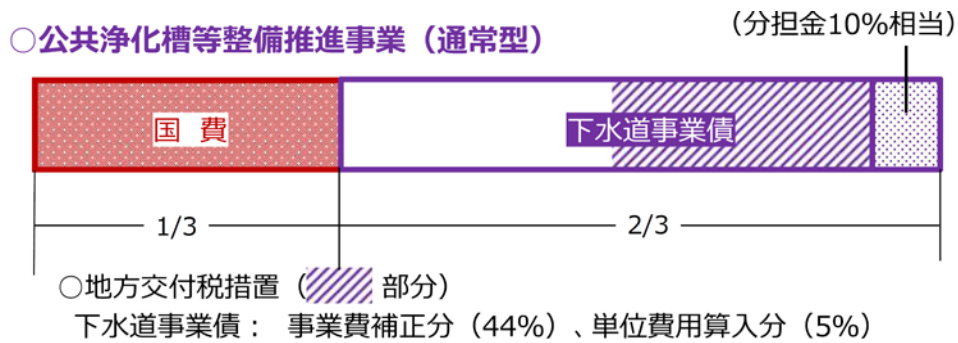


図 4-4 公共浄化槽等整備推進事業における財源措置（国費 1/3 の場合）

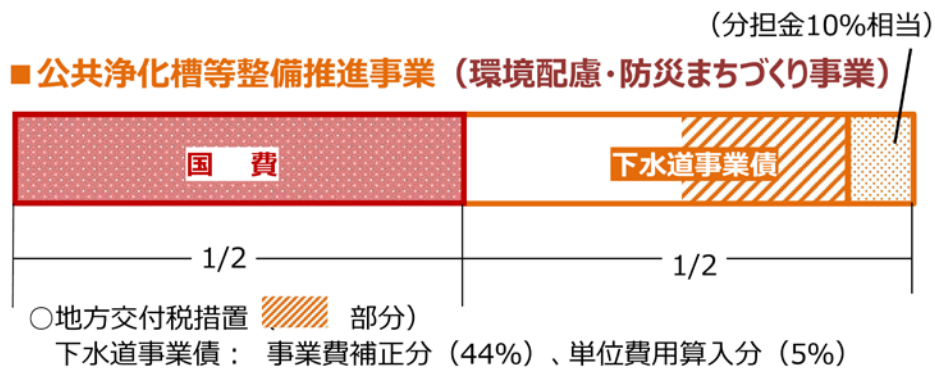


図 4-5 公共浄化槽整備推進事業における財源措置（国費 1/2 の場合）

③ 浄化槽整備効率化事業

浄化槽台帳作成、計画策定・調査（新たな浄化槽事業計画策定、浄化槽処理促進区域の指定、PFI 事業の導入検討に係る調査を含む）、維持管理向上・費用低減に資する一括契約等に必要な情報集約・システム構築、講習会等に対して循環交付金による支援を行う。交付率は1/3である。

第5編 公共浄化槽による事業計画の策定

5.1 事業計画の概要

公共浄化槽による浄化槽の整備事業とは、市町村自らが設置主体となって浄化槽の整備と維持管理を行う事業（以下「公共浄化槽事業」という。）である。本事業の導入にあたっては詳細な検討を実施した上で事業計画を策定することが必要である。

【解説】

改正浄化槽法に基づく浄化槽処理促進区域を対象として、公共浄化槽事業の事業計画を策定する。公共浄化槽事業の事業計画の策定において検討すべき項目について、以下、項目ごとに解説する。

- (1) 浄化槽処理促進区域の指定【5.2】
- (2) 浄化槽整備基数の推計【5.3】
- (3) 採用する浄化槽の選定【5.4】
- (4) 事業計画の策定【5.5】
- (5) 事業費の算出と財政収支の検討【5.6】
- (6) 実施体制の検討【5.7】
- (7) 浄化槽台帳システムの整備【5.8】
- (8) 条例の検討【5.9】
- (9) 普及啓発・広報【5.10】
- (10) 事業計画書の作成【5.11】

5.2 浄化槽処理促進区域の指定

改正浄化槽により市町村は、当該市町村の区域（下水道法第2条第8号に規定する処理区域及び同法第5条第1項第5号に規定する予定処理区域を除く。）のうち自然的、経済的、社会的諸条件からみて浄化槽による汚水の適正な処理を特に促進する必要があると認められる区域を、浄化槽処理促進区域として指定することができるようになった。

市町村が公共浄化槽事業を実施するためには、この浄化槽処理促進区域の指定が必要である。

【解説】

改正浄化槽法により、浄化槽による汚水の適正な処理を特に推進する必要があると認められる区域を「浄化槽処理促進区域」として市町村が指定することができることとされた。

また、浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち、市町村が作成する設置計画に基づき設置された浄化槽であって市町村が管理するもの及び地方公共団体以外の者が所有する浄化槽について市町村が管理するものを公共浄化槽と定義された。

このため市町村は、公共浄化槽を整備する場合、事前に地域状況を把握して公共浄化槽事業の対象とする浄化槽処理促進区域の指定を行う必要がある。

市町村は、浄化槽処理促進区域を指定しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならないことになっており、各都道府県の要項等に従った手続きにより協議を行うものとなる。

また、市町村は浄化槽処理促進区域の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならないとされている。

5.3 浄化槽整備基数の推計

公共浄化槽事業において将来的に整備する浄化槽基数について検討する。整備基数の推計にあたっては、住民における浄化槽設置意向、浄化槽の設置スペース及び放流先の状況等を現地調査するとともに、将来の人口や世帯数（家屋数）の減少及び高齢化の進展等も勘案して、実施可能な整備基数について推計を行う必要がある。

【解説】

生活排水処理基本計画の段階では詳細に把握できなかった浄化槽の設置スペースや放流先の状況等について、現地調査を実施するなどして、実際に設置が可能な整備基数について検討を行う。また、既に個人により設置された浄化槽の取り扱いについて検討する。

特に、浄化槽の設置は基本的に住民の意向に基づいているため、事業計画の策定にあたっては、将来の人口や世帯数（家屋数）の減少及び高齢化の進展等を勘案することと、住民説明会及びアンケート調査等を行い、住民の浄化槽設置希望数や設置時期についてヒアリングを行うことが望ましい。

(1) 浄化槽設置のためのスペースの確保

浄化槽の設置にあたっては、宅地内に浄化槽を設置するためのスペースの確保が必要である。十分な設置スペースがない場合には、小容量型浄化槽を採用することや道路下への設置が考えられる。しかし、道路下への浄化槽設置については、他の埋設施設調査等事前の確認が必要である。（参考資料 5-1：「道路法 32 条（道路占用許可）」参照）

また、複数戸で 1 基を設置することなどの対応も考えられるため、地域の状況によっては共同浄化槽の設置について検討する。

○参考資料 5-1：「道路法第 32 条（道路の占用の許可）」

道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

(2) 浄化槽処理水の放流先

浄化槽処理水は、道路側溝、水路、小河川等が近隣にある場合はそれに放流する。近隣に

放流場所がない場合は、浄化槽設置にあわせた道路側溝の整備、地下浸透方式あるいは蒸発散方式の採用も考えられる。

また、放流先の水路等の水位が浄化槽放流管の水位よりも高い場合には、ポンプアップによって排水する必要があり、そのための水位条件についても事前に調査することが必要である。

(3) 既設浄化槽の扱い

本事業の対象地域を設定するにあたり、本事業実施前に個人が設置した浄化槽の取り扱いについて整理することが必要である。本事業の対象地域に既に設置されている合併処理浄化槽について、浄化槽を寄附（寄贈又は寄託）されることにより、公共浄化槽として市町村が維持管理する方法などがある。既設浄化槽の取り扱いについては、維持管理費における公共浄化槽と個人設置型との比較、水質保全効果の達成状況、地域の汚水処理の公平性等を考慮して決定する必要がある。

(4) 住民意向調査

公共浄化槽事業の導入にあたっては、これを効率的に推進するため、事前に住民説明やヒアリングを行い、また住民の浄化槽設置意識を啓発することによって、住民の理解と協力を得ることが重要である。住民意向調査における主なヒアリング事項を以下に示す。（参考資料5-2：「住民アンケートの様式例」参照）

住民の浄化槽設置希望における意向調査の精度を上げるためには、予定する住民負担額（分担金、使用料等）を示すことが求められるため、事業計画や財政計画について検討をした上で実施することも想定される。

- ・ 居住地域
- ・ 世帯人数と世帯主の年代
- ・ 住宅状況：延べ床面積、台所・風呂がそれぞれ複数あるか（二世帯住宅かどうか）
- ・ 生活排水の放流先
- ・ 浄化槽の設置希望の有無、希望する場合の設置時期
- ・ 浄化槽を設置できない理由、または判断できない理由
- ・ 市町村への要望、意見等

住民意識を啓発しその意向を把握して、計画に反映するための方法としては以下のようなものがある。

① パブリックインボルブメント（PI）の実施

パブリックインボルブメント（以下「PI」という。）は、公共事業の計画づくりや事業を進める過程で、関係する住民や利用者に情報を公開した上で、広く意見を聴取し、計画づくりや事業実施に住民の意見を反映させるものである。PIの目的は、計画の内容を住民に周知す

ること、計画について住民の意見を聴取すること、その意見を反映させること及び住民とのコミュニケーションを図ること等が挙げられる。PIでは、計画の内容、住民の財政的負担等について、パンフレットやインターネットを用いて周知し、アンケートや意見交換会等を行い、住民の意向を聴取し、計画に活かすことができる。

② 地元住民への説明会

各地域の自治会などで説明会を開き、住民の理解を深めるとともに意向を把握する。市町村が浄化槽を設置する公共浄化槽事業を行う旨を説明し、浄化槽への理解を深めるとともに、分担金や使用料についても、住民からの理解が得られるように努めるべきである。

③ パブリックコメントの実施

パブリックコメントは、行政機関が政策の立案を行おうとする際にその案を公表し、意見を募集するものである。市町村は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う。

○参考資料 5-2：住民アンケートの様式例

浄化槽整備事業に関するアンケート調査

問1 お住まいのある地区はどちらですか。該当する番号に○を付けて下さい。

1	2	3	4
〇〇〇地区	〇〇〇地区	〇〇〇地区	〇〇〇地区

問2 同居している家族の人数は何人ですか（回答者を含む）。

	人
--	---

問3 世帯主の方の年齢はおいくつですか。該当する番号に○を付けて下さい。

1	20 歳代	2	30 歳代	3	40 歳代
4	50 歳代	5	60 歳代	6	70 歳以上

問4 現在、お住まいの住宅の築年数はどれくらいでしょうか。

建築されてから、現在までのおおよその年数で結構です。

	年
--	---

問5 お住まいの住居の延床面積はどの程度ですか。該当する番号に○を付けて下さい。（同一棟の物置、納屋及び別棟の離れは床面積に含みます。また、別棟の農業用倉庫などは床面積に含みません。）

1	130 m ² （約 40 坪）以下
2	130 m ² （約 40 坪）超え
3	わからない

問6 お住まいの住居には、浴室及び台所がそれぞれ二つ以上ありますか。

1	ある	2	ない
---	----	---	----

問7 ご自宅では、生活排水（台所・風呂・洗濯・トイレなどの排水）をどのように流していますか。該当する番号に○を付けてください。

1	トイレ・台所・洗濯の排水をすべて浄化槽へ流している。 (合併処理浄化槽)	2	トイレの排水だけ浄化槽へ流している。(単独処理浄化槽)
3	トイレは汲み取りで、台所などの排水はそのまま道路側溝や水路などへ流している。	4	トイレは汲み取りで、台所などの排水は地面にしみこませている。
5	その他 具体的に ()	6	わからない

問8 市が検討中の市が主体となって浄化槽の整備を行う「公共浄化槽等整備推進事業」が実施されることとなった場合、分担金と呼ばれる一部の費用をご負担いただくことで、合併処理浄化槽を設置することができます。

分担金のほかにトイレの改造工事や配管などの排水設備工事に要する個人負担の費用が発生します。また、浄化槽設置後から毎月、使用料をお支払いいただくこととなります。

本事業における分担金及び使用料については、まだ決まっておりませんが、本事業により、合併処理浄化槽を設置できることになった場合には、合併処理浄化槽の設置を希望しますか。該当する番号に○を付けて下さい。

1	2	3
希望する	条件によっては希望する	希望しない

問9 問8で「2. 条件によっては希望する」を選んだ方にお尋ねします。

「条件によっては希望する」とした理由は何でしょうか。

下記に該当するものがあれば番号に○を付けてください。(複数回答可)

また、「6. その他」に○を付けた方は、可能であれば具体的内容もご記入ください。

1	事業の内容についてもっと詳しく知ってから判断したい。
2	合併処理浄化槽を設置したいが設置スペースが確保できるかわからない。
3	浄化槽の設置やトイレの水洗化などの費用を調べてから判断したい。
4	浄化槽設置のための分担金や維持管理の使用料が決まってから判断したい。

5	借家・借地のため判断できない。
6	その他 ()

問 10 問8で「1. 希望する」または「2. 条件によっては希望する」を選んだ方にお尋ねします。浄化槽の設置を希望する時期はいつ頃でしょうか。該当する番号に○を付けて下さい。

1	2	3
1年以内	2年以内	3年以内
4	5	6
5年以内	10年以内	時期は未定

問 11 市が検討している浄化槽整備事業について、ご意見などがあれば、ご自由にお書き下さい。

— アンケートはこれで終了です。ご協力ありがとうございました。 —

(5) 浄化槽整備基数の推計

地域の特性、家屋状況及び住民の設置意向調査等により、地域ブロックごとの浄化槽整備基数を算定して、その結果を整理する。

浄化槽は人槽ごとに設置費、維持管理費が異なるため、浄化槽の整備事業費を積算するためには、浄化槽の人槽規模別の設置基数や管理基数を推計する必要がある。

(6) 浄化槽整備目標基数の設定における留意点

計画策定における目標とすべき整備基数の設定にあたっては、実現可能性も踏まえつつ、目指すべき目標基数を設定することが重要であり、具体的には、事前に詳細なアンケート等の住民意向調査を行って住民の設置意向を把握し、さらに将来の人口、世帯数（家屋数）の減少及び高齢化の進展等も考慮した目標基数を設定すべきである。

(7) し尿処理計画との調整

浄化槽の整備基数の増加や浄化槽の清掃の適正な実施によって浄化槽汚泥量が増加することも考えられるため、既存のし尿処理施設における処理能力等について、計画段階での確認が必要である。

5.4 採用する浄化槽の選定

採用する浄化槽の処理機能については、富栄養化防止等の当該地域の水質保全上の要件を考慮して、BODのさらなる除去や窒素、リンの除去を行う高度処理型の浄化槽を採用する必要がある場合には、その種類を選定するものとする。

【解説】

(1) 浄化槽の種類について

環境省（当時厚生省）では、平成3年7月に、国庫補助事業により設置される浄化槽が、確実に所期の性能を発揮するとともに、維持管理が容易かつ確実に実施されるように、浄化槽を選定するための指針を策定した。

処理対象人員10人槽以下の浄化槽の選定に関しては、全国浄化槽推進市町村協議会で、個々の浄化槽が交付金交付要綱等に適合するかどうかの判断を市町村に代わって一元的に審査し、登録することとなっており、そこで登録された浄化槽から選択することになる。

浄化槽の種類は、機能面と処理方式の2つに分類される。機能面については、「通常型」と「高度処理型」があり、処理方式については、国土交通省の告示で定められた構造である「構造例示型」とメーカーの独自開発による構造である「性能評価型」がある。

住宅設置を対象とした通常型の浄化槽は、BOD除去率90%以上、放流水のBOD濃度が20mg/L以下と定められており、高度処理型の浄化槽は放流水のT-N濃度が20mg/L以下、T-P濃度が1mg/L以下またはBOD濃度が5mg/L以下の除去機能を有する浄化槽とされている。

浄化槽は生活雑排水及びし尿を処理して周辺の排水路に放流されるが、通常型の浄化槽では窒素やリンは大きくは除去されないため、汲み取り便所の場合に比べて窒素やリンが公共用水域に多く排出される場合がある。そのため、湖沼等の閉鎖性水域に流入する河川の流域では、高度処理型の浄化槽を設置する必要がある、これらを考慮して浄化槽の種類を選定することになる。

(2) 浄化槽の人槽規模について

浄化槽の人槽規模については、「建築物の用途別による^し尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JISA 3302-2000)」により算定する。表5-1に住宅施設における処理対象人員算定基準を示す。算定人員については建築物の使用状況により、類似施設の使用水量その他の資料から実情に添わないと考えられる場合は、当該資料などを基にして人員を増減することができる」とされている。

そこで、浄化槽の人槽設定については、一律に住宅の延べ床面積130㎡を適用するだけではなく、設置する浄化槽の使用予定人員を可能な限り把握し、使用実態に合わせた人槽の設定について検討することが望ましい。

表 5-1 建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（住宅）

建築用途		処理対象人員	
		算定式	算定単位
住宅	$A \leq 130\text{m}^{\ast\ast}$ の場合	$n=5$	n : 人員(人) A : 延べ面積(m^2)
	$130\text{m}^{\ast\ast} < A$ の場合	$n=7$	

※この値は、当該地域における住宅の1戸あたりの平均的な延べ面積に応じて、増減できるものとする。

(3) 共同浄化槽の人槽規模

共同浄化槽の人槽規模は、接続する各住宅の人槽を算定して合計するか、または、全体の居住人口を処理対象人員として、共同浄化槽の人槽とすることが考えられる。なお、循環交付金の交付対象となる共同浄化槽は原則100人槽以下であり、100人槽を超える共同浄化槽の場合には環境大臣への個別協議が必要となる。

5.5 事業計画の策定

浄化槽処理促進区域とされた地域において、地域の状況を把握し、将来の整備目標基数の設定及び採用する浄化槽の選定を行い、公共浄化槽事業における設置から維持管理までの作業内容を踏まえた上で、本事業の事業計画を策定する。

【解説】

公共浄化槽事業の事業計画策定の手順を図 5-1 に示す。公共浄化槽事業の計画手順は第 3 編における浄化槽整備計画の策定手順と基本は同様であるが、公共浄化槽事業では設置から維持管理まですべて市町村の責任となることから、浄化槽を整備するための費用だけでなく、維持管理に要する費用とその財源も明らかにして、将来的に事業を継続していくための市町村の財政負担を考慮した持続可能な財政計画を策定する必要がある。

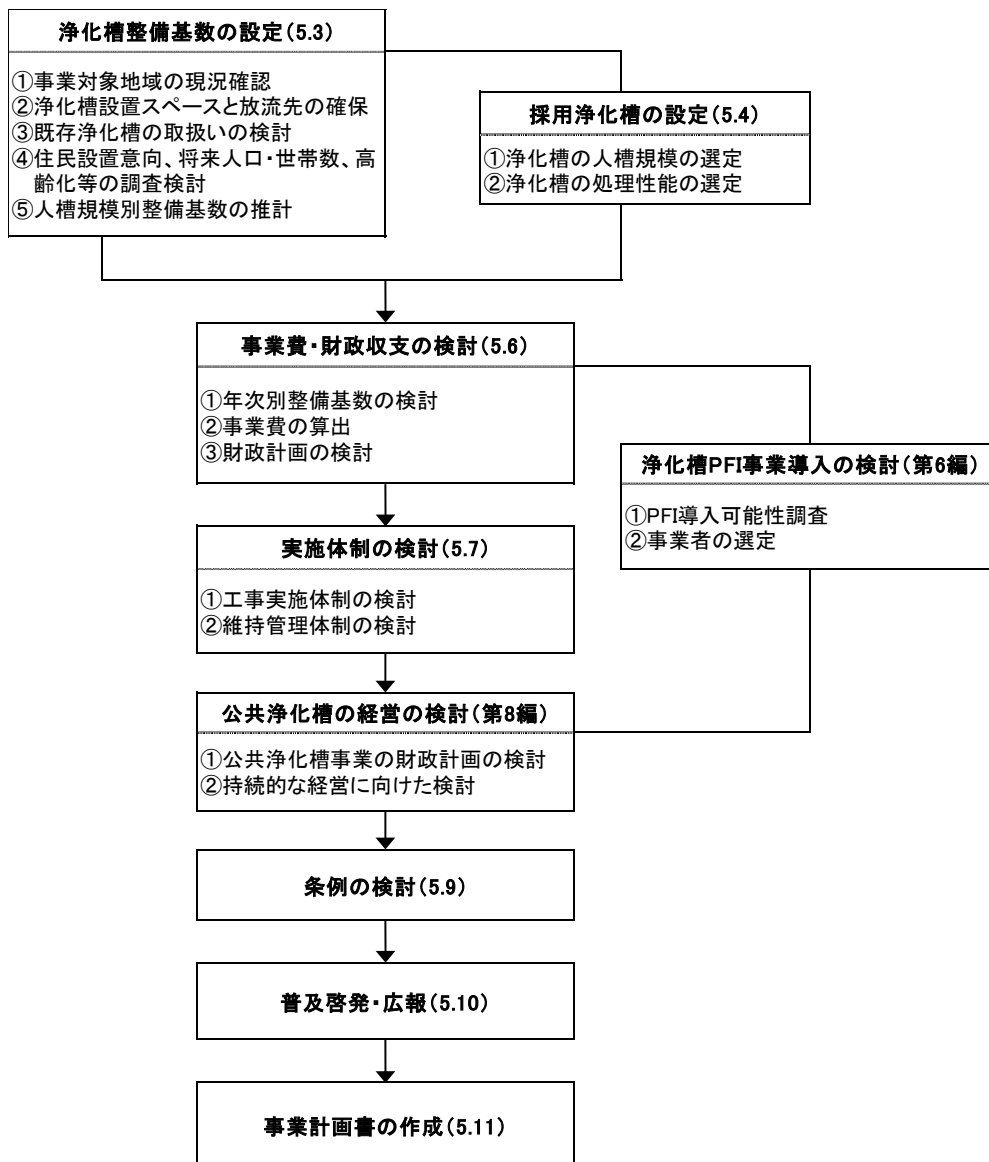


図 5-1 公共浄化槽事業計画策定の手順

5.6 事業費算出と財政収支の検討

公共浄化槽事業は、市町村の公営企業として実施し、特別会計として経理することになるため、浄化槽の設置及び維持管理を行うために要する事業費（費用）と収入（財源）を明らかにし、その収支を検討して、継続的な事業運営を図るための財政計画を策定することが必要である。

【解説】

公共浄化槽事業は、地方財政法施行令第46条に定められている13事業のうちの公共下水道事業に含まれるものとなり、市町村の公営企業として実施し、本事業により整備された浄化槽の維持管理については、特別会計により経理し、適正な料金の徴収が確実と見込まれるものであることとなっている。（地方財政法第6条）

また、既存の公共下水道事業や集落排水施設等の特別会計と一緒に経理することも可能である。

市町村は、合理的、効率的な運営に努め経営の透明性を確保し、使用者の理解を得て、相当の負担を求めながら、水環境保全等の「公共性」と、継続的な事業運営のための「経済性」との調和を図らなければならない。

そこで費用負担については、浄化槽設置費、維持管理費及びその他の間接費等について検討することが必要である。市町村はこれらの費用について、公的負担と個人負担の負担割合を検討する。特に、本事業は市町村が事業主体となるので、市町村の財政状況を将来にわたって検討することが重要である。

(1) 事業費の算出

事業費の算定において、浄化槽の整備費については、工事費、事務費、調査費、計画策定調査費を個別に算定し、これらの総和を整備費とする。

維持管理費についても当該地域の実績値を参考にして、維持管理費用を算定することが想定される。

① 整備費

年次別の浄化槽の整備数より整備費を算定する。整備費の範囲は、浄化槽設置に係る宅地配管と排水路を除いた部分である。ただし、排水路が整備されていない地域で、水質保全等の緊急性から市町村が排水路の整備を行うことが必要と判断された場合については、それらの整備費を含めた事業費を算定しておく。

整備費の算定にあたっては、地域の実績工事費を調査するなどして、人槽ごとの標準的な整備費を設定することが考えられる。

ただし、計画策定において適当と思われる実績値が得られない場合も想定される。この場合には環境省の基準額等を参考にするなどして設定することも検討すべきである。

② 維持管理費

保守点検、清掃、法定検査の各維持管理項目について、委託等を行った場合の維持管理費を算定する。委託費の算定にあたっては、当該地域における維持管理における実績の費用等を参考にして設定する。

また、公共浄化槽事業での維持管理費用における市町村の負担分と浄化槽設置者(住民等)の負担分を明確にしておくことが必要である。維持管理費の負担項目としては、以下のものがある。

- 1) 保守点検費
- 2) 清掃・汚泥引き抜き費
- 3) 法定検査費
- 4) 消毒薬品代
- 5) ブロワの修理交換費
- 6) ブロワ等の電気代
- 7) 保守点検・清掃に係る水道代
- 8) 浄化槽本体の修繕費
- 9) その他の費用

上記のうち、多くの市町村では、1) 保守点検費、2) 清掃・汚泥引き抜き費、3) 法定検査費、4) 消毒薬品代、5) ブロワの修理交換費については市町村の負担とし、6) ブロワの電気代、7) 保守点検・清掃に係る水道代については住民の負担としている。

その他、使用者の都合による浄化槽の移動・撤去に要する費用、使用者の責による修繕の費用が生じたときなども住民の負担とすることが通常となっている。

③ 間接費（人件費）

公共浄化槽事業の場合、市町村が浄化槽を設置して維持管理を行うため、後述する表 5-2 に示すような市町村職員による事務作業が必要となる。

本事業の事業費として、これらの事務作業の実施に伴う市町村職員の人件費を計上する必要がある。

(2) 年次別整備内容

浄化槽整備対象地域における地域別の整備優先度等も考慮し、地域の要望、水質保全等の整備の緊急性等から、その整備順位を決定する。これらの検討結果と市町村の財政状況及び事務処理能力を勘案し、事業期間中の年間整備基数を設定する。交付金申請時の事業計画書を作成しやすいように、浄化槽の種別、人槽規模ごとに年度別整備基数を整理しておくことと便利である。

(3) 財政収支の検討

公共浄化槽事業は前述のとおり、地方自治体の公営企業として実施し、特別会計により経理することとされている。そのため浄化槽の設置及び維持管理を行うために要する事業費（費用）と収入（財源）を明らかにし、その収支を検討して、継続的な事業運営を図るための財政計画を策定する必要がある。

公共浄化槽事業の財政計画や継続的な事業運営については、後述の第8編公共浄化槽の経営を参照されたい。

5.7 実施体制の検討

公共浄化槽事業における浄化槽の設置と維持管理の実施について、市町村職員が自ら実施する作業と、外部の専門業者に委託して実施する作業について検討する。市町村は自ら実施する作業を把握した上で、要員を確保する必要がある。

【解説】

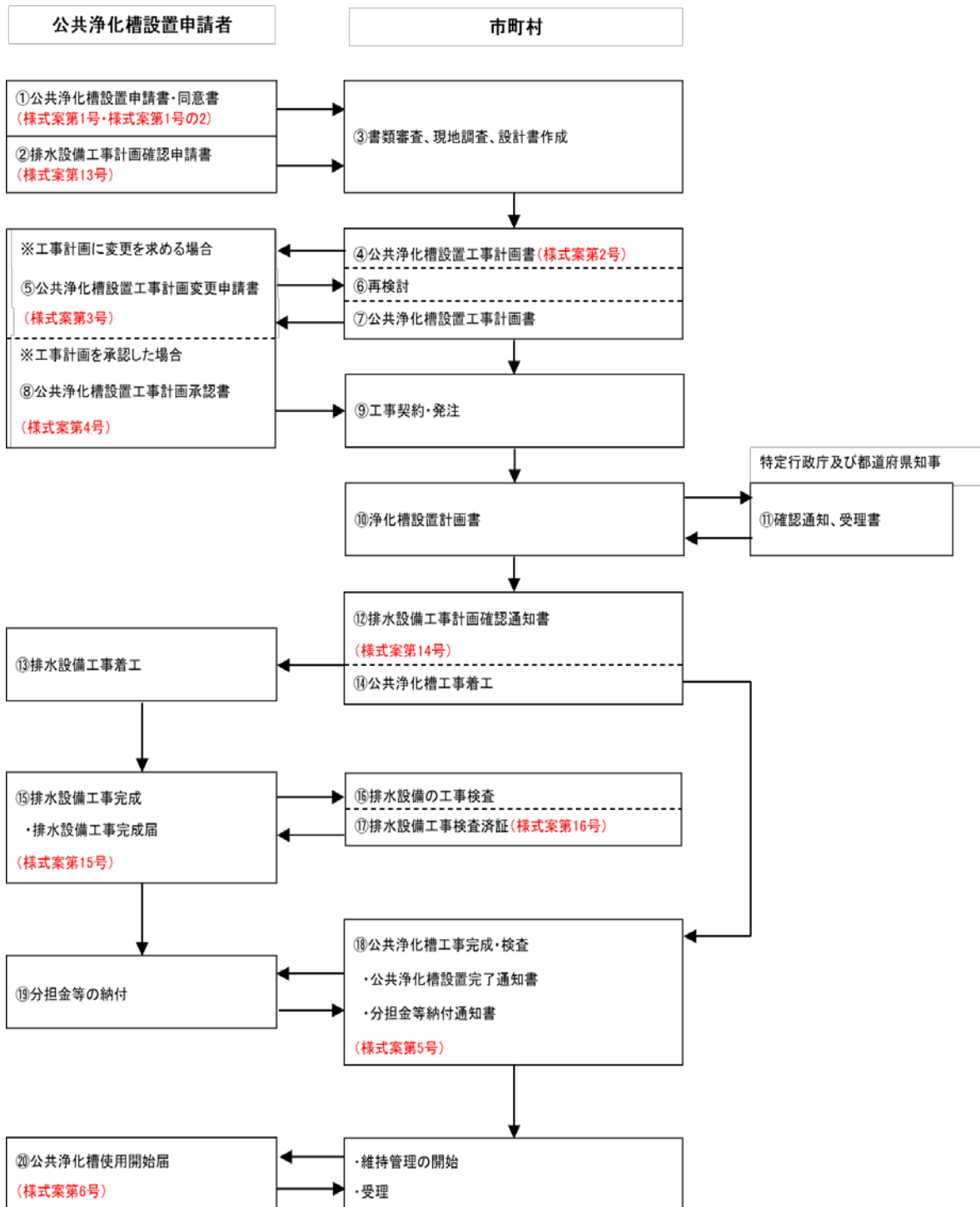
(1) 公共浄化槽事業の手続きと市町村職員が実施する作業

公共浄化槽事業における浄化槽設置までの手順と各手続きに関するフローの例を図 5-2 に示す。また、市町村職員が自ら実施する作業と外部の専門業者に委託して実施する作業を表 5-2 に示す。

表 5-2 公共浄化槽事業関連業務

作業項目	作業内容	
	市町村職員実施	専門業者実施（委託）
①浄化槽設置工事関連作業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置広告・勧誘 ・ 設置事前相談 ・ 現地確認 ・ 設置計画書作成 ・ 協議・同意 ・ 工事業者入札、契約 ・ 工事検査 ・ 排水設備検査 ・ 分担金徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調査測量 ・ 工事設計 ・ 設置工事
②保守点検関連作業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保守点検業者入札、契約 ・ 保守点検記録等台帳管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保守点検作業
③清掃・汚泥運搬関連作業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃業者入札、契約 ・ 清掃記録等台帳管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃、汚泥引抜運搬
④法定検査関連作業 (指定検査機関への依頼)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7条検査受検 ・ 11条検査受検 ・ 検査記録等台帳管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査作業
⑤特別会計事務、使用料徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別会計事務 ・ 使用料徴収 ・ 使用料に関する事務作業 	

○公共浄化槽申請手続きフロー



※様式案：第9編資料編9.10 公共浄化槽事業関連書類様式例参照

図 5-2 公共浄化槽事業の手順フローの例

(2) 工事実施体制

公共浄化槽事業における浄化槽の設置工事は市町村から浄化槽設置工事業者に委託して行うことになる。市町村は浄化槽設置工事業者をリストアップし、本事業の工事発注時に一括発注するか、地域別に候補を選定して実施するかなどを決めておく必要がある。浄化槽の設置工事を行う業者は、以下のいずれかの登録または届出を受けていることが必要になる。

- ① 浄化槽法第 21 条第 1 項または第 3 項に基づく知事の浄化槽工事業者の登録を受けている。
- ② 浄化槽法第 33 条第 1 項及び第 3 項に基づき、すでに建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に基づく建設業者であって、土木工事業、建築工事業または管工事業の許可を受けており、浄化槽工事開始について都道府県知事に届け出ている。

なお、公共浄化槽の設置において市町村が施工する部分は、浄化槽本体の設置工事のみであり、浄化槽までの配管工事や電気工事、道路側溝までの排水管工事は住民（個人）による施工が原則となる。そのため、住民が負担する部分の工事は住民が手配した業者により実施することとなるが、これらの付帯工事と浄化槽本体工事を一括して行うなど、効率的な工事の実施が行えるよう配慮することも必要である。参考として、住民が負担するものの事例を以下に示す。

① 支障物件の撤去、移転、復旧等

庭木、家屋、水道管、既存単独処理浄化槽の撤去、コンクリート等の取り壊し

② 付帯工事

排水設備（配管、マス）、流入・放流ポンプ、電気配線工事、駐車場補強工事

③ 屋内設備工事

水洗トイレ設備等

(3) 工事発注方式

浄化槽の設置工事に関する設計や施工について、業者への発注方式を決めておく必要がある。公共工事には、発注者である市町村が設計と積算を行って競争入札により施工業者を決定する「図面発注方式（施工契約）」と、市町村から施設の性能を提示して工事請負業者がこの性能を満たす施設の設計及び施工を行う「性能発注方式」とがある。

両発注方式について、それぞれの概要を以下に示す。

① 図面発注方式

図面発注方式は、市町村があらかじめ設計図書を作成する方式であり、現地調査を実施し、これらの情報を基に工事発注用の図面を作成し、工事発注する方式である。実施設計にあたってはコンサルタント等に設計業務を委託する方法も採られる。

② 性能発注方式

性能発注方式は、施設の性能（処理機能等）を工事発注仕様書において提示して、入札・契約後、工事請負者がこの性能を満たす施設の設計、施工を行う方式である。

(4) 維持管理体制の検討

公共浄化槽事業においては市町村が浄化槽管理者となる。浄化槽の保守点検・清掃は浄化槽管理者が技術上の基準にしたがって行わなければならない。通常はこれらの維持管理業務は、市町村職員が直接行うのではなく、民間の維持管理業者に委託して行うこととなる。個人設置型浄化槽はそれぞれの事業者（並びに指定検査機関）と個別に契約が結ばれるが、公共浄化槽事業においては、維持管理業者の選定方法、維持管理委託費についても事前に検討しておく必要がある。保守点検、清掃及び法定検査の概要を以下に示す。

① 保守点検

浄化槽による生活排水処理を効果あるものにするためには、日常の維持管理が重要である。浄化槽の保守点検とは、浄化槽の点検、調整またはこれらに伴う修理をする作業をいう。小型浄化槽の保守点検の回数は、通常の使用状態において、表 5-3 に掲げる期間ごとに1回以上行うことと定められている。その他、駆動装置またはポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、前述の回数の規定にかかわらず、必要に応じて行うものと定められている。

表 5-3 小型合併処理浄化槽における保守点検回数

処理方式	浄化槽の種類	期間
分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式	処理対象人員が 20 人以下	4 ヶ月
脱窒ろ床接触ばっ気方式	処理対象人員が 21 人以上 50 人以下	3 ヶ月

※上記は構造基準型の場合であり、現在多く設置されている性能評価型の場合は、その処理方式に応じ、上記に準じた回数を適用することとされている。

② 清掃

浄化槽の清掃とは、浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引き出し、その引き出し後の槽内の汚泥の調整並びにこれらに伴う単位装置及び機器類の洗浄、掃除等を行う作業をいう。清掃の回数は年1回以上行うものとされている。

③ 法定検査

法定検査は浄化槽法第7条第1項（設置後の水質検査）と第11条第1項（定期検査）に

規定されていることから、それぞれ7条検査、11条検査とよばれる。法定検査は都道府県知事が第57条第1項の規定により指定する者（指定検査機関）が行うこととなっている。

5.8 浄化槽台帳システムの整備

浄化槽の適切な管理を行うためには、市町村が指定検査機関や保守点検業者、清掃業者等が把握する情報も併せて、一元的に浄化槽の諸情報を管理することが望まれる。

公共浄化槽事業により設置された浄化槽や寄贈もしくは寄託を受けた浄化槽の保守点検・清掃・法定検査等の状況を正確かつ効率的に記録するため、浄化槽台帳システムの整備が必要である。

【解説】

新規に設置された浄化槽や寄贈もしくは寄託を受けた浄化槽の情報は台帳システムを整備して管理する必要があるとともに、管理している浄化槽の情報については、実態にあわせて適宜更新する必要がある。

以下に浄化槽台帳システムにおいて管理更新すべき、主な項目を示す。

① 浄化槽特定情報

浄化槽管理者番号、位置情報（GIS）、浄化槽製造番号等

② 設置に係る情報

設置申請者氏名、設置場所、浄化槽の種類（メーカー・人槽・型式）、設置建築物情報（建物用途・延床面積）、使用人員、処理能力、放流先・処理方式、工事業者情報、工予定・使用開始予定年月日等

③ 浄化槽の使用に係る情報

使用者情報、使用予定人員（使用人員等その他情報）、使用廃止情報（使用休止情報）等

④ 維持管理に係る情報

法定検査情報（検査結果、担当保守点検・清掃業者等）、保守点検及び清掃の記録、登録保守点検業者情報、許可清掃業者情報等

⑤ 指導に係る情報

報告徴収・立入検査等、助言、指導、勧告、命令等

浄化槽台帳システムの整備に当たっては、下記のマニュアルを参照されたい。

- 「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル第3版」（令和3年3月環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室）

(<https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/manual/ledger/pdf/ledger-introduction-manual03.pdf>)

また、浄化槽の情報は浄化槽台帳システムを整備して管理するとともに、管理している浄化槽の情報を適宜更新する必要がある。そのため、情報が定期的にかつ効率的に更新される体制について検討し、必要な人員等についても準備する必要がある。

なお、循環交付金の浄化槽整備効率化事業費では浄化槽台帳システムの実備に係る費用も対象とされている。

5.9 条例の検討

公共浄化槽事業では、条例を作成して財産権の整理や費用負担の方法を明示し、議会の議決を経る必要がある。条例には、処理区域の公示、設置計画の作成、分担金の賦課、使用料の徴収等を明記する必要がある。

【解説】

(1) 条例の内容

公共浄化槽事業においては、整備区域、浄化槽の整備及び管理に関する事項について条例で定めることが必要となる。特に分担金の賦課、使用料の徴収等については条例でこれを定めることとされている。(地方自治法第 228 条)

(2) 条例の作成例について

公共浄化槽事業に係る条例の作成例を以下及び参考資料 5-3 に示す。また、工事計画の承諾書等の各種関連書類の様式例を第 9 編の資料編に示す。(資料編：「9.10 公共浄化槽事業関連書類様式例」参照)

① 目的

② 言葉の定義

③ 処理区域の告示

処理区域を定め、または変更するときには告示することを明記するものである。

④ 設置計画の作成

処理区域内の住宅所有者は浄化槽の設置を申請することができること、市町村の首長は申請があったとき工事計画を作成して住宅所有者の承認を得ること、申請者は工事計画の変更を求めることができることなどを明記するものである。

⑤ 設置完了の通知

⑥ 分担金の賦課

浄化槽設置費に関する分担金を定めること、分担金の額、納付期日等を住宅所有者への通知を義務づけるものとする。

⑦ 排水設備工事の施工、工事費用の負担

排水設備の工事は指定した業者が行うこと、排水設備工事に要する費用は、住宅等所有者が負担することを明記するものである。

⑧ 使用料の徴収

料金体系を定めて徴収額を設定するものである。また、使用料の集金方法、徴収期間等を定めるものである。

⑨ 延滞金

⑩ 徴収の猶予及び免除

必要と認める場合には分担金の賦課、使用料の徴収を猶予し、一部（または全部）を免

除することができることを明記するものである。

⑪ 電気料金・水道料金の負担

市町村が使用者に対し、浄化槽の使用、保守点検、清掃等に関し、必要な範囲内において電気料金・水道料金の負担を求めることができることを明記するものである。

⑫ 住宅所有者の地位の継承

⑬ 既存浄化槽の寄附等

○参考資料 5-3：公共浄化槽事業条例（案）

〇〇町公共浄化槽整備事業に関する条例（案）

令和 年 月 日

条例第 条

（目的）

第1条 この条例は、〇〇町による公共浄化槽の適正な設置及び維持管理等の推進を図るため、これらに関する費用負担等について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水 生活及びその他の用途に起因するし尿及び雑排水（雨水、工場廃水その他特殊な排水を除く。）をいう。
- (2) 公共浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であって、汚水を各戸ごとに処理し、町が設置及び管理するものをいう。また、複数戸の家屋の汚水を1基の浄化槽で処理するものであって、町が設置及び管理するものを含む。
- (3) 住宅等 専用住宅、併用住宅及び公共施設等をいう。
- (4) 事業所等 住宅等以外の建物をいう。
- (5) 住宅等所有者 公共浄化槽が設置される住宅等及び事業所等の所有者をいう。
- (6) 使用者 公共浄化槽に汚水を排水し、これを使用する者をいう。
- (7) 排水設備 汚水を公共浄化槽に流入させるために設けられる排水管等及び公共浄化槽から放流先までの排水管等で住宅等所有者が設置及び管理するものをいう。

2 この条例において使用する用語は、特に定めのある場合を除き、法で使用する用語の例による。

（処理区域）

第3条 公共浄化槽により汚水の処理を行う区域（以下「処理区域」という。）は、浄化槽処理促進区域及び町長が特に認める区域とする。

（設置申請及び工事計画）

第4条 処理区域内の住宅等所有者は、町長に対し、公共浄化槽の設置を申請することができる。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる事項を定めた工事計画を作成し、当該申請を行った住宅等所有者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

- (1) 工事の内容
- (2) 工事の時期
- (3) その他工事の遂行に必要な事項

- 3 申請者は、工事計画に異議があるときは、町長に対し、変更を求めることができる。
- 4 申請者は、工事計画に異議がないときは、承認書を提出するものとする。
- 5 前項の規定により工事計画を承認した申請者は、当該工事計画に基づく公共浄化槽の設置について必要な協力をしなければならない。
- 6 申請者は、第4項に規定する承認書を提出した後に当該申請を取り下げるときは、取下げ申出書を提出するものとする。この場合において、町長は申請者に対し、当該取下げによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(設置場所及び土地の立ち入りと無償使用)

第5条 公共浄化槽は、原則として申請者の宅地内に設置する。

- 2 当該設置場所の土地所有者は、公共浄化槽の設置及び管理に必要な限度において、町の職員又は町の委託を受けたものを当該設置及び管理に係る土地に立ち入らせるとともに、公共浄化槽を設置及び管理している間、当該設置及び管理に係る土地を無償で町の使用に供するものとする。

(設置完了の通知)

第6条 町長は、公共浄化槽の設置を完了したときは、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(分担金の徴収)

第7条 町長は、公共浄化槽の設置を完了したときは、分担金として、申請者から別表1に定める額を一括して徴収するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により徴収する分担金の額、納期限その他納付に必要な事項について、遅滞なく申請者に通知するものとする。

(増高経費の徴収)

第8条 町長は、公共浄化槽の設置について、標準事業以外の工事等が生じたときは、その経費(以下「増高経費」という。)を一括して申請者から徴収するものとする。

- 2 前条第2項の規定は、増高経費について準用する。

(使用開始等の届出)

第9条 使用者は、公共浄化槽の使用を開始し、休止若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

(使用者の異動の届出)

第10条 使用者に異動があったときは、新たに使用者となった者は遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(使用料の徴収)

第11条 町長は公共浄化槽の使用料として、使用者から、別表2で定める額に消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額を毎月徴収するものとする。

- 2 使用料は、口座振替又は納入通知書により、その使用した月分を翌月の末日までに徴

収するものとする。

3 使用者が使用する月の中途において公共浄化槽の使用を開始し、休止若しくは廃止し、又は現に休止していたその使用を再開したときの使用料は、次のとおりとする。

(1) 使用日数が 15 日未満のとき、月額使用料の 2 分の 1

(2) 使用日数が 15 日以上のとき、月額使用料

(延滞金)

第 12 条 使用料を納入すべき納期限内に納入しなかった場合の延滞金については、〇〇町の延滞金徴収条例の規定を適用する。

(徴収の猶予又は減免)

第 13 条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、分担金及び使用料の徴収を猶予し、又はその一部若しくは全部を免除することができる。

(維持管理費用の負担)

第 14 条 町長は、公共浄化槽の使用にかかる次の各号に掲げる費用を負担しなければならない。

(1) 清掃の費用

(2) 保守点検の費用

(3) 法定検査の手数料

2 使用者は、公共浄化槽の使用にかかる電気料金及び水道料金を負担しなければならない。

(保管義務等)

第 15 条 使用者及び申請者（以下「使用者等」という。）は、公共浄化槽を適正に保管しなければならない。

2 町長は、公共浄化槽が適正に保管されていないと認めるときは、使用者等に対し、適切に保管を行うよう必要な措置を命ずることができる。

3 使用者等は、町が行う公共浄化槽の保守点検及び清掃等の作業が適切に実施できるよう必要な協力をしなければならない。

(修繕費用等の負担)

第 16 条 使用者等の責に帰すべき事由により、公共浄化槽に修繕、移設又は撤去等の必要が生じたときは、使用者等は町長にその旨の届出をし、町長の指示に従い修繕、移設又は撤去等を行い、その費用を全額負担しなければならない。

(資料の提出)

第 17 条 町長は、使用者等に公共浄化槽の設置及び維持管理等を行うために必要な資料を提出させることができる。

(排水設備の接続等)

第 18 条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「排水設備の新設等」という。）を行うときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 汚水を流入させるために設ける排水設備は、公共浄化槽に固着させること。

(2) 排水設備を公共浄化槽に固着させるときは、公共浄化槽の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、規則の定めるところによること。

(排水設備計画の確認)

第19条 排水設備の新設等を行う者は、あらかじめ、その計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより町長に申請し、確認を受けなければならない。

2 排水設備の新設等を行う者は、前項の規定により確認を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について書面により届け出て、同項の規定による町長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を町長に届け出ることをもって足りるものとする。

(排水設備の工事の検査)

第20条 排水設備の新設等を行った者は、排水設備の工事が完成したときは、完成の日から7日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の届出を受理した日から7日以内に検査を行うものとする。

3 町長は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備の新設等を行った者に対し、規則で定めるところにより、検査済証を交付するものとする。

(排水設備の工事に要する費用負担)

第21条 排水設備の新設等の工事に要する費用は、排水設備の新設等を行う者が負担するものとする。

(既設浄化槽の寄附等)

第22条 この条例によらず既に処理区域内に設置してある浄化槽については、当該浄化槽所有者の申出により、町に寄附をすることができる。

2 前項の規定に関する事項は、町長が別に定める。

(住宅等所有者等の地位の承継)

第23条 申請者及び使用者に変更があつたときは、新たに申請者及び使用者になつた者が従前の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

(委任)

第24条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表 1 (第 6 条関係)

人槽区分	分担金	
	住宅等	事業所等
5 人槽	円	円
7 人槽	円	円
10 人槽	円	円
11～15 人槽	円	円
16～20 人槽	円	円
21～25 人槽	円	円
26～30 人槽	円	円
31～40 人槽	円	円
41～50 人槽	円	円
51 人槽以上	その都度協議のうえ定める。	

別表 2 (第 10 条関係)

人槽区分	月額使用料
5 人槽	円
7 人槽	円
10 人槽	円
11 人槽以上	その都度協議のうえ定める。

(3) その他の条例追加事項について

上記の条例の作成例には含まれていないものの市町村の状況によって、追加される事項がみられる場合があります、その例を以下に示す。

- ・ 修繕及び機器交換費用（使用者等の責に帰すべき事由以外）
- ・ 罰則、過料
- ・ 民間資金等の活用（PFI 事業の場合）

5.10 普及啓発・広報

公共浄化槽事業においては、実施前だけでなく実施中においても、継続的な普及啓発や広報活動が必要であり、そのための体制や方法、費用についても事前に検討し、事業として組み込んでおく必要がある。浄化槽への理解を深め、分担金・使用料について住民からの合意が得られ、浄化槽の設置が推進できるように努めることが必要である。

【解説】

本事業では市町村が浄化槽の設置工事及び維持管理を行うが、通常の設定場所は各個人の宅地内（私有地）であることや宅内排水設備等の改造や排水管の設置が個人負担であることなどから、住民の理解と協力が不可欠である。事業を実施している市町村の状況調査の結果によると、住民の関心は費用負担等金銭に係わることなどであり、市町村側の懸案としては設置基数が確保できないことなどが挙げられている。事業を着実に実施するためには、事業の実施前だけでなく実施中においても、継続的な普及啓発・広報が必要であり、そのための体制や方法、費用についても事前に検討し、事業として組み込んでおく必要がある。

普及啓発・広報における一般的な方法としては、住民説明会やパンフレットの作成及び配布、広報誌への掲載が挙げられる。これらの普及啓発・広報においては、単に浄化槽の整備や維持管理についてだけでなく、環境保全上の必要性等も含め啓発を行うべきである。

また、市町村は、浄化槽の設置や維持管理について、関係主体と連携して協議会等を組織するとともに共有された情報等を基に、地域が一体となって浄化槽の整備促進、適正な維持管理の促進等のための啓発や講習会等を行うことも考えられる。

5.11 事業計画書の作成

公共浄化槽事業を実施するための基本的事項を事業計画書としてとりまとめる。事業計画書は条例制定の基礎資料になるとともに、議会等への説明にも用いられる。
また、国庫交付金の申請に際しても、事業計画書から添付資料等を作成することになる。

【解説】

これまでの検討内容をまとめて、事業計画書を作成する。生活排水処理基本計画で設定された全体計画に対して、本事業は10年程度先までの事業計画であるため、まずその位置付けを明確にする必要がある。次に、これまでの検討結果を基に整備対象区域、整備基数、事業収支、事業実施体制等を明らかにしていく。

なお、事業計画書には、整備地域の図面、標準設計図及び各種計画内容の基礎資料を添付しておくことが望ましい。

事業計画書は、条例制定の基礎資料として議会等への説明に用いられることになる。また、国庫助成の申請においても事業計画書からの整備区域図や設置計画等の内容が添付資料となるものである。

事業計画書の主な記載事項を以下に示す。

- ①整備対象区域
- ②設置基数、維持管理基数
- ③事業計画
- ④財政計画
- ⑤事業実施体制

また、参考として資料編「9.2 モデル検討事例」に公共浄化槽事業を導入するための事業計画の検討事例を示しているので参照されたい。

第6編 浄化槽 PFI 事業の導入

6.1 浄化槽 PFI 事業の導入に関する検討

効率的な浄化槽の整備・維持管理を推進するためには民間活用が期待されており、PFI - BTO 方式による浄化槽 PFI 事業が、令和4年度までに全国の19の市町において実施されている。これらの市町では、民間事業者の工夫による事業費の縮減、住民サービスの向上、市町職員負担の抑制等の様々な民間活力の効果が発揮されている。

公共浄化槽事業の計画検討にあたっては、浄化槽 PFI 事業の導入による浄化槽整備の促進と市町村事務量や事業費の縮減化について検討することが望ましい。

【解説】

(1) 浄化槽 PFI 事業の概要

公共浄化槽事業においては、平成14年度からPFI手法の適用が認められており、PFI手法で実施する場合の事業の枠組みは図6-1に示すとおりとなる。

浄化槽のPFI事業は、民間事業者が自ら資金調達を行って施設を整備するとともに、公共からの委託により施設の維持管理・運営を民間事業者が行うものである。

PFI方式とした場合の循環交付金事業制度の適用範囲（事業の採択条件等）や適用内容（交付率や起債充当率等）は、市町村直営方式と同様である。（参考資料6-1：「循環型社会形成推進交付金交付要綱」参照）

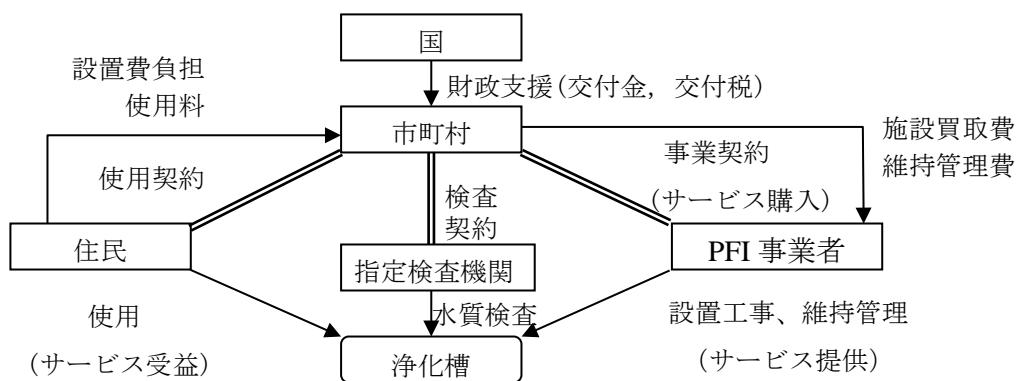


図 6-1 浄化槽 PFI 事業の枠組み

○参考資料 6-1 「循環型社会形成推進交付金交付要綱」より抜粋

交付対象事業	交付限度額を算出する場合の要件
12. 浄化槽設置整備事業	事業に要する費用
13. 公共浄化槽等整備推進事業	同上

(2) 浄化槽 PFI 事業の種類

従来、循環交付金事業の対象となる浄化槽 PFI 事業の種類は、民間事業者が施設を建設した後に施設の所有権を公共に移転する BTO 方式であったが、令和 4 年度補正予算より、民間事業者が浄化槽を所有しつつ、浄化槽の維持管理を行う BOO 方式や BOT 方式も浄化槽 PFI 事業として交付金の対象とされたところである。

また、BTO 方式においては、施設は市町村が所有したまま、運営権を民間事業者に設定することにより、民間事業者による独立運営が可能となる公共施設等運営事業（コンセッション）もある。（参考資料：6-2 「公共施設等運営事業」参照）

これらの浄化槽 PFI 事業の方式の概要を表 6-1 に示す。

表 6-1 浄化槽 PFI 事業の類型

業務種別		公共浄化槽事業における事業方式			
		市町村直営	浄化槽PFI事業		
			①PFI-BTO	②PFI-BOO・BOT	③公共施設等運営事業 (コンセッション)
浄化槽設置に伴う業務	①申請受付審査	市町村	民間	民間	民間
	②現地調査	市町村	民間	民間	民間
	③設計、工事図面作成	市町村	民間	民間	民間
	④積算書作成	市町村	民間	民間	民間
	⑤入札、契約資料作成	市町村	-	-	-
	⑥住民・関係者との調整	市町村	民間	民間	民間
	⑦設置協議等	市町村	民間	民間	民間
	⑧設置工事	民間	民間	民間	民間
	⑨工事検査	市町村	市町村	市町村	民間(市町村)
付帯工事(個人管理)との 一体工事	①排水設備工事	-	民間	民間	民間
	②放流管敷設工事	-	民間	民間	民間
維持管理に伴う業務	①保守点検	民間	民間	民間	民間
	②法定検査受検	市町村	民間	民間	民間
	③清掃、汚泥運搬	民間	民間	民間	民間
	④管理記録作成	市町村	民間	民間	民間
	⑤入札、契約資料作成	市町村	-	-	-
	⑥各種資料作成	市町村	民間	民間	民間
事業運営に伴う業務	①特別会計事務	市町村	市町村	市町村	市町村
	②各種申請事務	市町村	市町村	市町村	民間(市町村)
	③料金徴収事務	市町村	民間(市町村)	民間(市町村)	民間
権利関係	①施設所有権	市町村	市町村	民間	市町村
	②管理権(浄化槽管理者)	市町村	民間	民間	民間
	③運営権	市町村	市町村	市町村	民間
国庫交付金制度	①国庫交付金の適用	可	可	可	可
民間への発注形態	①発注(契約)方式	仕様発注、入札	性能発注	性能発注	性能発注
	②契約年数	単年度	複数年 (10~15年)	複数年 (10~15年)	複数年 (10~15年)
事業方式としての メリット・デメリット	①メリット	・市町村がすべてを行うため、公共事業の管理、運営面における確実性は高い。	・性能発注、長期契約による民間活力の効果によるコスト縮減が可能。 ・市町村の事務量が縮減される。 ・上記の効果により、市町村の財政負担が縮減される。 ・個人の排水設備との一体工事が可能。 ・民間独自の住民サービスが提供できる。 ・設置までの手続き期間も縮減される。	・同左 ・民間が浄化槽を所有するため、市町村の財産管理責任、管理コストは生じない。	・BTO方式と同等 ・運営まで一括して委託するため、市町村の事務量、責任は大きく縮減される
	②デメリット	・市町村の事務量が多い。 ・設置申請から施工までの手続きが長期となる。 ・市町村の財政負担が大きい。 ・個人の排水設備との一体工事が困難。 ・上記の理由から浄化槽設置が進まない。	・特定企業グループの独占化による地元関連業者との軋轢が生じる場合がある。	・同左 ・民間における浄化槽施設の所有に係るリスクの負担が生じる。	・BTO方式と同等 ・民間による独立運営のため、使用料が高額となる可能性がある。
備 考			・現在までに、実施事例19件(令和4年度)	・現在、実施事例なし(令和4年度)	・現在、実施事例なし(令和4年度)

○参考資料 6-2 : 公共施設等運営事業

「公共施設等運営事業」

(制度の概要等)

現在実施されている浄化槽 PFI 事業は PFI - BTO 方式であるが、平成 23 年度の PFI 法の改正により、PFI - BTO 方式に料金の収受と事業の運営権までを含めることが可能となっている（参考資料 6-3 : 「PFI 法」参照）。この運営権を活用した PFI 事業の方式は公共施設等運営事業と呼ばれる。

(特徴、課題等)

- ・本方式によれば市町村の事務量及び責任は大幅に縮減される可能性がある。
- ・市町村は民間から運営権に対する対価として、浄化槽の建設費の一部を民間事業者から徴収することも想定される。
- ・民間事業者による独立採算が基本となるため、民間事業者における事業リスクは高くなる。そのため使用料が高額となる可能性がある。

○参考資料 6-3 : 「PFI 法」より抜粋

(定義)

第二条 略

6 この法律において「公共施設等運営事業」とは、特定事業であつて、第十条の三の規定による設定を受けて、公共施設等の管理者等が所有権（公共施設等を構成する建築物その他の工作物の敷地の所有権を除く。第十条の十六第四項において同じ。）を有する公共施設等（利用料金（公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。）を徴収するものに限る。）について、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。

7 この法律において「公共施設等運営権」とは、公共施設等運営事業を実施する権利をいう。

(公共施設等運営権の設定)

第十六条 公共施設等の管理者等は、選定事業者に公共施設等運営権を設定できる。

(3) PFI手法導入の目的

PFI手法は、民間の資金と民間が持つ特定の優れた技術やノウハウを発揮することにより、市町村が直営で実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供でき、かつ、事業コストの削減が図れる等の効果が期待されている。

具体的には、PFI手法を導入することによって以下に示すような効果が期待される。

- ・整備速度の向上（申請から完成までの期間短縮化）
- ・事業コストの低減
- ・市町村の事務量、人件費の低減
- ・営業成果により事業量が増え、地元経済面への波及効果
- ・水質保全、生活環境の改善に貢献

(4) PFI手法導入によるメリット

公共浄化槽事業にPFI手法を導入することにより、住民、市町村及び民間事業者のそれぞれにおいて期待されるメリットについて以下に示す。

① 住民のメリット

1) 宅地内の排水工事及びトイレ改造工事等との一体工事

本事業を市町村直営で実施する場合、設置工事費について、市町村で見積を積算することは容易ではなく、また、市町村で積算できる見積は浄化槽本体工事費に限られており、宅地内の排水工事及びトイレ改造工事等の個人負担工事費については、住民が独自に業者へ見積を依頼しなければならない。

PFI手法を導入した場合、特別目的会社（Special Purpose Company。以下「SPC」という。）及びグループ企業は浄化槽本体工事だけでなく、住民からの求めに応じて宅地内の排水設備及びトイレ改造等の個人負担工事の見積を提示することや本体工事との一体化によるサービス等を受けることもできる。

2) 設置期間の短縮化

市町村が直営で実施する場合、浄化槽の設置1件ごとに、現地調査・設計業務、浄化槽本体設置工事、維持管理業務を、それぞれ個別の業者に入札等により発注して行わなければならない。そのため、設置申請をしてから設置完了するまでに長い期間がかかってしまっている。PFI手法を導入した場合、設置申請から設置完了まで民間が一括して実施するため、期間も大幅に短縮できる。

3) 住民サービスの向上

浄化槽PFI事業を実施している事例によると、SPC及びグループ企業が放流管設置工事の一部をサービスして実施することや、浄化槽本体工事と宅地内の排水工事及びトイレ改造工事等を一括して請負った場合には個人負担分の工事費を大幅に減額するなどの住民サービス

が民間事業者から提案され実施されている。

② 市町村のメリット

1) 事務負担の軽減

PFI 手法を導入した場合、市町村で実施している作業の大部分を民間に委託することになるため、少ない職員数で事業を推進し継続することが可能となる。

2) 積極的な普及活動

SPC にとっては、浄化槽の設置が営業利益に直結していることから、積極的に営業活動を展開することになる。市町村にとっては、この営業活動が普及活動そのものであり、「民間ならではの普及活動が展開された」という結果を得ることになる。これは、PFI 法に謳うところの民間活力の発現とみることができる。

③ 民間事業者のメリット

1) 安定した事業量の確保と業務コストの縮減

浄化槽 PFI 事業では、民間業者が出資して設立した SPC と市町村との間で事業契約を締結することになる。浄化槽 PFI 事業の実施事例によると、市町村と SPC との契約期間は 10 年から 15 年となっており、SPC とそのグループ企業にとっては安定的に事業量を確保できることが期待される。そのため、浄化槽・資材、維持管理機材・薬品等の一括購入等によるコストの縮減も可能となる。特に、施工方法や維持管理方法についても市町村の発注仕様に基づいて実施するのではなく、法定事項以外は性能発注となるため、民間事業者の独自の手法・工夫によるコストの縮減が期待される。

2) 企業グループによる営業力の強化

浄化槽 PFI 事業の契約期間においては、SPC とそのグループ企業だけが、浄化槽の工事を行うことになり、グループ企業にとっては安定した業務量を確保することができることになる。地元の民間企業でグループを構成して、協力して営業するために営業力を強化できる。また、受注した業務の配分・調整なども柔軟に行える。

工事については、工事資材、車両等を共同で使用することも考えられる。

3) 地域経済の活性化

浄化槽の設置は、現在居住している家屋の建て替えや増改築工事を伴うことが多くなっている。このため本事業に PFI 手法を導入して SPC とそのグループ企業の業務範囲に、浄化槽本体・排水設備工事だけでなく、トイレの水洗化や家屋のリフォーム等の付帯工事も付加することで、浄化槽工事業者だけではなく、地元の各種の関連業者にも工事が発注されることになり、地域経済の活性化に大きく寄与することが期待される。

(5) 浄化槽 PFI 事業の実施フロー

公共浄化槽事業に PFI 手法を導入する場合の導入手順と概要を図 6-2 に示す。

なお、生活排水処理基本計画及び浄化槽整備計画（公共浄化槽事業計画）を基に、公共浄化槽を整備する区域や整備基数などの基本的な条件は設定・把握していることを前提とする。

生活排水処理基本計画の策定から、浄化槽整備計画（公共浄化槽事業計画）の策定を第 1 段階とすると、第 2 段階は、PFI 導入可能性調査となる。この調査は事業化の手法として PFI 手法を導入することの可否について、VFM（Value For Money）等を算定して検討を行う。

PFI 導入可能性調査において市町村直営方式に対して PFI 手法の優位性が得られた場合、第 3 段階として特定事業としての選定と PFI 事業者の募集・事業契約に進む。この段階で事業契約に至らなかった場合は、市町村直営方式に切り替えることとなる。

第 4 段階は、事業契約が締結された後の PFI 事業の実施段階である。実施段階においては、PFI 事業者が事業の実施的な推進役として活動することとなるが、市町村も分担すべき役割・リスクを担うとともに、事業が適正に推進されるようにモニタリング（確認・監視等）を実施する。

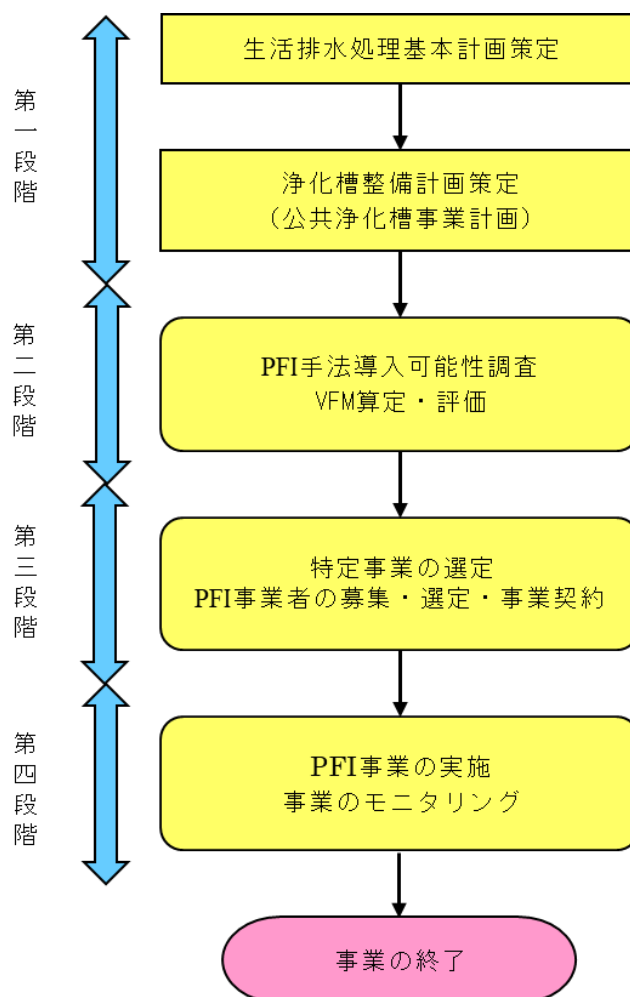


図 6-2 浄化槽整備 PFI 事業の導入手順

6.2 PFI 導入可能性調査

PFI 手法の導入を検討する場合は、PFI 導入可能性調査を実施する。可能性調査においては、事業採択の効果や民間事業者の参加意向を精査することと、浄化槽整備事業計画に基づき、PFI 事業スキームを検討し、官民のリスク分担や民間事業者に関する調査を行って、コスト縮減等の定量的な効果及びその他の定性的な効果も含めた VFM して評価する。

【解説】

(1) PFI と VFM

我が国の PFI は英国の PFI をモデルとしているため、VFM が PFI 手法採用可否の判断基準となっている。VFM については、政府（内閣府民間資金等活用事業推進室）のガイドライン（「VFM（Value For Money）に関するガイドライン」）によると「一般に、『支払いに対して最も価値の高いサービスを提供する』という考え方で、同一の目的を有する2つの事業を比較する場合、支払いに対して価値の高いサービスを提供する方を他に対し「VFM がある」といい、残りの一方を他に対して「VFM がない」というと示されている。

VFM の評価は、図 6-3 の概念図（VFM がある場合）に示すように、下記に示す2つの費用の差の有無によって表される。

- ① 市町村が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値：
PSC (Public Sector Comparator)
- ② PFI 事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値：
PFI 事業の LCC

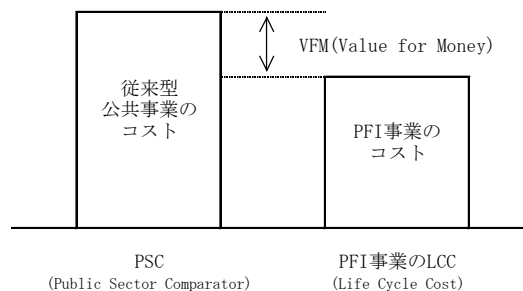


図 6-3 VFM 評価の概念図

費用の比較においては、現在価値にて行うものとされている。現在価値導入の考え方は、同じ支出額でも現在と将来の価値は異なるという視点で費用負担の発生時期の相違（時間軸）を考慮に入れて比較をするというものである。特に市町村直営方式と PFI 手法では費用支出の時期が異なる場合が多いことを勘案した方法である。

現在価値の算定方法は、将来の支出額が現在の価値でいくらになるかを換算するもので次の式による。なお、式中の r は割引率（年率）といい長期国債利回り等を参考として設定さ

れることが多くなっている。

$$t \text{ 年後の支出額現在価値} = t \text{ 年後の支出額} \div (1+r)^{t-1}$$

t: 現在年を1年とする。

(2) PFI 導入可能性調査の内容

PFI 導入可能性調査は、公共浄化槽事業において、PFI 手法を導入した事業が可能であるか調査を行うものである。浄化槽 PFI 事業の可能性について、VFM の算定、浄化槽事業の需要等の市場調査、民間事業者の状況の調査等により総合的に検討する。

PFI 導入可能性調査は専門のコンサルタント等に委託して実施することもできるが、その場合においても、各事項について決定を行うのは、あくまでも市町村であることに留意すべきである。PFI 導入可能性調査における検討事項を以下に示す。

① 浄化槽整備計画及び公共浄化槽事業計画の策定

第4編の整備手法及び第5編の事業計画の策定に基づき、浄化槽整備計画及び公共浄化槽事業の事業計画を策定する。

② VFM の算定、評価

1) 浄化槽事業の需要等の市場調査

- ・潜在的需要量の調査
- ・浄化槽整備基数の推定

2) 事業スキームの検討

- ・事業の範囲：民間事業者へ委託する業務の範囲
- ・公民のリスク分担

3) 事業性の検討

- ・定量評価：VFM 等の算定・評価

(ア) 費用（支出）：建設費、維持管理費、間接費（人件費）、使用料徴収費
起債元利償還金等の算定

(イ) 財源（収入）：国庫助成金、起債、受益者分担金、使用料の算定

(ウ) PSC 及び PFI の LCC の算定、評価

- ・定性評価：PFI 事業効果等

③ 民間事業者の状況調査

浄化槽 PFI 事業に参加する民間事業者について調査する。

- ・事業者の要件：事業スキームに基づく、民間委託業種の抽出及び整理
- ・民間事業者の調査：業種別事業者数の調査、整理

④ PFI 手法導入に向けた課題の検討

PFI 手法の導入にあたり障害となる事項及び不確定な事項について課題を抽出し、解決

策等を検討する。

- ・課題の抽出及び解決策の検討

⑤ 事業導入スケジュールの検討

PFI 手法導入に向けたスケジュールを策定する。

6.3 事業スキームの設定

浄化槽 PFI 事業では、浄化槽の設置及び維持管理業務だけでなく、料金徴収業務を含めて委託している事例がある。市町村が実施する業務について PFI 方式による民間活用を進めることでコスト縮減や事務負担軽減を図ることが可能である。このため、民間への委託業務の範囲は、市町村ごとの方針や状況を十分に踏まえて設定することが重要である。

【解説】

(1) 浄化槽 PFI 事業で民間事業者によって実施される業務

公共浄化槽事業の直営方式と PFI 方式における作業内容の比較を表 6-2 に示す。

PFI 手法を導入した場合、これらの関連作業の大部分を民間事業者に一括して委託することが可能となる。市町村職員による事務作業の縮減をより進めたい場合には、料金徴収業務についても民間事業者に委託することが想定される。ただし、この場合の料金徴収業務は、民間事業者が市町村に代わって料金徴収作業を実施するだけであり、徴収主体は市町村であることに留意しなければならない。

また、公共浄化槽の浄化槽管理者は基本的に市町村であるが、PFI 方式により民間活用を行う場合には、SPC が浄化槽管理者となり得るものであり、清掃・汚泥運搬業務を PFI 事業に含めて民間事業者に委託することも可能となっている。そのため民間への委託業務の範囲は、市町村ごとの方針や状況を十分に踏まえて設定することが重要である。

表 6-2 市町村設置型事業における市町村及び民間による実施業務の例

作業項目	市町村直営方式		PFI方式	
	市町村実施	民間実施	市町村実施	民間実施
①浄化槽設置工事関連作業	<ul style="list-style-type: none"> ・設置広告・勧誘 ・設置事前相談 ・現地確認 ・申請書類作成 ・工事業者入札契約 ・工事検査 ・設置届の申請 ・受益者分担金徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査測量 ・工事設計 ・設置工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者分担金徴収 ・工事検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置広告・勧誘 ・設置事前相談 ・現地確認 ・申請書類作成 ・現地調査・測量 ・工事設計 ・設置届の申請 ・設置工事
②保守点検関連作業	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検業者入札、契約 ・管理記録作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検作業 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検作業 ・管理記録作成
③清掃・汚泥運搬関連作業	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃業者入札契約 ・清掃記録作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃, 汚泥引抜運搬 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃, 汚泥引抜運搬 ・清掃記録作成
④法定検査関連作業 (指定検査機関への依頼)	<ul style="list-style-type: none"> ・7条検査受検 ・11条検査受検 ・検査記録作成 		<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・7条検査受検 ・11条検査受検 ・検査記録作成
⑤特別会計事務・ 使用料徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・特別会計事務 ・使用料徴収 ・使用料に関する事務作業 		<ul style="list-style-type: none"> ・特別会計事務 ・使用料徴収 ・使用料に関する事務作業 	<ul style="list-style-type: none"> (使用料徴収業務を民間に委託する場合もある)

(2) SPCの法的位置づけ及び再委託について

浄化槽PFI事業では、民間事業者がSPCを設立して市町村と事業契約を締結する。事業契約に基づき、市町村からSPCへ委託する公共浄化槽事業に係る業務の概要を表6-3に示す。

なお、SPCは、PFI法に基づき、本来市町村が公共浄化槽の浄化槽管理者として行う維持管理等の業務について、事業契約においてSPCが行うこととされたものを行うことができる。これにより、SPCは、市町村に代わり公共浄化槽の浄化槽管理者として、保守点検、清掃及び法定検査の受検等の業務を行うことが可能であり、再委託は生じない。

表 6-3 浄化槽PFI事業における市町村からSPCへの委託業務の概要

委託業務	業務内容	市町村との契約	備考
浄化槽設置	SPCが浄化槽工事業者に設置工事を委託する。	市町村は、SPCと浄化槽の買取又はサービスの提供の契約を行う。	市町村とSPCとの契約は設置工事の委託ではない。
保守点検	SPCが、構成員または協力企業である保守点検業者に委託して実施する。	市町村は、SPCと浄化槽の維持管理業務を委託契約する。	SPCが浄化槽管理者になり得る。
法定検査受検	SPCから指定検査機関に検査を依頼する。	市町村は、SPCと浄化槽の維持管理業務を委託契約する。	SPCが浄化槽管理者になり得る。
清掃・汚泥収集運搬	SPCから許可業者に委託して実施する。	市町村は、SPCと浄化槽の維持管理業務を委託契約する。	SPCが浄化槽管理者になり得る。

(3) 市町村と民間事業者とのリスク分担について

浄化槽 PFI 事業は長期にわたる契約となるため、事業期間中においては天災や法令制度等の変更が生じることも想定される。これらの事象によりさまざまな費用や損害等が生じた場合、市町村と民間事業者のどちらが負担するのかがリスク分担の問題となる。リスク分担の考え方としては、リスクを招いた原因者がそのリスクを分担することを原則とし、不可抗力、法令変更等、市町村または民間事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由によるものについては、市町村と民間事業者との役割分担及びリスクへの対応能力の観点からリスクを分担することになる。

市町村と民間事業者とのリスク分担の一例を以下の表 6-4 に示すが、各事項の具体的内容については事業契約において定めることになる。

表 6-4 市町村と SPC のリスク分担

リスク項目		市町村		SPC	
共通リスク	本事業の住民への周知・理解不足による事業の遅延	(○)	市町村は右活動に資料提供等で協力する。	○	住民説明及び関連諸費用(会場設営、資料作成等)は SPC が負担する。
	住民からの浄化槽設置申請数の目標未達	—		○	
	制度変更に伴う条例等の重要な変更、事業スキームの重要な変更に起因する事業の遅延、契約解除	○	市町村に起因する契約解除規定により対応する。	—	
	不可抗力(自然災害等)による事業続行不可	○	不可抗力に起因する契約解除規定に基づき、SPC に契約解除金を支払う。	(○)	不可抗力に起因する契約解除規定に基づき、SPC は契約解除に伴う一部費用を負担する。
浄化槽の所有に関するリスク	施設所有者の責任として係るトラブル、費用負担等	○	所有権移転後の所有者に係る責任は市町村が負う。	(○)	市町村が買取りまでは SPC が所有し、その責任を負う。
設置段階リスク	設置届、工事完了届等、法定要件に係るトラブル	—	トラブルに起因して市町村が損害を受けた場合は、SPC に求償可能とする。	○	SPC がすべて責任を負う。
	工事計画・工事費を巡る住民とのトラブル	—	トラブルに起因して市町村が損害を受けた場合は、SPC に求償可能とする。	○	SPC がすべて責任を負う。
	工事の実施に伴う住民・近隣とのトラブル	—	トラブルに起因して市町村が損害を受けた場合は、SPC に求償可能とする。	○	SPC がすべて責任を負う。
	工事中の自然災害による設備損壊	—		○	SPC がすべて責任を負う。SPC は保険で対応
維持管理段階リスク	保守点検、法定検査等、法定要件に係るトラブル	—	トラブルに起因して市町村が損害を受けた場合は、SPC に求償可能とする。	○	SPC がすべて責任を負う。
	保守点検、法定検査に係る機能不全、使用者とのトラブル	—	トラブルに起因して市町村が損害を受けた場合は、SPC に求償可能とする。	○	SPC がすべて責任を負う。
	想定外維持管理費用の発生	—	トラブルに起因して市町村が損害を受けた場合は、SPC に求償可能とする。	○	不可抗力(自然災害等)に起因するもの以外、SPC がすべて責任を負う。不可抗力(自然災害等)時は、契約解除規定に基づき、契約解除が可能である。
資金調達・支払段階リスク	SPC の破綻、契約解除時における損害の発生	○	契約解除の原因者が負担する。	○	契約解除の原因者が損害を負担する。
	SPC の破綻、契約解除時における修復費用の発生	○	市町村が負担する。SPC に破綻保険の付保を要求する。	(○)	
	SPC の破綻、契約解除時における債権者への支払	—		○	SPC が負担する。市町村への遡及は不可とする。
	市町村の買取費用・委託費の支払遅延	○	市町村は SPC の経過金利負担等の損害を賠償する。	—	

※ (○) は当該リスクの一部を限定的に負担するものである。

6.4 BOO・BOT方式による浄化槽PFI事業

公共浄化槽事業では、個人が所有する宅地内に公共物である公共浄化槽を設置し、市町村が恒久的に所有することになる。浄化槽PFI事業においてもBTO方式であるため、民間が設置した浄化槽の所有権は、市町村に移転されることになっている。

市町村においては、個人宅地内に公共浄化槽を設置・所有することは、将来的に空き家等となった場合における公共財産の所有上のリスクを負うことになる。このため、民間事業者とのリスク分担を図ることが出来るBOO・BOT方式による浄化槽PFI事業の創設が望まれてきている。

【解説】

(1) 公共浄化槽事業におけるBOO・BOT方式の導入の背景、理由

公共浄化槽事業では、個人が所有する住宅等に公共財産である公共浄化槽を設置し、市町村が所有することになる。浄化槽PFI事業においても、従来のBTO方式(Build Transfer Operate)では、民間事業者が浄化槽を設置した後、当該浄化槽の所有権を市町村に移転することとなる。

市町村において、個人住宅等に公共浄化槽を設置・所有する場合には、将来的に、当該個人住宅等が空き家となった場合における対応等の財産管理に係るコストの問題が生じ得る。

令和2年4月施行の改正浄化槽法に基づく公共浄化槽制度においては、市町村以外の者が所有する浄化槽を市町村に対して寄託等を行うことにより、浄化槽の所有を市町村に移転せずに、市町村が公共浄化槽として浄化槽を管理することが可能とされたところである。

この公共浄化槽制度を適切に活用することにより、市町村における上記の問題への対応策として、市町村が浄化槽を所有する従来のBTO方式に加え、民間事業者が浄化槽を所有しつつ、市町村との契約により浄化槽の設置及び管理を行う事業方式(BOO方式:Build Own Operate、BOT方式:Build Operate Transfer)についても公共浄化槽事業における新たな民間活用方式としてのニーズが出てきている状況となっている。

(2) BOO・BOT方式の特徴やメリット

BOO・BOT方式の主な特徴やメリットとしては以下が考えられる。

- 施設の施工、所有、運営、維持管理等が一体となった事業であり、民間のノウハウの発揮の余地が大きい。
- 民間事業者において施設を所有するため、公共における財産管理のコストが生じない。
(市町村は施設を資産として計上する必要がなくなる。)
- 民間事業者の提供する独自のサービス等に伴って、浄化槽の使用者に対する維持管理サービスの向上の効果も期待される。

以上の特徴やメリットを踏まえ、今後、令和8年度の汚水処理施設整備の概成や、その後の持続的な事業展開も見据えて、一層、BOO・BOT方式による公共浄化槽事業のニーズは増えていくものと想定される。

(3) BOO・BOT 方式による浄化槽 PFI 事業のスキーム

BOO・BOT 方式による浄化槽 PFI 事業の事業スキームの概要を以下及び図 6-4 に示す。

1) 基本スキーム

- ・市町村と民間事業者との間で事業契約を締結する。
- ・民間事業者は自らの資金により浄化槽を設置し、浄化槽管理者として、事業期間を通じて当該浄化槽を所有する。市町村は一定期間ごとに公共浄化槽サービス対価（設置費相当分）を支払う。
- ・民間事業者は、市町村との事業契約に基づき、自らの資金により浄化槽の維持管理（保守点検・清掃・法定検査・機器補修等）を行う。市町村は一定期間ごとにサービス対価（維持管理費相当分）を支払う。
- ・市町村は浄化槽の使用者（住民等）から分担金及び使用料を徴収する。
- ・市町村は分担金・使用料及び国からの交付金並びに起債等を財源として、民間事業者にサービス対価（設置費相当分、維持管理費相当分）を支払う。

2) 浄化槽の撤去等が必要となった場合の対応

事業期間中に、空き家等になり浄化槽を撤去する必要がある場合は、所有者である民間事業者が撤去等の対応を行うことが基本となるが、撤去等の費用については、民間事業者と住民（使用者）との協定等に基づき住民から徴収する、あるいは公民リスク分担において市町村の負担とすることが考えられる。

3) 事業終了後の対応等

BOO・BOT 方式における事業契約終了後の公共浄化槽の扱いや事業方式については、以下に示すような複数の方式が想定される。

- ①事業契約を更新して同事業（BOO 方式）を延長する。（事業者の再選定）
- ②浄化槽を市町村に譲渡して、市町村が管理者（所有者）として管理する。（BOT 方式）
- ③民間事業者から、浄化槽を住民に譲渡し、住民（所有者）から市町村に当該浄化槽を委託して、市町村が公共浄化槽として管理する。

4) その他、留意事項等

①国庫交付金の交付

BTO 方式と同様に、循環型社会形成推進交付金を BOO・BOT 方式においても適用できるようにする。

②市町村による SPC への出資

SPC による経営等への監視を可能とするため、また民間事業者における資金調達の支援等のため、自治体から SPC への出資を行うことも想定される。

③固定資産税等の扱い

民間事業者が所有する浄化槽等について固定資産税等の課税が発生しないようにする必要はある。

④浄化槽の寄託等の扱い

既設の個人が所有・管理する浄化槽の寄贈や寄託の扱いについて、条例等に規定しておく必要がある。

⑤事業契約におけるインセンティブの付与

公共浄化槽の所有に関するリスクを市町村と民間事業者の双方で分担することになるため、設置業務や維持管理業務等については、数値目標の達成度に応じて委託費を増額するなどの民間事業者の負担に見合ったインセンティブを事業契約に付与することが望まれる。

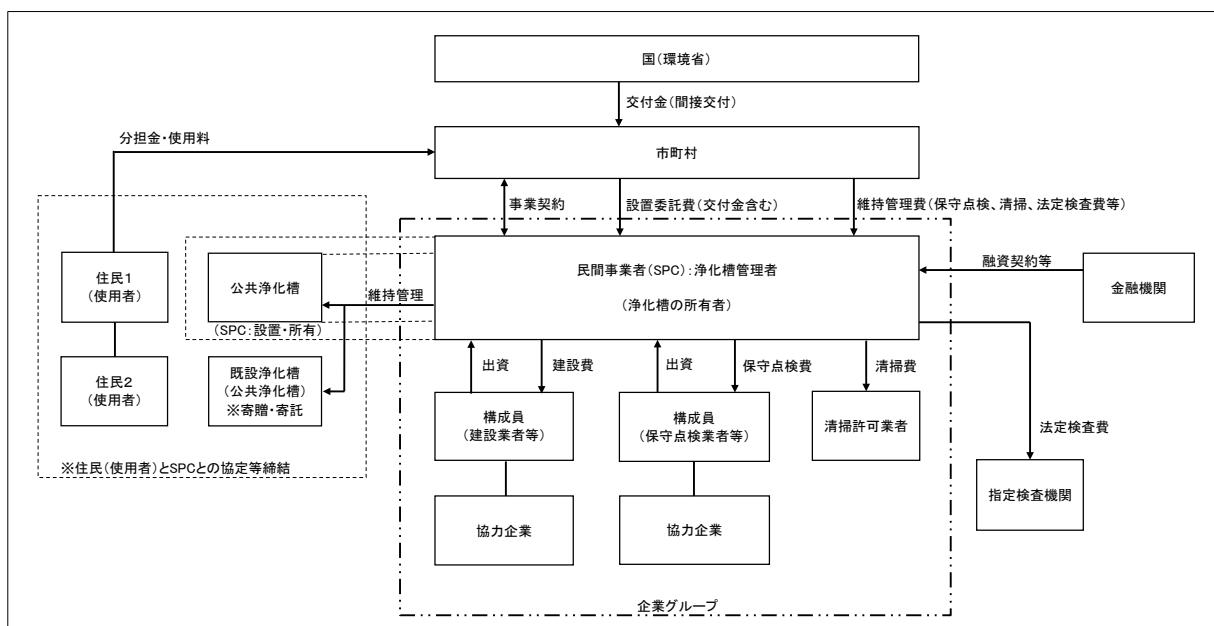


図 6-4 BOO・BOT 方式による浄化槽 PFI 事業のスキーム

(4) BOO・BOT 方式による官民のリスク分担

浄化槽 PFI 事業における官民のリスク分担について、従来の BTO 方式及び BOO・BOT 方式の分担を表 6-5 に示す。

BTO 方式の場合と異なり、BOO・BOT 方式の場合、施設の所有に関するリスクは所有者である民間事業者が事業期間中において責任を負うことが基本となるが、他事業の事例では、不可抗力（災害等）における施設の損害に対して、自治体が一部負担していることもあるため、浄化槽 PFI 事業についても市町村が相応分を負担することも想定される。

浄化槽の所有に関するリスク以外のその他のリスク分担については、BOO・BOT 方式とした場合においても、BTO 方式の場合と基本的には変わらないと考えられる。

表 6-5 市町村と SPC とのリスク分担 (B00・BOT 方式)

リスク項目		市町村		SPC	
共通リスク	本事業の住民への周知・理解不足による事業の遅延	(○)	市町村は右活動に資料提供等で協力する。	○	住民説明及び関連諸費用(会場設営、資料作成等)は SPC が負担する。
	住民からの浄化槽設置申請数の目標未達	—		○	
	制度変更に伴う条例等の重要な変更、事業スキームの重要な変更に起因する事業の遅延、契約解除	○	市町村に起因する契約解除規定により対応する。	—	
	不可抗力(自然災害等)による事業続行不可	○	不可抗力に起因する契約解除規定に基づき、SPC に契約解除金を支払う。	(○)	不可抗力に起因する契約解除規定に基づき、SPC は契約解除に伴う一部費用を負担する。
浄化槽の所有に関するリスク	施設所有者の責任として係るトラブル、費用負担	(○)	不可抗力に起因する損害に対しては市町村も相応分を負担する。	○	SPC が基本的に責任を負う。
設置段階リスク	設置届、工事完了届等、法定要件に係るトラブル	—	トラブルに起因して市町村が損害を受けた場合は、SPC に求償可能とする。	○	SPC がすべて責任を負う。
	工事計画・工事費を巡る住民とのトラブル	—	トラブルに起因して市町村が損害を受けた場合は、SPC に求償可能とする。	○	SPC がすべて責任を負う。
	工事の実施に伴う住民・近隣とのトラブル	—	トラブルに起因して市町村が損害を受けた場合は、SPC に求償可能とする。	○	SPC がすべて責任を負う。
	工事中の自然災害による設備損壊	—		○	SPC がすべて責任を負う。SPC は保険で対応
維持管理段階リスク	保守点検、法定検査等、法定要件に係るトラブル	—	トラブルに起因して市町村が損害を受けた場合は、SPC に求償可能とする。	○	SPC がすべて責任を負う。
	保守点検、法定検査に係る機能不全、使用者とのトラブル	—	トラブルに起因して市町村が損害を受けた場合は、SPC に求償可能とする。	○	SPC がすべて責任を負う。
	想定外維持管理費用の発生	—	トラブルに起因して市町村が損害を受けた場合は、SPC に求償可能とする。	○	不可抗力(自然災害等)に起因するもの以外、SPC がすべて責任を負う。不可抗力(自然災害等)時は、契約解除規定に基づき、契約解除が可能である。
資金調達・支払段階リスク	SPC の破綻、契約解除時における損害の発生	○	契約解除の原因者が負担する。	○	契約解除の原因者が損害を負担する。
	SPC の破綻、契約解除時における修復費用の発生	○	市町村が負担する。SPC に破綻保険の付保を要求する。	(○)	
	SPC の破綻、契約解除時における債権者への支払	—		○	SPC が負担する。市町村への遡及は不可とする。
	市町村の委託費の支払遅延	○	市町村は SPC の経過金利負担等の損害を賠償する。	—	

※ (○) は当該リスクの一部を限定的に負担するものである。

6.5 浄化槽整備事業の市場調査

PFI手法の導入には、民間事業者による事業として成り立つことが条件となる。そのためには、事業期間において整備される可能性のある浄化槽の基数等について、民間事業者にとっても十分に収益性が見込まれる需要量が存在していることを事前に確認する必要がある。

【解説】

浄化槽 PFI 事業を実施するためには、この事業が民間事業者にとっても収益性のある事業として成り立つだけの需要量があることを事前に確認しておくことが必要である。

PFI 導入可能性調査においては、浄化槽整備事業の市場調査として、潜在的な浄化槽需要量について調査するとともに、事業期間中において整備される可能性のある浄化槽整備基数の推定を行う必要がある。浄化槽の設置は基本的に住民の意向によること、また、将来的には人口や住宅戸数の減少も懸念されるため、今後に整備される浄化槽基数について、精度の高い推定を行うことが重要となる。整備基数を推定するための方策例を以下に示す。

- ① 市町村統計資料に基づく人口・世帯数、世帯主の年齢、住宅数及び浄化槽設置状況について調査する。事業対象区域内の住宅戸数、既設浄化槽基数等を確認して潜在的な浄化槽設置基数の確認を行う。
- ② 住民アンケート調査を実施して、浄化槽の設置意向や設置希望年次の割合等を把握し、上記の潜在的基数から年次別の設置可能基数の推定を行う。
- ③ 現地調査を実施して、宅地内に設置スペースや放流先がなく、浄化槽の設置できない住宅について調査し、必要により上記の推定値の修正を行う。

6.6 事業者選定方式

浄化槽 PFI 事業は民間活力を活かした様々なアイデアや住民サービス等の提案を事業者に促すことが望まれる。PFI 手法導入における民間事業者選定方式としては、契約条件や仕様を限定的に定めるのではなく、民間のノウハウや創意工夫を活かした幅広い提案が可能となるように工夫することが望まれる。

【解説】

(1) PFI 事業者の選定方式

PFI 事業者の選定方式としては、表 6-6 に示すように総合評価一般競争入札と公募型プロポーザルがある。現在までの浄化槽 PFI 事業事例においては公募型プロポーザルによる事業者選定が大多数となっている。本来の公共事業としての工事範囲は、浄化槽本体設置工事だけであるが、浄化槽は宅地内の排水設備や放流施設等を含めて一体として機能するものであるため、宅地内の個人負担となる排水設備や放流施設等も含めた民間事業者からの幅広い工夫、住民サービスの向上を求めて、より自由度の高い公募型プロポーザル方式を採用する例が多くなっている。

しかしながら、地方公共団体における PFI 事業については総合評価一般競争入札が原則（自治省通知：自治画第 67 号、平成 12 年 3 月 29 日）とされている。

そこで、今後は浄化槽 PFI 事業においても総合評価一般競争入札方式による事業者選定を基本として、民間事業者からの幅広い工夫、住民サービスの向上に向けた幅広い提案も可能となるような、事業者選定方式を工夫していくことが必要となる。

表 6-6 総合評価一般競争入札と公募型プロポーザルの比較

項目	総合評価一般競争入札	公募型プロポーザル
契約形態	競争入札（評価点の最も高い提案を行った事業者に落札）	随意契約（評価の最も高い提案を行った事業者と優先交渉）
入札公告時の条件	基本的に変更不可	変更の余地あり
適した分野	性能仕様が容易で、サービスの内容等が定型的なもの	性能仕様が困難で、サービスの内容等が変動的なもの
評価基準	評価項目ごとに数値化 事業者選定基準の策定、公表	評価項目ごとに数値化できない項目があっても可
補欠者の設定	原則不可	可
事業者からの提案	仕様の範囲内に限られる。	仕様範囲に限らず、幅広い提案が可能である。
契約の交渉	入札後の交渉等は不可	交渉が可能

(2) PFI 事業者選定の手順

公共浄化槽事業に PFI 手法を導入するまでの手順を図 6-5 に示す。現在までの事業事例では、公募型プロポーザルによることが多くなっているが、図では総合評価一般競争入札に基づく手順を示す。但し、公募型プロポーザル方式の場合に該当するものは () 内に示すものとする。

市町村は PFI 導入可能性調査において、市町村が自ら実施する直営方式に比べて PFI 手法の優位性が得られた場合、実施方針を公表する。その後、PFI 事業を実施することが適切であると認める場合は特定事業としての選定を行う。特定事業の選定の後、PFI 事業者の選定を進めることになる。

PFI 事業者の選定は、外部委員を含めた審査委員会に諮った入札説明書（募集要項）を公表し、事業者から提出された提案書等を基に審査委員会で PFI 事業者の選定審査を行って、落札者（優先交渉権者）を決定する。

落札者（優先交渉権者）との協議の後、基本協定を締結して、設立された SPC と仮契約を結び、議会の議決を経て本契約となる。

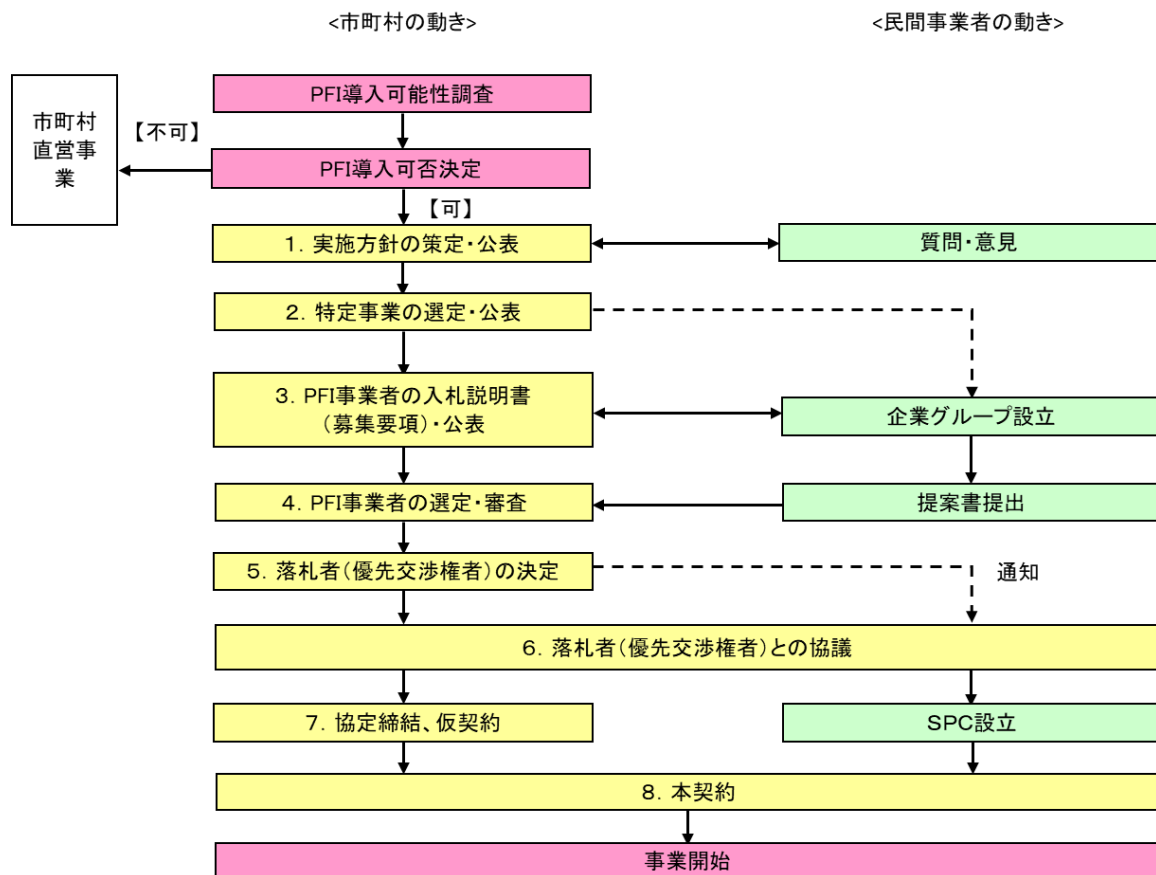


図 6-5 PFI 事業者選定の手順

6.7 SPC の形態、運営

PFI 方式の場合、市町村と事業契約を締結した SPC とその構成員及び協力企業がグループを構成して事業全体を包括的に実施することになる。契約期間中の浄化槽の設置工事と維持管理業務は、すべてこれらの特定企業に限定されることに留意すべきである。

【解説】

浄化槽 PFI 事業における SPC 及び企業グループの構成を図 6-6 に示す。グループを構成する企業には SPC に出資をしている構成員と出資していない協力企業の 2 種類の形態があるが、SPC の主な役割は企業グループ全体のマネジメントである。この全体マネジメントとは、目標設置基数を確保し、維持管理を効率的に行い、求められる業務水準を確保するために関係企業と協力体制を維持する業務、その発注、支払い、金融機関との借入、返済、資金繰り等を行う業務である。SPC とグループを構成する企業には以下に示すような役割と対応が求められる。

- ・ 目標設置基数を確保するためには、事業期間中において不断に住民に広報し、浄化槽の設置を呼びかける活動が不可欠である。
- ・ 住民への説明資料の作成、説明会の開催、戸別訪問の実施等を計画的に行っていく必要がある。
- ・ 戸別訪問等の際に、相手住民の合意があれば、個人管理部分である排水設備改造等の工事も含めて、SPC を構成する企業グループで一括して受託することも可能であるため、これらの関連工事への対応も求められる。
- ・ 地域的にまとまって工事をする事ができれば、工事全体の単位コストを縮減することも可能となるため、計画的な営業展開が重要となる。
- ・ 使用開始された浄化槽の維持管理については、個々の浄化槽の管理記録を、データベース化した管理システムを導入して、維持管理状況を長期的に把握するとともに、計画的な管理の実施が求められる。

浄化槽 PFI 事業は、民間の資金調達負担が比較的小さい PFI 事業であることから、資金力の弱い地元の中小企業を中心となって行える PFI 事業でもある。現在までの事例においても地元企業を中心となって SPC と企業グループを構成している事例が多数となっている。

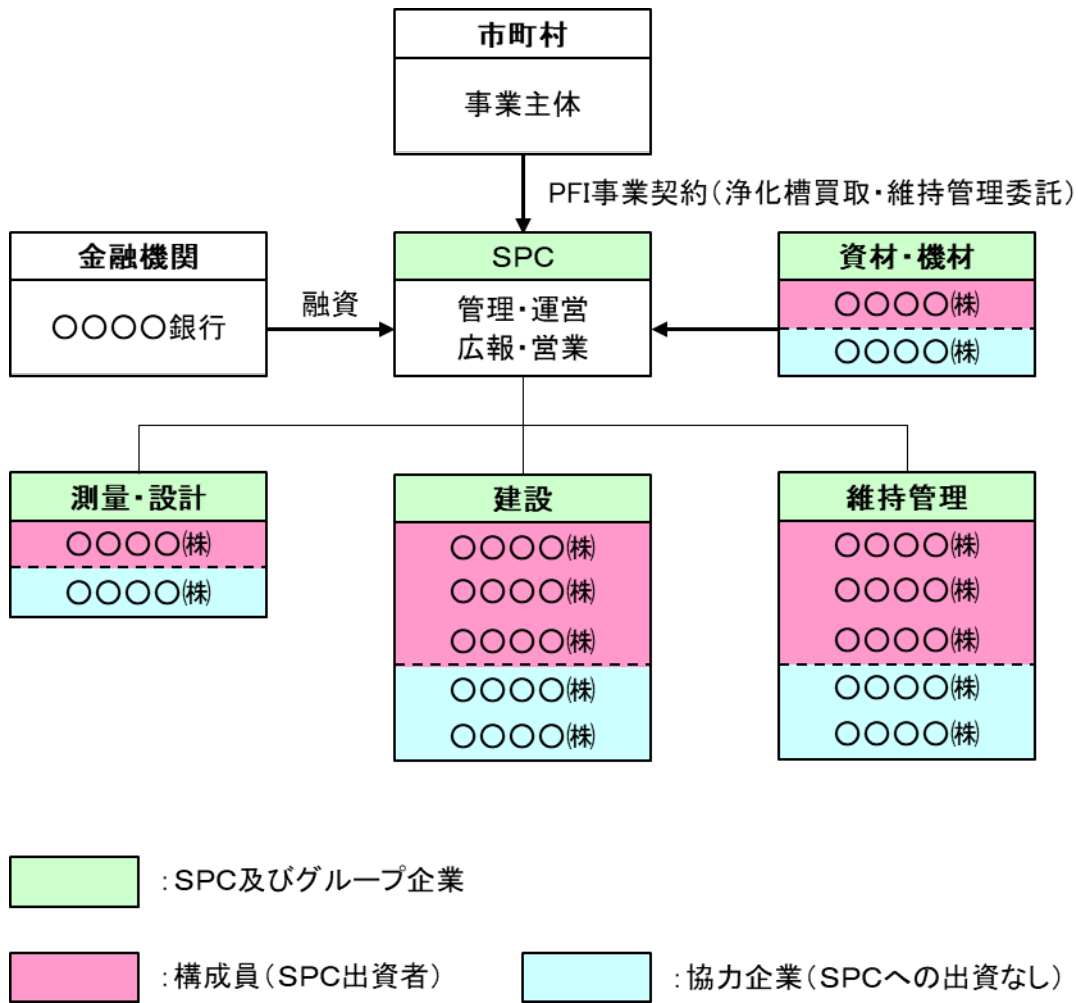


図 6-6 SPC 及び企業グループの構成例

6.8 PFI手法を導入するための課題、推進策

PFI手法の導入にあたっては、事業実施前の早い段階から、説明会の開催やヒアリングを行い、浄化槽に関連する民間事業者、PFI事業の趣旨や目的を理解してもらうことと市町村との協力を得る必要がある。

【解説】

(1) 浄化槽 PFI 事業に対する地元関連業者の理解

浄化槽 PFI 事業が実施された場合、SPC を構成する特定の企業グループ等により、浄化槽本体工事だけでなく、付帯工事まで、すべて独占されてしまうのではないかと、地元の関連工事業者から強い懸念を示されることがある。

事業実施後も SPC の協力企業として事業に加わることは可能であること、浄化槽本体工事以外の工事については協力企業でなくても自由に営業して受託できることを十分に説明して理解を得る必要がある。

(2) 民間事業者への説明

浄化槽 PFI 事業は基本的に市町村ごとの地域事業であり、当該市町村における浄化槽に関連する民間事業者の参加がなければ事業は成立しない。浄化槽 PFI 事業の場合、長期間にわたって選定された民間事業者が浄化槽の設置と維持管理を行うため、民間事業者にとっては安定した業務量を確保できるというメリットがある。事業実施前の早い段階から、説明会やアンケート調査等による説明及びヒアリングを行い、浄化槽に関連する民間事業者からの理解と協力が得られるように図るべきである。

説明会における説明事項の例を以下に示す。

- ① 公共浄化槽事業の概要
- ② 今後の浄化槽整備基数の見通し
- ③ 浄化槽 PFI 事業の概要
- ④ PFI 事業者選定手順
- ⑤ 応募者の要件、必要な能力・資格等
- ⑥ SPC の設立、構成、運営の概要

(3) 説明会開催概要

PFI 導入可能性調査の段階から、当該地域の浄化槽に関連する民間事業者を対象とした説明会を開催して浄化槽 PFI 事業に関する説明を行う。民間事業者からの理解と協力を得るためには、市町村と民間事業者との間での質疑応答等を十分に行うことが必要となる。そのため説明会は複数回に分けて開催し、浄化槽 PFI 事業に関する説明とともに民間事業者からの質問や意見の聞き取りを行う。

浄化槽 PFI 事業の導入に関する民間事業者への説明会における開催概要の例を以下に示す。

- 1) 開催時期・回数： PFI 導入可能性調査期間中に 1～3 回程度
- 2) 対象事業者： 浄化槽工事業、保守点検業、清掃業、一般廃棄物収集運搬業、関連機材販売業等

- 3) 質問・意見： 説明会での質疑やアンケート調査による聞き取りを行い、次回説明会での回答または個別対応等を行う。

(4) 浄化槽設置基数の推計

整備目標とする浄化槽設置基数は民間事業者の事業参入判断の基となるため、整備基数の推計については、市町村直営方式よりも精度を高めておく必要がある。

整備目標基数の設定にあたっては、単に行政施策上としての整備目標基数を設定するのではなく、実現が可能である基数を推定した上で、浄化槽 PFI 事業として目指すべき整備目標基数を設定することが重要である。将来の設置基数を推計するためには、事前に詳細なアンケート調査等を行って住民の設置意向を把握し、さらに将来の高齢化や人口減少等も考慮した整備目標基数を設定すべきである。

(5) PFI 手法の導入に向けた市町村と民間事業者との意見交換等

公共浄化槽事業に PFI 方式を導入する場合、正確な浄化槽整備基数の推計と PFI 方式導入の可能性調査等の実施とともに、上述した説明会等の開催と意見交換等を行って地元関連業者からの理解を得ることが必要となる。PFI 方式導入に向けた作業手順と市町村と民間事業者における意見交換等の関係を図 6-7 に示す。

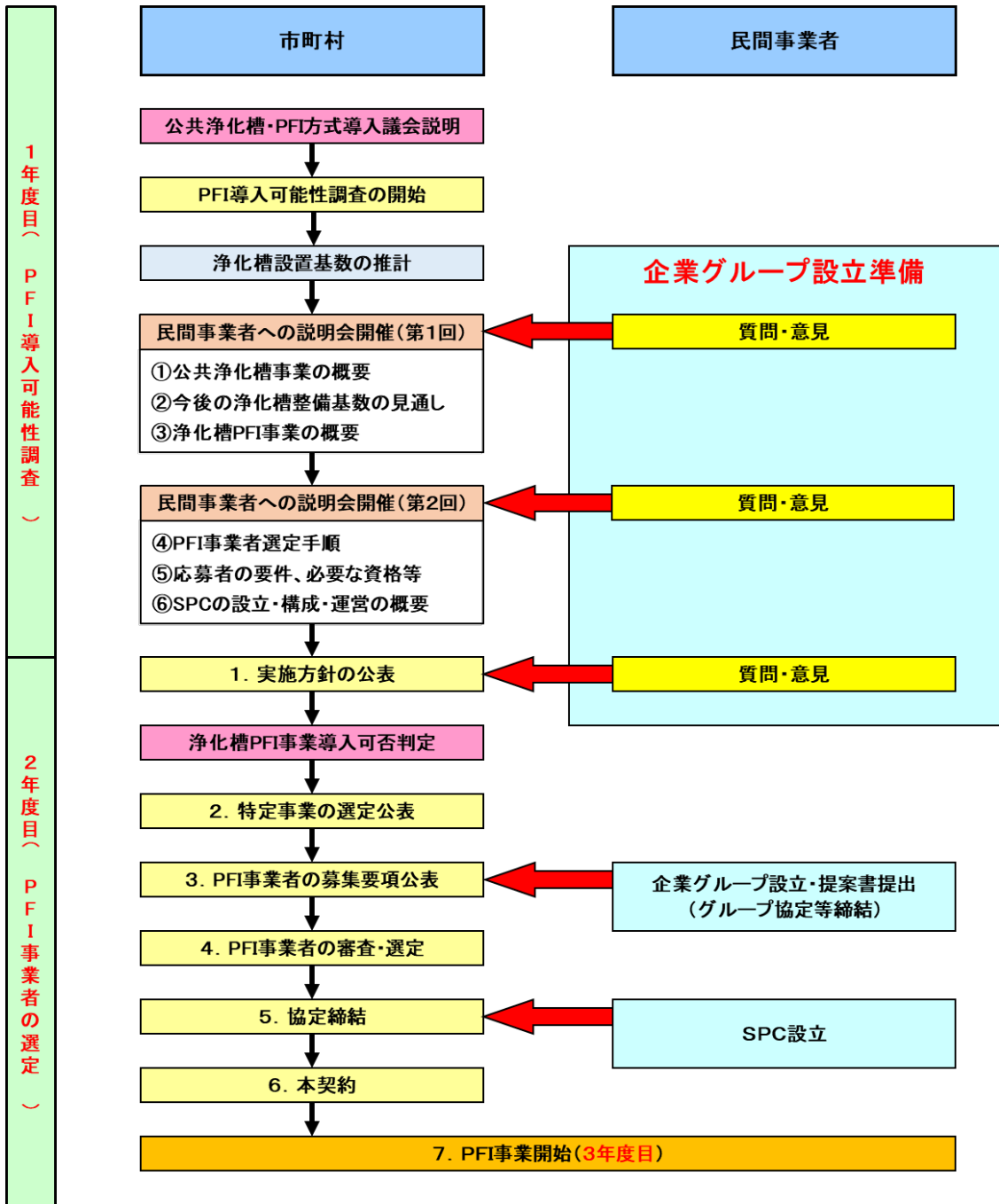


図 6-7 PFI 方式導入に向けた手順と市町村と民間事業者における意見交換等

6.9 浄化槽 PFI 事業導入スケジュール

浄化槽 PFI 事業を導入するためには、公共浄化槽整備事業計画の策定と、PFI 導入可能性調査を実施して、PFI 事業者の選定を行う必要がある。公共浄化槽整備事業計画の策定から、PFI 事業者との事業契約締結までの必要な期間を確保することが重要となる。

【解説】

これまでの事例から判断して、生活排水処理基本計画が策定されている場合で、公共浄化槽整備事業計画の策定から PFI 事業者との事業契約締結まで合計で約 2 ヶ年の期間を要することになる。特に公共浄化槽整備事業計画の策定においては、住民アンケート調査及び整備目標基数の設定等に、PFI 事業者の募集・審査においては、募集要項の公表から PFI 事業者の選定審査に、それぞれ十分な期間を確保することが重要である。また、公共浄化槽整備事業計画確定時、実施方針・募集要項の公表時には、住民や関係者への説明会の開催や質問の受付・回答等が必要であり、これらを実施するための期間を設けなければならない。

さらに、市町村においては PFI 事業者選定のための作業と並行して、公共浄化槽事業に関する条例の整備や債務負担行為を定めることになる。特に総合評価一般競争入札による事業者選定の場合には、入札説明書の公表の前までに条例及び債務負担行為を定めて議会の議決を得ていなければならないことに留意すべきである。浄化槽 PFI 事業を導入するための標準的な工程を表 6-7 に示す。

6.10 第二期事業のあり方

浄化槽 PFI 事業を実施している市町村においては、第一期事業終了後の浄化槽整備と維持管理のあり方について、事業が終了する前から検討しておかなければならない。第二期事業の検討にあたっては、同様の PFI 事業を事業者選定からやり直して継続することも想定されるが、既に整備が主体である段階から維持管理が主体となる段階に移行している場合には、浄化槽の維持管理を主体とした PFI 手法以外の民間活用手法について検討することも想定される。

【解説】

(1) 契約終了後の事業の取り扱い

浄化槽 PFI 事業を実施している市町村においては、現在の PFI 事業契約の終了後の事業手法に関する検討が必要である。第二期事業として浄化槽 PFI 事業を継続する場合の課題を以下に示す。

- ① 浄化槽の設置よりも維持管理が主な委託業務となる。
- ② 第二期事業における事業者の選定方法をどのようにするか。
- ③ 未整備のまま残存している住宅への整備推進をどうするか。

(2) 第二期事業のあり方

現在の浄化槽 PFI 事業契約の終了後についても市町村直営方式に転換することなく、同様の PFI 手法による事業を第二期事業として、再度、事業者の選定を行って事業を継続することが想定される。また、第二期事業においては浄化槽の新規設置よりも維持管理が中心となるため、後述する包括民間委託、指定管理者制度の導入についても考えられる。包括民間委託、指定管理者制度の概要については、第7編「PFI 手法以外の民間活用手法」を参照のこと。

現在の浄化槽 PFI 事業の契約終了後についても、引き続き同様の PFI 方式による事業を継続する場合の留意点・課題を以下に示す。

- ・浄化槽の建設業務よりも維持管理が主な委託業務となるため、事業全体における VFM は縮減される傾向となる。
- ・建設関連業者における事業意欲が減少していくことになる。
- ・現在、提供されている住民サービス、浄化槽の適正な維持管理等について、滞りなく継続することができる事業者を選定することが重要である。

これらの留意点・課題についての対策案を以下に示す。

- ・維持管理が中心になることに着目した場合、指定管理者制度や包括民間委託等の PFI 手法以外の維持管理に特化した民活手法の採用が挙げられる。また、建設については指定工事店制度を導入することも想定される。(第7編参照)
- ・第二期事業については、現在の PFI 方式(第一期事業)と同様の業者選定方式をそのまま適用することが望ましいとは限らない。第二期事業に相応しい業者選定方式を採用することが求められる。
- ・建設業務を増やすために、新規に事業区域を拡張することや、事業対象に公民館等の

小規模の公共施設等を追加することも検討する。

- 現在のサービス水準を維持できる事業者を選定するためには、業務要求水準書に既存のサービス内容を追加するとともに、業務実績、業務執行能力等について重要視した審査評価基準を設けることが想定される。

6.11 浄化槽 PFI 事業のモニタリング

PFI 事業者が実施する浄化槽の設置工事や維持管理業務等の履行状況を把握し、業務要求水準及びモニタリングの実施方法、評価基準を設定するとともに、業務要求水準が未達成の場合の対処方法を検討し、適正かつ確実な業務の実施を確保するための枠組み等を整理する。

【解説】

モニタリングの基本的な考え方、実施方法等については、下記のガイドラインが参考となる。

- 「モニタリングに関するガイドライン」内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI 推進室）（平成 30 年 10 月 23 日改正）

https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/pdf/monitoring_guideline.pdf

モニタリングとは、PFI 事業者が業務要求水準書や自らが作成した提案書に基づき、適正かつ確実な業務の実施が行われているかを確認するため、委託者である市町村の責任において監視と評価を行うものである。モニタリングの実施方法としては、市町村が自ら実施する場合と、第三者に外部委託する場合がある。

浄化槽 PFI 事業のモニタリングにおける主な確認事項を以下に示す。

① 浄化槽 PFI 事業の効果

- ・浄化槽設置基数、浄化槽の維持管理状況、汚水処理人口普及率等
- ・自治体財政負担の縮減効果、実績 VFM の試算
 - ・浄化槽設置者へのアンケート調査
- ・業務指標（PI）の算定と評価

② PFI 事業者の業務履行状況

- ・業務要求水準の達成度
- ・モニタリング項目に関する実績
- ・契約事項の履行確認
- ・PFI 事業者提案事項の実施確認
- ・SPC（特別目的会社）の財務状況

これらの確認事項に関する調査の時期については、各年度末の時点において行う場合が多いが、市町村による緊密な履行状況の確認と確実な業務の実施を図るため、年度途中の数か月ごとに実施している事例もある。

また、浄化槽 PFI 事業の契約にインセンティブ・ペナルティ条項を付加して、事業の成果に応じて、これらの委託単価を増減させる契約としている事例も多くなっている。PFI 事業者の選定方式として、公募型プロポーザルを採用して、民間事業者からの提案に基づき、インセンティブ・ペナルティ条項を付与することで、民間事業者による積極的な整備推進活動を図っている事例もみられる。

参考として、浄化槽 PFI 事業契約におけるインセンティブ・ペナルティ条項の例を参考資料 6-2 に示す。

○参考資料 6-2 浄化槽 PFI 事業契約におけるインセンティブ・ペナルティ条項

(設置工事)

- ・ 目標設置基数を下回る基数については、単価を〇%減額して買取り
- ・ 目標設置基数を上回る基数については、単価を〇%増額して買取り

(維持管理：保守点検・清掃・法定検査)

- ・ 法定検査における不適正の指摘を受けた基数が、対象基数の〇%以上の場合、当該対象浄化槽の維持管理委託費相当額の〇%を減額
- ・ 法定検査における不適正の指摘を受けた基数が、対象基数の〇%以上の場合、契約解除あり
- ・ 法定検査における不適正の指摘を受けた基数が、対象基数の〇%未満の場合、翌年度の維持管理委託費相当額の〇%を増額

(使用料徴収：使用料)

- ・ 現年度分収納率が〇%を下回った場合、翌年度の委託費積算における料金徴収委託費部分を〇%減額
- ・ 1年未満調定分を除く累計収納率が〇%を上回った場合、翌年度の委託費を〇%増額

出典：「浄化槽整備事業への PFI 手法導入ガイドライン解説」社団法人全国浄化槽団体連合会より

6.12 PFI 事業の導入可能性調査及びアドバイザー業務等の外部委託

浄化槽整備事業計画の策定や PFI 方式導入のための可能性調査等は外部に委託することにより、市町村の事務負担を軽減することが可能である。

【解説】

公共浄化槽を実施するための事業計画書の作成及び PFI 方式導入のための可能性調査や民間事業者選定における事務作業等については、外部に委託して支援を受けることにより、市町村の事務負担を軽減することが可能である。また、これらの委託費用については国からの助成を受けることも可能となっている。

○参考資料 6-3 : 「公共浄化槽及び PFI 方式導入に関する委託」

1. 公共浄化槽整備事業計画策定業務

- (1) 住民等アンケート
 - ・浄化槽設置、希望設置時期等に関する住民意向調査
- (2) 現地踏査
 - ・住宅等における設置場所、排水路（放流先）等の有無等の調査
- (3) 採用浄化槽の選定、年度別整備基数の設定
- (4) 浄化槽設置工事費、維持管理費、浄化槽整備事業費検討
- (5) 財政計画検討
 - ・使用料・受益者分担金等検討
 - ・年度別財政計画策定・検討
- (6) 事業推進サポート
 - ・住民啓発・広報、民間事業者への説明
 - ・条例案検討
 - ・特別会計設置に関する検討

2. 公共浄化槽整備事業における PFI 導入可能性調査業務

- (1) 公共浄化槽整備事業計画・財政計画策定及びPSCの算定
- (2) PFI スキームの検討
 - ・事業範囲、事業期間
 - ・事業形態、資金調達
 - ・事業リスク及びリスク分担
- (3) VFM の算定
- (4) 民間事業者の意向調査
- (5) 事業化の評価

3. 浄化槽 PFI 事業導入・アドバイザー業務

- (1) 実施方針の策定等
- (2) 特定事業の選定資料作成
- (3) 入札公告及び事業者募集・選定関係の支援
- (4) 事業者選定審査の支援
- (5) 契約・協定の支援
- (6) 審査委員会運営等の支援

第7編 PFI 手法以外の民間活用手法

7.1 公共浄化槽事業における PFI 手法以外の民間活用手法

浄化槽 PFI 事業が実施されている市町村では民間活用による様々な効果が発揮されている。しかし、市町村及び民間事業者の置かれている状況は地域によって一様ではないため、浄化槽 PFI 事業の普及促進に加え、PFI 手法以外の民間活用手法について検討することも想定される。

【解説】

(1) 期待される民間活用手法

公共浄化槽事業に適用することが想定される PFI 手法以外の民間活用手法としては、設置工事における指定工事店方式、維持管理における包括民間委託及び管理・運営を含めた指定管理者制度が挙げられる。これらの民間活用方式の概要及び特徴や課題等を以下に示す。

① 浄化槽設置工事における指定工事店方式

(制度の概要等)

住民が選定したその業者と市町村が随意契約することにより設置工事を発注する方式である。市町村における事務量の軽減化と、民間事業者の営業力の活用による事業推進が期待される。(参考資料 7-1:「埼玉県における指定工事店制度」(埼玉県浄化槽「市町村整備型」導入マニュアル) 参照)

(特徴、課題等)

- ・入札等の事務作業が不要になることによる事務量の軽減化が可能となる。
- ・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する額 (130 万円) を超えるときは随意契約ができない。130 万円を超える規模の浄化槽の設置が必要となった場合には、入札等により業者を選定することになる。
- ・浄化槽工事 (宅内配管工事含む) に対する技術指針等を定め、適正かつ一定レベル以上の工事に努めることも必要である。

○参考資料 7-1：指定工事店方式の概要

市町村の直営方式による浄化槽設置工事において、市町村が認定した指定工事店の中から住民が1業者を選定し、市町村は住民が選定したその業者と随意契約することにより設置工事を発注する方式である。入札等の事務作業等が不要になることによる事務量の軽減化と、民間事業者の営業力を活用して設置事業を推進できる等の効果が期待できる。

本方式は埼玉県内の市町村で実施されてきたが、近年では埼玉県以外の自治体においても本方式を採用してきている。

1. 期待されるメリット及び想定される課題

(1) 期待されるメリット

- ・入札等の事務作業が不要となることによる自治体における事務作業量の軽減化が可能となる。
- ・設置工事に関わる民間事業者による積極的な営業活動が期待される。

(2) 想定される課題

- ・埼玉県では、地方自治法施行令第167条の2第1項に基づいて随意契約するものとしている。
- ・このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に規定する額（130万円）を超えるときは随意契約が出来ない。130万円を超える規模の浄化槽の設置が必要となった場合には、入札等により業者を選定することになる。
- ・業者選定のルールに関して、地方自治法や市町村条例との調整が必要となる。

2. 指定工事店方式の仕様等

浄化槽の設置工事について「指定工事店方式」を導入する場合は、以下の事項について決める必要がある。

- ①指定工事店の手続き方法（必要資格等の要件、申請様式、手順等）
- ②標準工事仕様と標準工事金額設定
- ③契約手続き方法（必要書類、手順、住民負担均等の取扱いなど）
- ④市の工事監理体制（監理項目、必要書類）
- ⑤工事完成後の手続き等
- ⑥標準工事以外の対応方法、随意契約額を超える工事の対応方法

3. 関係者への説明等

「指定工事店方式」を採用する場合においても関係者（住民、議会、事業者等）への説明資料等を作成して説明する必要がある。

4. 条例の変更

必要により、現在の公設浄化槽に関する条例に、指定工事店方式により施工する旨を規定する。

出典：「埼玉県公設浄化槽マニュアル」

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/shichousonseibigatamanual.html>) をもとに株式会社 NJS 作成

② 包括民間委託

(制度の概要等)

浄化槽の維持管理を民間事業者に一括委託する方式である。複数年契約の性能発注とすることにより、市町村の事務量の軽減と、民間活用による維持管理コストの縮減が期待される。ただし、浄化槽法に基づく浄化槽管理者としての責任は市町村に存する。「性能発注」と「仕様発注」との比較を参考資料に示す。(参考資料 7-2: 「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」(国土交通省) 参照)

(特徴、課題等)

- ・保守点検、法定検査受検、清掃・汚泥運搬業務を一括して、性能発注、複数年契約することにより、市町村の事務量の軽減、コストの縮減が可能となる。
- ・民間業者は維持管理の作業だけを実施するものであり、管理責任は市町村が負うことになる。
- ・浄化槽の設置工事を含めて委託することはできない。

(市町村における委託仕様等の設定)

維持管理における包括民間委託を導入する場合、「PFI 方式」の場合と同様に以下の事項について設定する必要がある。

- 1) 委託対象の範囲、区分(既管理浄化槽と新設浄化槽の扱い等)
- 2) 受託者の必要資格・体制
- 3) 料金徴収業務の扱い (PFI 方式として料金徴収も委託していた場合)
- 4) 事業者の選定：審査委員会設立・開催、公表書類作成 (募集要項等、業務要求水準書)

○参考資料 7-2：維持管理における包括民間委託の概要

市町村が設置した浄化槽の維持管理を複数年契約の性能発注として一括委託する方式である。民間事業者の有する技術能力等を活用することにより、効率的かつ効果的に浄化槽の維持管理を行うものである。性能発注の考え方に基づく民間委託は、浄化槽の維持管理に関する一定の責任を民間事業者に委ねるものであり、民間事業者に委ねる業務範囲を明確にすることに留意する必要がある。ただし、浄化槽法に基づく浄化槽管理者としての責任は市町村に存する。

1. 期待されるメリット及び想定される課題

○期待されるメリット

- ・保守点検、法定検査受検、清掃・汚泥運搬業務を一括して、性能発注、複数年契約することにより、市町村の事務量の軽減、コストの縮減が可能となる。

○想定される課題

- ・民間業者は維持管理の作業だけを実施するものであり、管理責任は市町村が負うことになる。
- ・浄化槽の設置工事を含めて委託することはできない。

2. 包括民間委託の実施にあたり検討すべき事項

(1) 前提条件として検討すべき事項

- 1) 包括的民間委託の基本的考え方に関する事項
- 2) 包括的民間委託の対象となる浄化槽の条件に関する事項
- 3) 包括的民間委託の対象となる業務範囲に関する事項

(2) 民間事業者選定のために検討すべき事項

- 1) 選定対象となる民間事業者の要件に関する事項
- 2) 民間事業者の技術能力を総合的に評価し得る発注方式に関する事項
- 3) 民間事業者に包括的民間委託の対象となる浄化槽の機能を確認させる方法に関する事項
- 4) 民間事業者の選定の際に民間事業者から提出を求めるべき書類に関する事項
- 5) 予定価格の算出方法に関する事項

(3) 維持管理業務に関連する事項

- 1) 受託者が満たすべき性能その他の要件に関する事項
- 2) 維持管理業務実施期間中の性能未達時における対応に関する事項
- 3) 維持管理業務実施期間中の緊急事態への対応に関する事項
- 4) 維持管理業務の実行計画の策定及び確認、並びに維持管理業務実施に係る記録の保存等に関する事項
- 5) 維持管理業務の遂行状況の監視・評価に関する事項
- 6) 委託期間中に民間事業者から提出を求めるべき書類に関する事項

(4) 維持管理業務に係る責任分担に関する事項

- 1) 委託者と受託者の責任分担に関する事項
- 2) 契約等の疑義等の解消等に関する事項
- 3) 保険等の考え方に関する事項

出典：「性能発注の考え方に基づく民間委託ガイドライン」

(<https://www.mlit.go.jp/crd/city/sewerage/info/tosikeikaku/minkan010423.html>)をもとに(株)NJS 作成

③ 指定管理者制度

(制度の概要等)

市町村が整備した浄化槽の維持管理及び運営を複数年にわたって民間に任せる制度である。平成 15 年に地方自治法第 244 条の 2 が改正され、従来の管理委託制度に代わる新たな制度として創設され、地方公共団体が指定する法人その他の団体（指定管理者）に公の施設の管理を行わせることができることとなった。浄化槽の管理業務だけでなく、事業の運営全体を民間に任せる方式であり、事業運営を使用者からの使用料で賄う方式、市町村からのサービス料で賄う方式及び両方の方式で賄う方式が想定される。いずれの方式でも指定管理者が浄化槽管理者となるため、維持管理業務を許可業者に委託する場合の再委託の問題はない。ただし、新規の浄化槽の建設はできない。建設については直営手法のほか、PFI 手法を取り入れて、PFI 事業者が指定管理者となり、浄化槽の建設と事業の運営を同時に実施する方式も考えられる。

(特徴、課題等)

- ・保守点検、法定検査受検、清掃・汚泥運搬業務について、管理責任も含めて指定管理者に任せることにより、市町村の事務量とコストの縮減が可能となる。
- ・浄化槽の設置工事を指定管理者に委託することはできない。
- ・指定管理者制度による運営方式としては、事業運営を使用者からの使用料で賄う方式、市町村からのサービス料で賄う方式及び両方の方式で賄う方式の 3 通りの方式が想定される。
- ・独立採算とした場合、使用料が高額となる可能性がある。（議会の承認が必要）
- ・また、現状の使用料のままとした場合、独立採算することは困難であり、市町村からのサービス料の支払が必要である。
- ・民間側にとっては管理責任のリスクが PFI 方式及び包括民間委託方式よりも増大する。

(2) 市町村直営方式と各民間活用手法の比較

公共浄化槽事業に適用することが想定される PFI 手法以外の民間活用方式について、市町村直営方式との比較と、それぞれの方式のメリット及びデメリットについて表 7-1 に整理する。

表 7-1 市町村直営方式と各民間活用手法の比較

業務種別		公共浄化槽事業における事業方式				
		①市町村直営	②指定工事店制度	③包括民間委託	④指定管理者制度	
					管理委託	独立採算
浄化槽設置に伴う業務	①申請受付審査	市町村	市町村	-	-	-
	②現地調査	市町村	民間	-	-	-
	③設計、工事図面作成	市町村	民間	-	-	-
	④積算書作成	市町村	民間	-	-	-
	⑤入札、契約資料作成	市町村	市町村	-	-	-
	⑥住民・関係者との調整	市町村	民間	-	-	-
	⑦設置協議等	市町村	市町村	-	-	-
	⑧設置工事	民間	民間	-	-	-
	⑨工事検査	市町村	市町村	-	-	-
付帯工事(個人管理)との 一体工事	①排水設備工事	-	民間	-	-	-
	②放流管敷設工事	-	民間	-	-	-
維持管理に伴う業務	①保守点検	民間	民間	民間	民間	民間
	②法定検査受検	市町村	市町村	民間	民間	民間
	③清掃、汚泥運搬	民間	民間	民間	民間	民間
	④管理記録作成	市町村	市町村	民間	民間	民間
	⑤入札、契約資料作成	市町村	市町村	-	-	-
	⑥各種資料作成	市町村	市町村	民間	民間	民間
事業運営管理に伴う業務	①特別会計事務	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村
	②各種申請事務	市町村	市町村	市町村	民間(市町村)	民間
	③料金徴収事務	市町村	市町村	市町村	市町村	民間
権利	①施設所有	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村
	②管理権(浄化槽管理者)	市町村	市町村	市町村	民間	民間
	③運営権	市町村	市町村	市町村	民間(市町村)	民間
制度上の問題	①国庫交付金の適用	可(設置費・機器補修費)	可(設置費・機器補修費)	可(機器補修費)	可(機器補修費)	可(機器補修費)
	②再委託の問題	-	-	(有)	無	無
民間への発注形態	①発注(契約)方式	仕様発注、入札	随意契約	性能発注	管理基準	
	②契約年数	単年度	単年度	複数年(3~5年)	制限無、但し3~10年程度が多い	
事業方式としての メリット・デメリット	①メリット	・市町村がすべて行うため、公共事業の管理、運営面における確実性は高い。	・設置に伴う市町村の事務量は軽減される。 ・手続き期間も縮減される。 ・住民が施工業者を選べるため、排水設備との一体工事が可能。	・保守点検、法定検査受検、清掃業務の契約を一括化することにより市町村の事務量が縮減される。 ・性能発注、複数年契約によるコスト縮減が可能。	・保守点検、法定検査受検、清掃業務について、管理責任を含めて、指定管理者に任せることにより市町村の事務量が縮減される。 ・性能発注、複数年契約によるコスト縮減が可能。 ・指定管理者が管理者となり清掃を委託することについて再委託の問題はない。	
	②デメリット	・市町村の事務量が多い。 ・設置申請から施工までの手続きが長期となる。 ・市町村の財政負担が大きい。 ・個人の排水設備との一体工事が困難。 ・上記の理由から浄化槽設置が進まない。	・随意契約となるため、競争性が発揮されにくい。 ・工事費が130万円を超える場合は随意契約が出来ない。	・管理責任は市町村が負っている。 ・清掃を含めて委託する場合、許可を持つ業者に限定されることになる。 ・浄化槽の設置は不可。(補修のみ)	・浄化槽の設置は不可。(補修のみ) ・独立採算の場合、使用料が高額となる可能性がある。(但し、議会承認が必要)	
備考			・埼玉県内の市町村で実施されていたが、現在では他県でも事例がある。	・PFI事業の終了後の事業方式として実施事例が増えてきている。	・実施事例なし(令和4年度)	

7.2 個人設置型浄化槽への公共関与

公共浄化槽事業における民間活用以外に、個人設置型浄化槽においても浄化槽の設置推進や維持管理の適正化に向けて、公共が積極的に関与して、民間事業者と共に新たな推進策を取り入れることも想定される。

【解説】

個人設置型浄化槽における浄化槽の整備促進と適正な維持管理の確保に向けた有効な施策を実施している市町村が見られる（表 7-2 参照）。

1) 設置推進策

- ①浄化槽設置整備事業の転換補助金を増額する。
- ②宅内配管工事費への補助制度を追加する。

2) 維持管理の適正化

- ①自治体も関与した維持管理の組織化を図る。
- ②維持管理における三者一括契約の推進

また、一部の市町村においては、以下に示すような独自の補助や支援策を導入している事例もみられる。

- ・補助金の受領委任払制度、共同申請の補助増額、一括清掃方式、維持管理組合等

市町村においては、協議会等を設立して、浄化槽の設置推進や維持管理の適正化に向けて、これらの新たな施策の導入について関係する民間事業者等とも協議を行うなど、公共が積極的に関与することも想定される。

表 7-2 個人設置型浄化槽の公共関与と民間活用に関する方策

個人設置型浄化槽における公共関与と民間活用		
種別	浄化槽設置促進	維持管理の適正化
公共関与	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設置工事費の一部について自治体が補助金を交付する。 ・設置工事補助金の増額を行う。 ・単独処理浄化槽撤去費や宅内配管工事費等の補助を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人設置型浄化槽における維持管理の一部を自治体から専門業者に委託する。 ・自治体がまとめて清掃業務を許可業者に一斉委託する。 ・個人設置型浄化槽の維持管理費に自治体から補助金を交付する。 ・自治体も関与した維持管理の組織化を図る。
民間活用	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金を施工業者が直接受領することにより、設置者の資金負担を軽減する。（受領委任払い） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検業者、清掃業者及び指定検査機関等による維持管理のための組織を設け、個人設置型浄化槽における維持管理を共同して一体的に実施する。具体的な対応は以下のとおり。 ➤ 設置者に代わって、保守点検業者が法定検査の申込み手続きを行う。 ➤ 保守点検業者、清掃業者及び指定検査機関が連携して窓口を一本化することにより保守点検、清掃、法定検査をまとめて一括で契約する。
関連する業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・施工関係 	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検 ・清掃 ・検査機関

第8編 公共浄化槽の経営

8.1 公共浄化槽事業の財政計画

公共浄化槽事業は、市町村の公営企業として実施するものであり、財政運営については、特別会計の設置義務と独立採算制の原則が適用されている。そのためあらかじめ事業に要する事業費（費用）と収入（財源）を明らかにし、その収支を検討して、継続的な事業運営を図るための財政計画を策定する必要がある。

【解説】

公共浄化槽事業では特別会計の設置が義務付けられているとともに、浄化槽の維持管理に係る収支については独立採算が原則となっている。

このため、あらかじめ事業の収支を明確にした上で、継続的な事業の運営が可能となるよう適切な財政計画を策定する必要がある。

財政計画の策定に関する主な検討事項について以下に解説する。

① 整備財源

財源としては、以下のものがあり、それぞれの地域での条件を設定して算定することが重要である。

- 1) 交付金（国庫助成金）
- 2) 都道府県補助金
- 3) 起債
- 4) 市町村一般会計
- 5) 住民分担金

② 維持管理のための財源

浄化槽維持管理のための財源には、以下のものがある。

- 1) 浄化槽使用料
- 2) 市町村一般会計

③ 事業収支計画の検討

将来の浄化槽の整備に係る事業収支と維持管理に係る事業収支を算定し、年次別にその事業性を検討する。事業収支の検討にあたっては、整備費に係る費用（支出）と財源内訳を整理し、その整備に係る収支を算定する。さらに、維持管理に係る各種の費用を算定し、それに対応した財源を設定して事業収支を計算する必要がある。

継続的な事業の運営を図るためには、後述する分担金や使用料について適正な額を設定することが重要である。また、本事業は PFI 事業として実施することも可能であるため、PFI 手法等の民間活力を導入して事業コストの削減を図る等の検討も想定される。

（第6編「浄化槽 PFI 事業の導入」参照）

事業収支のバランスが取れない場合には、事業費用の縮減や使用料等について、再検討を行って、健全な経営を行えるよう設定する必要がある。

④ 分担金・使用料の設定

分担金・使用料は、市町村ごとに下水道等の他の生活排水処理事業との関係や将来の人口減少及び財政見通し等を踏まえて総合的に判断し設定する必要がある。

参考として、第9編資料編の「9.7 浄化槽の維持管理費用と使用料」に全国の市町村設置型事業を実施している市町村における維持管理費と使用料の実績値を示しているので参照されたい。

1) 分担金

本事業について国が示している標準的な分担割合は設置費の10%となっている。

(「公営企業の経営に当たっての留意事項について」平成21年7月8日付け総務省 課長通知参照)

しかし、10%に縛られることなく、分担金の額は市町村で独自に決めることができるため、市町村によっては、下水道や集落排水施設等の他の事業と同等の金額としていたり、分担金の減免規定や分割納付制度を設けている場合もある。また、古くなった浄化槽の更新の際、改めて分担金を求める場合と、市町村がその分も含めて負担するとしている場合がある。

本事業における分担金の扱いについては、下水道等の他の生活排水処理事業との関係があるため、市町村ごとの状況に応じて設定する必要がある。

2) 使用料

本事業における使用料の体系には、大きく以下の3つの制度に分けられる。

市町村の実情に合わせて使用料体系を決める必要があるが、全国的な傾向として本事業のみを実施している市町村は定額制、下水道事業を実施している市町村では従量制や水道料金比例制を採用していることが多い。なお、料金体系は条例で定める事項となっている。

(ア) 定額制：人槽ごとに定めた使用料を徴収。

(イ) 人数制：1人あたりの使用料を定め、使用人数に応じて徴収。

(ウ) 従量制：汚水の量に応じて定めた使用料を徴収。

3) 費用負担のあり方

公共浄化槽事業の持続的な運営のためには、維持管理費用はすべて使用料によって賄われることが基本となる。そのため、PFI方式等の民間活用や維持管理の効率化等により、維持管理コストの縮減を図った上で、維持管理費を賄える金額を使用料として設定していくことが考えられる。

8.2 公共浄化槽の持続的な経営に向けて

公共浄化槽事業等の持続的な経営に向けて、浄化槽の効率的な整備と維持管理を図ることにより経費の削減を進めるとともに、今後の機器補修費用の増加や、将来の既存浄化槽の更新に対応するため、基金の積立や使用料の見直しを検討する必要がある。

【解説】

(1) 公共浄化槽事業における経営の原則

公共浄化槽事業は、公共下水道事業と同様に公営企業として位置付けられ、特別会計の設置義務と独立採算制の原則が適用されている。

公共浄化槽事業等の持続的な経営に向けて、浄化槽の効率的な整備と維持管理を図ることにより経費の削減を進めるとともに、今後の機器補修費用の増加や、将来の既存浄化槽の更新に対応するため、基金の積立や使用料の見直しを検討する必要がある。

(2) 一般会計が負担する経費

地方公営企業における経費は、経営に伴う収入（料金）をもって充てる独立採算制が原則とされるが、地方公営企業法上、以下の経費については、一般会計等が負担するものとされている。

- ①その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- ②その公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

これらの一般会計等が負担する経費については、総務省から毎年度、繰出基準として通知されており、一般会計が上記の考え方に沿って公営企業会計に繰出しを行った時は、地方交付税等において考慮されることとなる。

地方公営企業繰出金に係る公共浄化槽事業関係では、高度処理費等の資本費の一部について繰出が認められているが、維持管理費については原則繰出が認められていない。

公共浄化槽事業は、資本費よりも維持管理費の占める割合が高く、資本費と維持管理費を合わせた事業費総額に対する繰出の割合では、資本費の占める割合が大きい他事業より低い構造となっている。

そのため、公共浄化槽事業における経費については、総務省の繰出基準等を踏まえ、使用料で賄うべき経費と一般会計で負担すべき経費とを明確に区分する必要がある。

(3) 経費の抑制と使用料の適正化による経費回収率の向上

公共浄化槽事業の経営においては、汚水処理費である維持管理費のすべてを使用料で賄うことが基本原則であり、経費回収率（維持管理費）が100%を下回っている自治体については、経費の抑制と使用料の適正化を図る必要がある。

全体的にみると、汚水処理費を使用料で回収することが十分に出来ていない自治体が多くなっているものの、経費回収率100%以上または維持管理費についてはほぼ使用料で賄っている自治体もある。これらの自治体では、維持管理費を使用料で賄うことを基本としており、下水道使用料よりも高い料金として設定していることが多くなっている。

また、持続的な経営に向けて、経営計画の見直しを図るとともに、修繕費用の増加に伴い使用料の改定を実施している自治体もある。（「9.3 持続的な経営に向けた自治体施

策事例」参照)

8.3 事業収支モデルによる経営計画の検討

公共浄化槽の持続的な経営が可能となる事業計画及び財政計画を策定するためには、事業収支モデルによる使用料の比較検討や、将来の浄化槽の更新に対応するための長寿命化対策の実施と更新費用の計画的な積立に関する検討が必要となる。

【解説】

(1) 事業収支モデルによる経営計画の検討

公共浄化槽事業の持続的な運営が可能となる事業計画を構築するため、地域の実績に基づく維持管理費及びケース別の使用料等を設定した、公共浄化槽の事業収支モデルの構築を行い、目指すべき運営計画や維持管理費等を踏まえた、適正な公共浄化槽の使用料について検討を行う。

事業収支モデルの条件設定等については、様々な要素が想定されるため、各自治体においては、地域の実情等を踏まえ、適切な試算を行うことが必要となる。

(2) 事業収支モデルによる経営計画の検討手順

持続的な経営に向けた事業収支モデルを用いた経営計画の検討手順を以下に示す。

① 公共浄化槽整備事業計画の策定

公共浄化槽整備事業計画を策定する。

(第5編公共浄化槽による事業計画の策定：「5.6 事業費算出と財政収支の検討」参照)

② 公共浄化槽事業収支モデルの構築

当該地域の実績額及び将来計画値に基づく、公共浄化槽事業収支モデルを直営方式及びPFI方式等の各事業方式別に構築する。(資料編「9.2 モデル検討事例」参照)

③ 使用料の比較

公共浄化槽事業収支モデルによる複数ケースの使用料額について各事業収支を試算して比較する。

④ PFI方式等の民間活用

上記の公共浄化槽事業収支モデルに、PFI等の民間事業方式を適用して比較する。

(第6編浄化槽PFI事業の導入：「6.2PFI導入可能性調査」参照)

⑤ 目指すべき経営計画の策定

上記の試算結果について比較検討を行い、目指すべき経営計画として、適正使用料の設定、長寿命化対策の適用、将来的な更新費用等の積立及び投資資金の回収方法等について計画策定を図る。

(3) 事業収支モデル検討における課題及び留意事項

事業収支モデルの検討において、想定される課題や特に留意すべき事項について、以下に概説する。これらの課題や留意事項について、事業収支モデルによる比較検討を行い、それぞれの市町村に相応しい対応策等を検討することが必要となる。

① 機器補修費、更新費用の財源、負担者の検討

機器補修費や浄化槽更新費用の財源、費用負担のあり方等については、事業の効率化等による費用の縮減を図るとともに使用料の改定と基金等の積立が基本になると考えられるが、一部費用について個人負担への転換や浄化槽の個人移譲等の対応も想定されるため事業収支モデルを用いた検討を行うことが必要となる。

機器補修費や浄化槽更新費用の財源、費用負担のあり方等に関する事例を以下に示す。

○「機器補修費、更新費用の財源、負担者」に関する事例等

ア. 使用料の改定と基金等の積立（経費回収率 100%超として基金積立）

イ. 機器補修費等の個人負担への転換（使用料と別途にして住民から徴収）

ウ. 公共浄化槽の個人移譲と市町村への寄託、住宅の建替えによる浄化槽の更新

（公共浄化槽を整備後、所有権を個人に譲渡した後、寄託を受けて公共浄化槽として管理する。浄化槽の更新は住民により住宅の建て替え時に行う。）

なお、浄化槽の維持管理については、このほかに消毒薬品の補給、散気管の交換、ブロワの修理・交換などを行う必要がある。また、維持管理費用は浄化槽設置者から徴収する料金によって賄われるが、ブロワの電気代や修理代、交換代は住民負担とするなど、維持管理における市町村の費用負担の範囲などを事前に決めておく必要がある。

② 長寿命化による事業収支の試算

現状の公共浄化槽整備事業では、破損や機器不具合が把握された場合に、交換補修を行う「事後保全対策」を行っていることが通常と思われる。

これに対し、早期に機器交換を講じる「予防保全対策」を行うことで、浄化槽の更新時期の延伸化を図ることが可能とされている。予防保全対策を実施する場合、機器補修費は増額することになるが、浄化槽の更新期間が 30 年から 50 年に延伸されるため、ライフサイクルコストの縮減により、自治体負担額の年平均額は縮減されることになる。

そのため将来の更新費用に対応するための積立を計画する場合は、長寿命化対策により浄化槽の更新期間の延伸を図ることによって、基金の積立期間を延伸できることになり、年間の積立額の縮減が図れる可能性がある。

公共浄化槽における長寿命化計画の検討の詳細については、以下に示す浄化槽長寿命化計画策定ガイドラインを参照されたい。

○「浄化槽長寿命化計画策定ガイドライン第 2 版」（令和 4 年 4 月）

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室

(https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/manual/longlife/pdf/chojyumyo_r04_gl.pdf)

8.4 公営企業会計の適用

公共浄化槽は、恒久的な財産であり、適正に維持管理するとともに、将来における施設更新も含めた継続的な事業運営が求められている。市町村における厳しい財政状況の下で健全な事業運営を確保していくためには、企業会計方式の採用により、事業の経営実績や財政状況を明確に把握することが重要である。

【解説】

(1) 公営企業会計の適用の目的、意義

公営企業会計を適用する目的、意義は下記のとおりと考えられる。

- ① 企業会計方式（複式簿記）の採用により、予算中心から決算中心に財務運営を移行する。これにより、経営成績や財政状態をリアルタイムで明確にする。
- ② 職員の意識改革により経営の効率化を促進する。効率化により安い原価でサービスを提供し、使用料の公正・妥当性について利用者への説明責任を明確にする。
- ③ 一般行政から独立した組織により、経営の計画・執行・管理について自主的に責任を持つ。

(2) 公営企業会計の導入によるメリット

公共浄化槽事業において、健全な事業運営を確保していくためには、事業の計画性、透明性を確保することが求められる。

公営企業会計を導入することによるメリットを以下に示す。

- ① 公営企業会計の特質により経営状況が明確化するとともに使用料が適切に算定される。
- ② 企業経営が弾力化する。
- ③ 職員の経営意識を向上させる。
- ④ 起債制度において、他の事業と異なる取扱いが認められている。
- ⑤ 下水道事業における資産の有効活用が図れる。

※出典：「下水道経営ハンドブック」（下水道事業経営研究会編集）より

(3) 地方公営企業法適用の時期

「公営企業会計の適用の更なる推進について（平成31年1月25日付総務大臣通知）」では、令和5年度末までを拡大集中取組期間とする公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップが示され、人口3万人未満の下水道事業（公共下水道、集落排水施設、浄化槽等）は令和5年度末までに地方公営企業への移行（地方公営企業法の適用）を行うことが要請されている。

(4) 公営企業会計移行までの主な作業等

企業会計移行までの主な作業としては、図 8-1 に示す、①固定資産調査、②移行事務及び③システム構築となる。

①固定資産調査

これまでに整備された施設等の資産状況を把握し明確にする必要がある。

②移行事務

企業会計移行事務として、条例の作成、新年度予算の編成、開始貸借対照表作成、口座の開設、議会对応、関係部局（主に財務部局）との調整等の作業がある。

③システム構築

複式簿記による会計処理を行うため、新たな財務会計システムが必要となる。

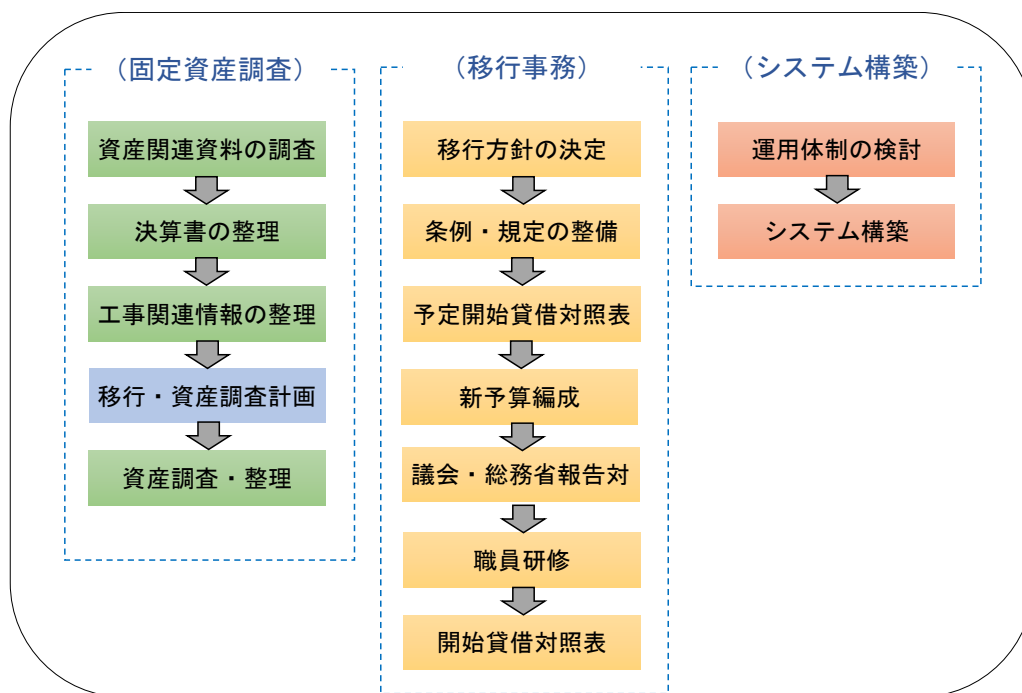


図 8-1 企業会計移行の主な作業等

注) PFI-BOO 方式の場合は、施設を資産計上する必要がないため、固定資産調査も不要となる。

なお、企業会計導入及び地方公営企業法の適用に向けた具体的な手順、事務手続き等については、以下に示すマニュアル及び手引き等が参考となる。

- ・「地方公営企業の適用に関するマニュアル」（平成 27 年 1 月総務省）
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000336987.pdf)
- ・「下水道事業における企業会計導入の手引き」（公益社団法人日本下水道協会）

8.5 公共浄化槽の経営のあり方

公共浄化槽事業は公営企業として位置付けられ、独立採算制の原則が適用されている。そのため、PFI等の民間活用やデジタル技術等の導入による事業費用の縮減を図るとともに、一般会計の繰入れに頼らずに事業費用を賄える使用料を設定することが必要となる。もっとも、市町村は水環境の保全や生活排水処理施設整備の役割も担っているため、市町村の行政責任や他の汚水処理事業等との関係等の全体を考慮した事業経営計画の検討が必要である。

【解説】

① 公共浄化槽事業による整備促進と民間活用導入による事業費用の縮減

浄化槽による汚水処理の占める割合が高い市町村においては、従来の個人設置型浄化槽から公共浄化槽への転換により整備促進と適正な維持管理の確保を図ると共に、さらにPFI等の民間活用を導入することによって、設置費や維持管理費及び自治体職員の人件費等の事業費用を縮減していくことが望まれる。

② 適正な使用料の設定

公共浄化槽事業における使用料は、自治体職員の人件費等を除いた維持管理費用における実経費を賄うことが可能となる金額（経費回収率100%）とすることが基本となる。

公共浄化槽事業全体の効率化と民間活用による事業コストの縮減を図ることにより、現状の個人設置型浄化槽における維持管理費用よりは低額となる使用料を設定することとして、使用者からの理解と協力を得ることが重要である。

③ 長寿命化対策と将来更新費用の積立

維持管理費用を賄うだけでなく、既存浄化槽施設における長寿命化対策により供用期間の延伸を図ることや、将来における更新費用等を確保するためには、経費回収率を引き上げるとともに基金等を積み上げていくことが望ましい。

④ 汚水処理事業全体を見据えた事業経営

汚水処理事業の大部分を下水道で実施している市町村であって、下水道事業における経費回収が十分に可能である場合には、下水道区域外の残りの汚水処理について、公共浄化槽事業により浄化槽を整備して汚水処理施設の全体概成を図るとともに、下水道と浄化槽を合わせた汚水処理事業全体の事業経営を目指すことも想定される。

下水道と浄化槽を合わせた汚水処理事業全体の事業経営とする場合、両事業ともに公平な公共サービスを提供することが基本となる。

⑤ 公営企業の原則と市町村の役割を踏まえた持続的な経営

地方公営企業の経営は、一般会計で負担する繰出基準で認められた経費を除き、経営に伴う収入（料金）をもって充てる独立採算制が原則とされる。また、公共浄化槽事業においても地方公営企業法を適用して事業経営の状況を明確に把握することが重要である。

その上で、市町村には公共用水域の水質汚濁防止と生活排水処理施設整備の役割もあるため、将来にわたる財政状況と汚水処理における市町村の役割等を踏まえながら、公

共浄化槽の持続的な経営のあり方を考えていくことが必要となる。

第9編 資料編

- 9.1 都道府県構想策定マニュアル（概要）
- 9.2 モデル検討事例：持続的な運営に関する事業収支モデルの検討
- 9.3 持続的な経営に向けた自治体施策事例
- 9.4 浄化槽設置の設計における留意点
- 9.5 浄化槽の施工における留意点
- 9.6 浄化槽の維持管理における留意点
- 9.7 浄化槽の維持管理費用と使用料
- 9.8 浄化槽 PFI 事業の事例
- 9.9 循環型社会形成推進交付金等に係る事務フロー
- 9.10 公共浄化槽事業関連書類様式例
- 9.11 用語解説

9.1 都道府県構想策定マニュアル（概要）

汚水処理を所管する3省（農林水産省、国土交通省、環境省）が連携してとりまとめた、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成26年1月）」があり、下記のアドレスにて公表されている。

<https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/manual/prefectures/>

都道府県構想策定マニュアルにおける主なポイントは下記のとおりである。

- ① 時間軸の観点を盛り込み、中期（10年程度）での早期整備と共に、長期（20～30年）での持続的な汚水処理システム構築を目指す。
- ② 中期的なスパンとしては、汚水処理施設の整備区域は、経済比較を基本としつつ、時間軸等の観点を盛り込んだ。汚水処理施設の未整備区域について、汚水処理施設間の経済比較を基本としつつ、10年程度を目途に汚水処理の「概成」（地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること）を目指した、より弾力的な手法を検討する。
- ③ 長期的なスパン（20～30年程度）では、新規整備のみならず既整備地区の改築・更新や運営管理の観点を含める。
- ④ なお、整備・運営管理手法については、住民の意向等の地域のニーズを踏まえ、水環境の保全、施工性や用地確保の難易度、処理水の再利用、汚泥の利活用の可能性、災害に対する脆弱性等、地域特性も総合的に勘案した上で、各地域における優先順位を十分検討した上で選定する。

9.2 モデル検討事例：持続的な運営に関する事業収支モデルの検討

公共浄化槽事業の持続的な運営が可能となる事業・運営計画を構築するため、維持管理費及び使用料等の全国平均値等に基づき公共浄化槽の事業収支モデルの検討を行い、市町村直営と PFI による事業方式の比較や維持管理費等を踏まえた適正な公共浄化槽の使用料の設定について検討を行った。

1. 公共浄化槽整備計画の検討

1.1 基本条件の設定

(1) 整備期間

本検討においては、整備開始年度から 10 年間を整備期間とする。

(「市町村浄化槽整備計画マニュアル (環境省)」：整備事業期間概ね 10 年程度)

(2) 事業対象

本検討においては、整備対象地域内の一般住宅における浄化槽 (10 人槽以下) の設置業務及び維持管理業務とする。(事業所、集合住宅等の 10 人槽を超える浄化槽の整備は対象外とする。)

(3) 浄化槽の仕様

整備する浄化槽は「構造例示型」及び同等の性能を有する浄化槽とする。

(4) 浄化槽の人槽規模

本検討においては、工場生産型浄化槽の人槽割合を参考として、5 人槽：0.75、7 人槽：0.2、10 人槽：0.05 と想定する。

1.2 整備基数の設定

毎年 100 基の浄化槽を整備することとして、10 年間で合計 1,000 基の浄化槽を整備する計画とする。

1.3 整備方式

公共浄化槽の整備方式として、市町村による直営方式と PFI 方式によるものとする。

2. 事業収支モデルの検討

公共浄化槽の事業収支モデルを検討し、複数の使用料金額における事業収支を試算する。(直営方式・PFI 方式)

- ・維持管理費及び使用料等の全国平均値等に基づく、公共浄化槽の事業収支試算
- ・使用料金額の複数ケースについて事業収支試算

(①全国平均使用料、②維持管理費回収、③収益的収支 100%、④事業費全体回収)

- ・上記の事業収支モデルに、PFI 等の民間事業方式を適用して比較する。

2.1 整備費用（支出）

公共浄化槽事業において整備に必要な費用（支出）は以下のものとなる。

- (1) 建設費（浄化槽設置工事費、設計費）
- (2) 維持管理費（保守点検、清掃、法定検査、修繕）
- (3) 間接費（市町村職員人件費）
- (4) 使用料徴収経費
- (5) 地方債元利償還金
- (6) その他の補助費（単独処理浄化槽・くみ取り便槽撤去費補助）

これらの各費用（支出）の設定条件等を以下に示す。

(1) 建設費

1) 浄化槽設置工事単価

各人槽規模別の浄化槽設置工事単価を表 1.1 に示す。浄化槽の建設工事単価は、環境省基準額を工事単価として設定する。

PFI 方式の場合は、資材一括購入等によるコストの縮減が期待できるため直営方式の 90%と設定する。（「9.4 持続的な経営に向けた自治体施策例：参考資料 1.2」参照）

表 1.1 浄化槽設置工事単価

人槽	①直営方式	②PFI 方式	割合（②/①）
5 人槽	837,000 円	753,300 円	0.90
7 人槽	1,043,000 円	938,700 円	0.90
10 人槽	1,375,000 円	1,237,500 円	0.90

* 循環型社会形成推進交付金交付要領に定める基準額のうち通常型「浄化槽」基準額

2) 設計費

設計費については、1 基あたり 10 万円と設定する。

公共浄化槽事業を実施している自治体の事例においても設計費は 10 万円/基以下となっており、これらを参考として 1 基あたり 10 万円と設定する。

(2) 維持管理費

各人槽規模別の維持管理費用を表 1.2 に示す。維持管理費用については、清掃、保守点検、法定検査及び機器補修等の各費用は全国平均値を参考に設定する。（「9.8 浄化槽の維持管理費用と使用料」参照）

但し、公共浄化槽の場合、維持管理業務は市町村との契約となり、委託業者においては、個々の契約が不要となること及び計画的な管理作業が可能になることから、保守

点検・清掃の費用に5%の縮減を見込むものとする。(「9.3 持続的な経営に向けた自治体施策例：参考資料 1.1」参照)

また、1年目の維持管理費用は、年度途中からの開始となるため保守点検費は1/2とするとともに清掃費は除くものとする。また法定検査は7条検査費とする。

PFI方式の場合は、維持管理作業の効率化等によるコストの縮減が期待できるため法定検査費を除き、直営方式に対して3%の縮減として設定する。(「9.3 持続的な経営に向けた自治体施策例：参考資料 1.2」参照)

表 1.2 (1) 維持管理費 (直営方式)

人槽規模	内 訳					維持管理単価 (円/年・基)		機器補修費 (プロウ更新費) (円/年・基)
	清掃費 (円/年・基)	保守点検費 (円/年・基)	計(①) (円/年・基)	法定検査費(円/年・基)		1年目	2年目以降	
				7条(②)	11条(③)	点検/2+②	①+③	
5人槽	25,391	15,611	41,002	10,000	5,122	17,806	46,124	9,461
7人槽	32,033	16,157	48,190	10,000	5,122	18,079	53,312	10,048
10人槽	42,434	17,173	59,607	10,000	5,122	18,587	64,729	10,678

表 1.2 (2) 維持管理費 (PFI方式)

人槽規模	内 訳					維持管理単価 (円/年・基)		機器補修費 (円/年・基)
	清掃費 (円/年・基)	保守点検費 (円/年・基)	計(①) (円/年・基)	法定検査費(円/年・基)		1年目	2年目以降	
				7条(②)	11条(③)	点検/2+②	①+③	
5人槽	24,629	15,143	39,772	10,000	5,122	17,571	44,894	9,177
7人槽	31,072	15,672	46,744	10,000	5,122	17,836	51,866	9,747
10人槽	41,161	16,658	57,819	10,000	5,122	18,329	62,941	10,358

(3) 自治体職員人件費

公共浄化槽事業に携わる自治体職員の人件費を計上する。自治体の職員が行う作業として想定される業務内容を表 1.3 に示す。

自治体職員が行う各業務の作業量(人工数)を推計し、自治体職員の人件費を年間一人あたり7,000,000円と想定して算定する。

○市職員人件費：7,000,000円/人/年 年間勤務日数：240日/年

表 1.3 (1) 自治体職員の業務内容 公共浄化槽（直営方式）

項目	自治体職員実施	民間実施
(1) 設置に伴う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・設置広告、勧誘 ・設置時前相談 ・現地確認 ・申請書類作成 ・工事業者入札、契約 ・工事検査 ・設置届の申請 ・受益者分担金徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査、測量 ・工事設計 ・設置工事
(2) 維持管理に伴う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検業者入札、契約 ・管理記録作成 ・清掃業者入札、契約 ・清掃記録作成 ・7条、11条検査受検 ・検査記録作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検作業 ・清掃、汚泥引抜運搬
(3) 管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・特別会計事務 ・補助申請事務 ・使用料徴収 ・使用料に関する事務 	

表 1.3 (2) 自治体職員の業務内容 公共浄化槽（PFI方式）

項目	自治体職員実施	民間実施
(1) 設置に伴う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者分担金徴収 ・工事検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置広告、勧誘 ・設置時前相談 ・現地確認 ・申請書類作成 ・現地調査、測量 ・工事設計 ・設置届の申請 ・設置工事
(2) 維持管理に伴う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検作業 ・管理記録作成 ・清掃、汚泥引抜運搬 ・清掃記録作成 ・7条、11条検査受検 ・検査記録作成
(3) 管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・特別会計事務 ・補助申請事務 ・使用料に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料徴収

(4) 使用料徴収費

浄化槽使用料の徴収は、直営方式の場合は自治体職員が実施するものとし、PFI方式の場合には、民間事業者に委託するものとして、委託費用は1,000円/基・年とする。

(5) 地方債元利償還金

浄化槽設置の財源として、地方債（下水道事業債）を充当するものとする。

元利償還は表 1.4 に示す借入条件によるものとし、年利率は 1.0% と設定する。

表 1.4 地方債の借入条件

○下水道事業債

項目	条件等	備考
償還方法	元利均等償還	償還方法は元利均等償還。
償還期間	30 年間	
据置期間	5 年間	当初の 5 年間は利子のみの償還となる。
年利率	1.0%	

2.2 財源（収入）の検討

公共浄化槽事業における財源（収入）は以下のものとなる。

- (1) 交付金（循環型社会形成推進交付金）
- (2) 地方債（下水道事業債）
- (3) 受益者分担金
- (4) 浄化槽使用料

これらの各財源（収入）の設定条件等を以下に示す。

(1) 交付金（循環型社会形成推進交付金）

設置費については「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」の適用を予定することとして、国庫補助を 1/2 とする。

また、機器補修費については、1/3 を国庫補助とする。

(2) 地方債（下水道債）

地方債は下水道事業債を充てることとする。下水道事業債の償還金（元金・利子）については、49%の交付税措置を見込むものとする。

(3) 受益者分担金

浄化槽の設置における受益者分担金は設置費の 10% とする。（総務省通達：浄化槽設置負担金 10%）

表 1.5 浄化槽設置負担金

人槽	直営方式	PFI 方式
5 人槽	83,000 円	75,000 円
7 人槽	104,000 円	93,000 円
10 人槽	137,000 円	123,000 円

(4) 浄化槽使用料

浄化槽使用料については、以下の各ケースにおける使用料を設定して、直営方式、PFI 方式の各方式における事業収支計画を試算する。

①全国平均使用料

公共浄化槽における全国平均値である使用料とする。

表 1.6 浄化槽使用料

人槽	直営方式	PFI 方式
5 人槽	3,430 円/月	3,339 円/月
7 人槽	3,987 円/月	3,879 円/月
10 人槽	4,831 円/月	4,698 円/月

②維持管理費回収使用料

維持管理費のうち保守点検費、清掃費、法定検査費及び機器補修費を回収する使用料とする。但し、機器補修費は、国庫交付金分を除いた市町村負担分とする。

表 1.7 浄化槽使用料

人槽	直営方式	PFI 方式
5 人槽	4,369 円/月	4,251 円/月
7 人槽	5,001 円/月	4,864 円/月
10 人槽	5,987 円/月	5,820 円/月

③収益的収支 100%回収使用料

維持管理費及び自治体職員人件費を含めた収益的収支 100%を回収する使用料とす

る。

表 1.8 浄化槽使用料

人槽	直営方式	PFI 方式
5 人槽	5,399 円/月	4,732 円/月
7 人槽	6,155 円/月	5,394 円/月
10 人槽	7,343 円/月	6,436 円/月

④事業費全体回収使用料

国庫交付金及び起債元利償還金以外の全事業費について、起債の償還が完了する事業期間 40 年間に回収する使用料とする。

表 1.9 浄化槽使用料

人槽	直営方式	PFI 方式
5 人槽	5,613 円/月	4,962 円/月
7 人槽	6,399 円/月	5,657 円/月
10 人槽	7,634 円/月	6,748 円/月

3. 公共浄化槽事業における事業収支

整備期間 10 年間ににおける年次別事業収支を表 3.1 に示す。(①全国平均使用料)

各使用料別の試算結果については、整備期間 10 年間と起債償還が完了する 40 年間ににおける合計額を表 3.2 に示す。

また、これらの各検討ケースの使用料と自治体繰入額（40 年間総額）を表 3.3 に示す。

本検討は、全国平均値等に基づき維持管理費及び使用料等を設定して、公共浄化槽の事業収支モデルを検討したものである。

事業収支モデルの条件設定等については、様々な要素が想定されるため、各自治体においては、地域の実情に応じた適切な検討が必要となる。

表 3.1 (1) ①使用料を全国平均値とした場合の公共浄化槽事業収支計画（市町村直営方式） 5人槽：3,430円/月

年度			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10年間合計	40年間合計	
設置基数	5人槽	割合0.5	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	750	750	
	7人槽	割合0.4	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	200	200	
	10人槽	割合0.1	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	50	50	
	単年度		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,000	1,000	
	累計		100	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000	-	-	
費用(支出)	設置費	基準額	90,510,000	90,510,000	90,510,000	90,510,000	90,510,000	90,510,000	90,510,000	90,510,000	90,510,000	90,510,000	905,100,000	905,100,000	
	設計費	100,000円/基	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	100,000,000	100,000,000	
	維持管理費(機器補修費込み)	1年目は7条、保守1/2、清掃なし	2,753,840	8,566,950	14,380,060	20,193,170	26,006,280	31,819,390	37,632,500	43,445,610	49,258,720	55,071,830	289,128,350	2,033,061,350	
	間接費(人件費)		5,600,000	7,000,000	8,400,000	9,100,000	10,500,000	11,900,000	12,600,000	14,000,000	14,700,000	16,100,000	109,900,000	445,900,000	
	元金償還金(下水道債)	30年償還(元金5年据置)	0	0	0	0	0	0	1,281,327	2,575,500	3,882,646	5,202,897	12,942,370	362,000,000	
	支払利息(下水道債)		0	362,000	724,000	1,086,000	1,448,000	1,810,000	2,168,805	2,514,764	2,847,750	3,167,631	16,128,950	66,133,030	
	合 計		108,863,840	116,438,950	124,014,060	130,889,170	138,464,280	146,039,390	154,192,632	163,045,874	171,199,116	180,052,358	1,433,199,670	3,912,194,380	
財源	設置費	国庫交付金	設置費の1/2	45,255,000	45,255,000	45,255,000	45,255,000	45,255,000	45,255,000	45,255,000	45,255,000	45,255,000	452,550,000	452,550,000	
		分担金	設置費の3/30	8,990,000	8,990,000	8,990,000	8,990,000	8,990,000	8,990,000	8,990,000	8,990,000	8,990,000	8,990,000	89,900,000	89,900,000
		起債		36,265,000	36,265,000	36,265,000	36,265,000	36,265,000	36,265,000	36,265,000	36,265,000	36,265,000	36,265,000	362,650,000	362,650,000
		計	90,510,000	90,510,000	90,510,000	90,510,000	90,510,000	90,510,000	90,510,000	90,510,000	90,510,000	90,510,000	905,100,000	905,100,000	
	設計費	市費	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	100,000,000	100,000,000	
	維持管理費(機器補修費なし)	市費	1,789,915	6,639,100	11,488,285	16,337,470	21,186,655	26,035,840	30,885,025	35,734,210	40,583,395	45,432,580	236,112,475	1,690,867,975	
	維持管理費(機器補修費)	国庫交付金	機器補修費の1/3	321,308	642,617	963,925	1,285,233	1,606,542	1,927,850	2,249,158	2,570,467	2,891,775	3,213,083	17,671,958	114,064,458
		市費		642,617	1,285,233	1,927,850	2,570,467	3,213,083	3,855,700	4,498,317	5,140,933	5,783,550	6,426,167	35,343,917	228,128,917
		計		963,925	1,927,850	2,891,775	3,855,700	4,819,625	5,783,550	6,747,475	7,711,400	8,675,325	9,639,250	53,015,875	342,193,375
	間接費	市費	5,600,000	7,000,000	8,400,000	9,100,000	10,500,000	11,900,000	12,600,000	14,000,000	14,700,000	16,100,000	109,900,000	445,900,000	
	元金償還金	交付税(下水道債)	償還金の49%	0	0	0	0	0	0	0	600,000	1,200,000	1,900,000	3,700,000	175,200,000
		市費		0	0	0	0	0	0	1,281,327	1,975,500	2,682,646	3,302,897	9,242,370	186,800,000
		計		0	0	0	0	0	0	1,281,327	2,575,500	3,882,646	5,202,897	12,942,370	362,000,000
	支払利息	交付税(下水道債)	利息の49%	0	0	100,000	300,000	500,000	700,000	800,000	1,000,000	1,200,000	1,300,000	5,900,000	30,600,000
		市費		0	362,000	624,000	786,000	948,000	1,110,000	1,368,805	1,514,764	1,647,750	1,867,631	10,228,950	35,533,030
		計		0	362,000	724,000	1,086,000	1,448,000	1,810,000	2,168,805	2,514,764	2,847,750	3,167,631	16,128,950	66,133,030
	合 計		108,863,840	116,438,950	124,014,060	130,889,170	138,464,280	146,039,390	154,192,632	163,045,874	171,199,116	180,052,358	1,433,199,670	3,912,194,380	
	収入	国庫交付金	設置費分	45,255,000	45,255,000	45,255,000	45,255,000	45,255,000	45,255,000	45,255,000	45,255,000	45,255,000	45,255,000	452,550,000	452,550,000
			機器補修費分	321,308	642,617	963,925	1,285,233	1,606,542	1,927,850	2,249,158	2,570,467	2,891,775	3,213,083	17,671,958	114,064,458
		起債(下水道債)	設置費分	36,200,000	36,200,000	36,200,000	36,200,000	36,200,000	36,200,000	36,200,000	36,200,000	36,200,000	36,200,000	362,000,000	362,000,000
交付税		設置費分	0	0	100,000	300,000	500,000	700,000	800,000	1,000,000	1,200,000	1,300,000	9,600,000	205,800,000	
分担金		設置費分	8,990,000	8,990,000	8,990,000	8,990,000	8,990,000	8,990,000	8,990,000	8,990,000	8,990,000	8,990,000	89,900,000	89,900,000	
使用料		使用料:全国平均値	2,166,870	6,500,610	10,834,350	15,168,090	19,501,830	23,835,570	28,169,310	32,503,050	36,836,790	41,170,530	216,687,000	1,516,809,000	
		個人負担計	11,156,870	15,490,610	19,824,350	24,158,090	28,491,830	32,825,570	37,159,310	41,493,050	45,826,790	50,160,530	306,587,000	1,606,709,000	
合 計			92,933,178	97,588,227	102,343,275	107,198,323	112,053,372	116,908,420	121,663,468	127,118,517	132,573,565	138,028,613	1,148,408,958	2,741,123,458	
総費用	費用-収入	一般会計からの繰り入れ	15,930,662	18,850,723	21,670,785	23,690,847	26,410,908	29,130,970	32,529,164	35,927,357	38,625,551	42,023,745	284,790,712	1,171,070,922	

表 3.1 (2) ①使用料を全国平均値とした場合の公共浄化槽事業収支計画 (PFI 方式) 5人槽 : 3,339 円/月

年度			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10年間合計	40年間合計	
設置基数	5人槽	割合0.5	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	750	750	
	7人槽	割合0.4	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	200	200	
	10人槽	割合0.1	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	50	50	
	単年度		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,000	1,000	
	累計		100	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000		-	
費用(支出)	設置費		81,459,000	81,459,000	81,459,000	81,459,000	81,459,000	81,459,000	81,459,000	81,459,000	81,459,000	81,459,000	814,590,000	814,590,000	
	設計費	95,000円/基	9,500,000	9,500,000	9,500,000	9,500,000	9,500,000	9,500,000	9,500,000	9,500,000	9,500,000	9,500,000	95,000,000	95,000,000	
	維持管理費(機器補修費込み)	1年目は7条、保守1/2、清掃なし	2,701,225	8,355,308	14,009,390	19,663,473	25,317,556	30,971,638	36,625,721	42,279,804	47,933,886	53,587,969	281,445,970	1,977,670,780	
	料金徴収費	民間委託(1,000円/基・年)	100,000	200,000	300,000	400,000	500,000	600,000	700,000	800,000	900,000	1,000,000	5,500,000	35,500,000	
	間接費(人件費)		1,400,000	2,100,000	2,100,000	2,800,000	3,500,000	3,500,000	4,200,000	4,900,000	4,900,000	5,600,000	35,000,000	182,000,000	
	元金償還金(下水道債)	30年償還(元金5年据置)	0	0	0	0	0	0	1,153,904	2,319,376	3,496,531	4,685,488	11,655,299	326,000,000	
	支払利息(下水道債)		0	326,000	652,000	978,000	1,304,000	1,630,000	1,953,122	2,264,676	2,564,547	2,852,616	14,524,961	59,556,230	
	合計		95,160,225	101,940,308	108,020,390	114,800,473	121,580,556	127,660,638	135,591,747	143,522,856	150,753,964	158,685,073	1,257,716,230	3,490,317,010	
財源	設置費(事務費含む)	国庫交付金	設置費の1/2	40,729,000	40,729,000	40,729,000	40,729,000	40,729,000	40,729,000	40,729,000	40,729,000	40,729,000	407,290,000	407,290,000	
		分担金	設置費の3/30	8,100,000	8,100,000	8,100,000	8,100,000	8,100,000	8,100,000	8,100,000	8,100,000	8,100,000	8,100,000	81,000,000	81,000,000
		起債		32,630,000	32,630,000	32,630,000	32,630,000	32,630,000	32,630,000	32,630,000	32,630,000	32,630,000	32,630,000	326,300,000	326,300,000
		計		81,459,000	81,459,000	81,459,000	81,459,000	81,459,000	81,459,000	81,459,000	81,459,000	81,459,000	81,459,000	814,590,000	814,590,000
	設計費	市費		9,500,000	9,500,000	9,500,000	9,500,000	9,500,000	9,500,000	9,500,000	9,500,000	9,500,000	95,000,000	95,000,000	
		維持管理費(機器補修費なし)	市費	1,766,218	6,485,293	11,204,368	15,923,444	20,642,519	25,361,595	30,080,670	34,799,746	39,518,821	44,237,897	230,020,571	1,645,743,206
	維持管理費(機器補修費)	国庫交付金	機器補修費の1/3	311,669	623,338	935,007	1,246,676	1,558,345	1,870,015	2,181,684	2,493,353	2,805,022	3,116,691	17,141,800	110,642,525
		市費		623,338	1,246,676	1,870,015	2,493,353	3,116,691	3,740,029	4,363,367	4,986,705	5,610,044	6,233,382	34,283,599	221,285,049
	計		935,007	1,870,015	2,805,022	3,740,029	4,675,036	5,610,044	6,545,051	7,480,058	8,415,065	9,350,073	51,425,399	331,927,574	
	料金徴収費	市費		100,000	200,000	300,000	400,000	500,000	600,000	700,000	800,000	900,000	1,000,000	5,500,000	35,500,000
	間接費	市費		1,400,000	2,100,000	2,100,000	2,800,000	3,500,000	3,500,000	4,200,000	4,900,000	4,900,000	5,600,000	35,000,000	182,000,000
	元金償還金	交付税(下水道債)	償還金の49%	0	0	0	0	0	0	0	500,000	1,100,000	1,700,000	3,300,000	157,400,000
		市費		0	0	0	0	0	0	1,153,904	1,819,376	2,396,531	2,985,488	8,355,299	168,600,000
		計		0	0	0	0	0	0	1,153,904	2,319,376	3,496,531	4,685,488	11,655,299	326,000,000
	支払利息	交付税(下水道債)	利息の49%	0	0	100,000	300,000	400,000	600,000	700,000	900,000	1,100,000	1,200,000	5,300,000	27,300,000
		市費		0	326,000	652,000	978,000	1,304,000	1,630,000	1,953,122	2,264,676	2,564,547	2,852,616	14,524,961	59,556,230
		計		0	326,000	652,000	978,000	1,304,000	1,630,000	1,953,122	2,264,676	2,564,547	2,852,616	14,524,961	59,556,230
	合計		95,160,225	101,940,308	108,020,390	114,800,473	121,580,556	127,660,638	135,591,747	143,522,856	150,753,964	158,685,073	1,257,716,230	3,490,317,010	
	収入	国庫交付金	設置費分		40,729,000	40,729,000	40,729,000	40,729,000	40,729,000	40,729,000	40,729,000	40,729,000	40,729,000	407,290,000	407,290,000
			機器補修費分		311,669	623,338	935,007	1,246,676	1,558,345	1,870,015	2,181,684	2,493,353	2,805,022	3,116,691	17,141,800
起債(下水道債)		設置費分		32,600,000	32,600,000	32,600,000	32,600,000	32,600,000	32,600,000	32,600,000	32,600,000	32,600,000	326,000,000	326,000,000	
		交付税		0	0	100,000	300,000	400,000	600,000	700,000	1,400,000	2,200,000	2,900,000	8,600,000	184,700,000
分担金		設置費分		8,100,000	8,100,000	8,100,000	8,100,000	8,100,000	8,100,000	8,100,000	8,100,000	8,100,000	81,000,000	81,000,000	
		使用料		2,108,729	6,326,187	10,543,645	14,761,103	18,978,561	23,196,020	27,413,478	31,630,936	35,848,394	40,065,852	210,872,905	1,476,110,332
個人負担計			10,208,729	14,426,187	18,643,645	22,861,103	27,078,561	31,296,020	35,513,478	39,730,936	43,948,394	48,165,852	291,872,905	1,557,110,332	
合計			83,849,398	88,378,525	93,007,652	97,736,780	102,365,907	107,095,034	111,724,161	116,953,288	122,282,416	127,511,543	1,050,904,704	2,585,742,857	
総費用	費用一収入		11,310,827	13,561,782	15,012,738	17,063,693	19,214,649	20,565,604	23,867,586	26,569,567	28,471,549	31,173,530	206,811,525	904,574,153	

表 3.2 (1) 公共浄化槽事業における事業収支試算結果 (①全国平均使用料)

使用料検討ケース		①全国平均使用料					
合計事業期間		10年間合計(整備期間)		40年間合計(起債償還完了)			
事業方式別		自治体直営方式	PFI方式	自治体直営方式	PFI方式		
設置基数 (基)	5人槽	750	750	750	750		
	7人槽	200	200	200	200		
	10人槽	50	50	50	50		
	合計	1,000	1,000	1,000	1,000		
費用(支出) (円)	設置費	905,100,000	814,590,000	905,100,000	814,590,000		
	設計費	100,000,000	95,000,000	100,000,000	95,000,000		
	維持管理費(機器補修費込み)	289,128,350	281,445,970	2,033,061,350	1,977,670,780		
	料金徴収費		5,500,000		35,500,000		
	間接費(人件費)	109,900,000	35,000,000	445,900,000	182,000,000		
	元金償還金(下水道債)	12,942,370	11,655,299	362,000,000	326,000,000		
	支払利息(下水道債)	16,128,950	14,524,961	66,133,030	59,556,230		
	合計	1,433,199,670	1,257,716,230	3,912,194,380	3,490,317,010		
財源 (円)	設置費	国庫交付金(1/2)	452,550,000	407,290,000	452,550,000	407,290,000	
		分担金	89,900,000	81,000,000	89,900,000	81,000,000	
		起債	362,650,000	326,300,000	362,650,000	326,300,000	
		計	905,100,000	814,590,000	905,100,000	814,590,000	
	設計費	市費	100,000,000	95,000,000	100,000,000	95,000,000	
	維持管理費(機器補修費なし)	市費	236,112,475	230,020,571	1,690,867,975	1,645,743,206	
	維持管理費(機器補修費)	国庫交付金(1/3)	17,671,958	17,141,800	114,064,458	110,642,525	
		市費	35,343,917	34,283,599	228,128,917	221,285,049	
		計	53,015,875	51,425,399	342,193,375	331,927,574	
	料金徴収費	市費	0	5,500,000	0	35,500,000	
	間接費	市費	109,900,000	35,000,000	445,900,000	182,000,000	
	元金償還金	交付税(下水道債)	3,700,000	3,300,000	175,200,000	157,400,000	
		市費	9,242,370	8,355,299	186,800,000	168,600,000	
		計	12,942,370	11,655,299	362,000,000	326,000,000	
	支払利息	交付税(下水道債)	5,900,000	5,300,000	30,600,000	27,300,000	
		市費	10,228,950	9,224,961	35,533,030	32,256,230	
		計	16,128,950	14,524,961	66,133,030	59,556,230	
	合計	合計	1,433,199,670	1,257,716,230	3,912,194,380	3,490,317,010	
	収入 (円)	国庫交付金	設置費分	452,550,000	407,290,000	452,550,000	407,290,000
			機器補修費分	17,671,958	17,141,800	114,064,458	110,642,525
起債(下水道債)		設置費分	362,000,000	326,000,000	362,000,000	326,000,000	
交付税		設置費分	9,600,000	8,600,000	205,800,000	184,700,000	
分担金		設置費分	89,900,000	81,000,000	89,900,000	81,000,000	
使用料(全国平均使用料)			216,687,000	210,872,905	1,516,809,000	1,476,110,332	
		個人負担計	306,587,000	291,872,905	1,606,709,000	1,557,110,332	
合計		合計	1,148,408,958	1,050,904,704	2,741,123,458	2,585,742,857	
総費用 (円)	費用－収入(繰り入れ額)	284,790,712	206,811,525	1,171,070,922	904,574,153		
	割合	-	0.73	-	0.77		

表 3.2 (2) 公共浄化槽事業における事業収支試算結果 (②維持管理費回収使用料)

使用料検討ケース		②維持管理費回収使用料				
合計事業期間		10年間合計(整備期間)		40年間合計(起債償還完了)		
事業方式別		自治体直営方式	PFI方式	自治体直営方式	PFI方式	
設置基数 (基)	5人槽	750	750	750	750	
	7人槽	200	200	200	200	
	10人槽	50	50	50	50	
	合計	1,000	1,000	1,000	1,000	
費用(支出) (円)	設置費	905,100,000	814,590,000	905,100,000	814,590,000	
	設計費	100,000,000	95,000,000	100,000,000	95,000,000	
	維持管理費(機器補修費込み)	289,128,350	281,445,970	2,033,061,350	1,977,670,780	
	料金徴収費	0	5,500,000	0	35,500,000	
	間接費(人件費)	109,900,000	35,000,000	445,900,000	182,000,000	
	元金償還金(下水道債)	12,942,370	11,655,299	362,000,000	326,000,000	
	支払利息(下水道債)	16,128,950	14,524,961	66,133,030	59,556,230	
	合計	1,433,199,670	1,257,716,230	3,912,194,380	3,490,317,010	
財源 (円)	設置費(事務費含む)	国庫交付金(1/2)	452,550,000	407,290,000	452,550,000	407,290,000
		分担金	89,900,000	81,000,000	89,900,000	81,000,000
		起債	362,650,000	326,300,000	362,650,000	326,300,000
		計	905,100,000	814,590,000	905,100,000	814,590,000
	設計費	市費	100,000,000	95,000,000	100,000,000	95,000,000
	維持管理費(機器補修費なし)	市費	236,112,475	230,020,571	1,690,867,975	1,645,743,206
	維持管理費(機器補修費)	国庫交付金(1/3)	17,671,958	17,141,800	114,064,458	110,642,525
		市費	35,343,917	34,283,599	228,128,917	221,285,049
		計	53,015,875	51,425,399	342,193,375	331,927,574
	料金徴収費	市費	0	5,500,000	0	35,500,000
	間接費	市費	109,900,000	35,000,000	445,900,000	182,000,000
	元金償還金	交付税(下水道債)	3,700,000	3,300,000	175,200,000	157,400,000
		市費	9,242,370	8,355,299	186,800,000	168,600,000
		計	12,942,370	11,655,299	362,000,000	326,000,000
	支払利息	交付税(下水道債)	5,900,000	5,300,000	30,600,000	27,300,000
		市費	10,228,950	9,224,961	35,533,030	32,256,230
		計	16,128,950	14,524,961	66,133,030	59,556,230
	合計	1,433,199,670	1,257,716,230	3,912,194,380	3,490,317,010	
収入 (円)	国庫交付金	設置費分	452,550,000	407,290,000	452,550,000	407,290,000
		機器補修費分	17,671,958	17,141,800	114,064,458	110,642,525
	起債(下水道債)	設置費分	362,000,000	326,000,000	362,000,000	326,000,000
	交付税	設置費分	9,600,000	8,600,000	205,800,000	184,700,000
	分担金	設置費分	89,900,000	81,000,000	89,900,000	81,000,000
	使用料(維持管理費回収)	機器補修費込み	274,590,083	267,120,681	1,922,130,583	1,869,844,766
		個人負担計	364,490,083	348,120,681	2,012,030,583	1,950,844,766
	合計	1,206,312,042	1,107,152,480	3,146,445,042	2,979,477,290	
総費用 (円)	費用－収入(繰り入れ額)	226,887,628	150,563,749	765,749,338	510,839,719	
	割合	-	0.66	-	0.67	
	維持管理費(機器補修費の国庫交付金除く)	271,456,392	264,304,169.92	1,918,996,892	1,867,028,254.92	
	経費回収率	101.2%	101.1%	100.2%	100.2%	

表 3.2 (3) 公共浄化槽事業における事業収支試算結果 (③収益的収支 100%回収使用料)

使用料検討ケース		③収益的収支100%回収使用料				
合計事業期間		10年間合計(整備期間)		40年間合計(起債償還完了)		
事業方式別		自治体直営方式	PFI方式	自治体直営方式	PFI方式	
設置基数 (円)	5人槽	750	750	750	750	
	7人槽	200	200	200	200	
	10人槽	50	50	50	50	
	合計	1,000	1,000	1,000	1,000	
費用(支出) (円)	設置費	905,100,000	814,590,000	905,100,000	814,590,000	
	設計費	100,000,000	95,000,000	100,000,000	95,000,000	
	維持管理費(機器補修費込み)	289,128,350	281,445,970	2,033,061,350	1,977,670,780	
	料金徴収費	0	5,500,000	0	35,500,000	
	人件費(維持管理分)	63,000,000	25,900,000	399,000,000	172,900,000	
	人件費(維持管理以外)	46,900,000	9,100,000	46,900,000	9,100,000	
	元金償還金(下水道債)	12,942,370	11,655,299	362,000,000	326,000,000	
	支払利息(下水道債)	16,128,950	14,524,961	66,133,030	59,556,230	
合計		1,433,199,670	1,257,716,230	3,912,194,380	3,490,317,010	
財源 (円)	設置費	国庫交付金(1/2)	452,550,000	407,290,000	452,550,000	407,290,000
		分担金	89,900,000	81,000,000	89,900,000	81,000,000
		起債	362,650,000	326,300,000	362,650,000	326,300,000
		計	905,100,000	814,590,000	905,100,000	814,590,000
	設計費	市費	100,000,000	95,000,000	100,000,000	95,000,000
	維持管理費(機器補修費なし)	市費	236,112,475	230,020,571	1,690,867,975	1,645,743,206
	維持管理(機器補修費)	国庫交付金(1/3)	17,671,958	17,141,800	114,064,458	110,642,525
		市費	35,343,917	34,283,599	228,128,917	221,285,049
		計	53,015,875	51,425,399	342,193,375	331,927,574
	料金徴収費	市費	0	5,500,000	0	35,500,000
	人件費(維持管理分)		63,000,000	25,900,000	399,000,000	172,900,000
	人件費(維持管理以外)	市費	46,900,000	9,100,000	46,900,000	9,100,000
	元金償還金	交付税(下水道債)	3,700,000	3,300,000	175,200,000	157,400,000
		市費	9,242,370	8,355,299	186,800,000	168,600,000
		計	12,942,370	11,655,299	362,000,000	326,000,000
	支払利息	交付税(下水道債)	5,900,000	5,300,000	30,600,000	27,300,000
		市費	10,228,950	9,224,961	35,533,030	32,256,230
計		16,128,950	14,524,961	66,133,030	59,556,230	
合計		1,433,199,670	1,257,716,230	3,912,194,380	3,490,317,010	
収入 (円)	国庫交付金	設置費分	452,550,000	407,290,000	452,550,000	407,290,000
		機器補修費分	17,671,958	17,141,800	114,064,458	110,642,525
	起債(下水道債)	設置費分	362,000,000	326,000,000	362,000,000	326,000,000
	交付税	設置費分	9,600,000	8,600,000	205,800,000	184,700,000
	分担金	設置費分	89,900,000	81,000,000	89,900,000	81,000,000
	使用料(維持管理費及び人件費回収)		338,844,000	296,976,000	2,371,908,000	2,078,832,000
		個人負担計	428744000	377976000	2461808000	2159832000
合計		1270565958	1137007800	3596222458	3188464525	
総費用 (円)	費用-収入(繰り入れ額)		162,633,712	120,708,429.92	315,971,922	301,852,484.92
	割合		-	0.74	-	0.96
維持管理費+人件費(維持管理) ※国庫交付金除く		334,456,392	295,704,170	2,317,996,892	2,075,428,255	
収益的収支		101.3%	100.4%	102.3%	100.2%	

表 3.2 (4) 公共浄化槽事業における事業収支試算結果 (④事業費全体回収使用料)

使用料検討ケース		④事業費全体回収使用料				
合計事業期間		10年間合計(整備期間)		40年間合計(起債償還完了)		
事業方式別		自治体直営方式	PFI方式	自治体直営方式	PFI方式	
設置基数 (基)	5人槽	750	750	750	750	
	7人槽	200	200	200	200	
	10人槽	50	50	50	50	
	合計	1,000	1,000	1,000	1,000	
費用(支出) (円)	設置費	905,100,000	814,590,000	905,100,000	814,590,000	
	設計費	100,000,000	95,000,000	100,000,000	95,000,000	
	維持管理費(機器補修費込み)	289,128,350	281,445,970	2,033,061,350	1,977,670,780	
	料金徴収費	0	5,500,000	0	35,500,000	
	人件費(維持管理分)	63,000,000	25,900,000	399,000,000	172,900,000	
	人件費(維持管理以外)	46,900,000	9,100,000	46,900,000	9,100,000	
	元金償還金(下水道債)	12,942,370	11,655,299	362,000,000	326,000,000	
	支払利息(下水道債)	16,128,950	14,524,961	66,133,030	59,556,230	
	合計	1,433,199,670	1,257,716,230	3,912,194,380	3,490,317,010	
財源 (円)	設置費	国庫交付金(1/2)	452,550,000	407,290,000	452,550,000	407,290,000
		分担金	89,900,000	81,000,000	89,900,000	81,000,000
		起債	362,650,000	326,300,000	362,650,000	326,300,000
		計	905,100,000	814,590,000	905,100,000	814,590,000
	設計費	市費	100,000,000	95,000,000	100,000,000	95,000,000
	維持管理費(機器補修費なし)	市費	236,112,475	230,020,571	1,690,867,975	1,645,743,206
	維持管理費(機器補修費)	国庫交付金(1/3)	17,671,958	17,141,800	114,064,458	110,642,525
		市費	35,343,917	34,283,599	228,128,917	221,285,049
		計	53,015,875	51,425,399	342,193,375	331,927,574
	料金徴収費	市費	0	5,500,000	0	35,500,000
	人件費(維持管理分)		63,000,000	25,900,000	399,000,000	172,900,000
	人件費(維持管理以外)	市費	46,900,000	9,100,000	46,900,000	9,100,000
	元金償還金	交付税(下水道債)	3,700,000	3,300,000	175,200,000	157,400,000
		市費	9,242,370	8,355,299	186,800,000	168,600,000
		計	12,942,370	11,655,299	362,000,000	326,000,000
	支払利息	交付税(下水道債)	5,900,000	5,300,000	30,600,000	27,300,000
		市費	10,228,950	9,224,961	35,533,030	32,256,230
計		16,128,950	14,524,961	66,133,030	59,556,230	
合計		1,433,199,670	1,257,716,230	3,912,194,380	3,490,317,010	
収入 (円)	国庫交付金	設置費分	452,550,000	407,290,000	452,550,000	407,290,000
		機器補修費分	17,671,958	17,141,800	114,064,458	110,642,525
	起債(下水道債)	設置費分	362,000,000	326,000,000	362,000,000	326,000,000
	交付税	設置費分	9,600,000	8,600,000	205,800,000	184,700,000
	分担金	設置費分	89,900,000	81,000,000	89,900,000	81,000,000
	使用料(事業費全体回収)	元利償還金除く	352,275,000	311,418,000	2,465,925,000	2,179,926,000
		個人負担計	442175000	392418000	2555825000	2260926000
合計		1283996958	1151449800	3690239458	3289558525	
総費用 (円)	費用－収入(繰り入れ額)		149,202,712	106,266,429.92	221,954,922	200,758,484.92
	割合		-	0.71	-	0.90
費用(元利償還金負担分除く)－収入		129,731,392	88,886,170	-378,108	-97,745	

表 3.3 事業収支試算結果による使用料と自治体繰入額（40年間総額）

検討ケース	人槽別等	単位	自治体直営方式	PFI方式	PFI縮減率
①全国平均使用料	5人槽	円/月・基	3,430	3,339	0.97
	7人槽	円/月・基	3,987	3,879	
	10人槽	円/月・基	4,831	4,698	
	自治体繰入額 (40年間総額)	百万円	1,171	905	0.77
②維持管理費回収 使用料 ※機器補修費の 国庫交付金除く	5人槽	円/月・基	4,369	4,251	0.97
	7人槽	円/月・基	5,001	4,864	
	10人槽	円/月・基	5,987	5,820	
	自治体繰入額 (40年間総額)	百万円	766	511	0.67
③収益的収支100% 回収使用料 ※PFI方式の 料金徴収費回収含む	5人槽	円/月・基	5,399	4,732	0.88
	7人槽	円/月・基	6,155	5,394	
	10人槽	円/月・基	7,343	6,436	
	自治体繰入額 (40年間総額)	百万円	316	302	0.96
④事業費全体回収 使用料 (回収期間40年間) ※元利償還金の 負担分除く	5人槽	円/月・基	5,613	4,962	0.88
	7人槽	円/月・基	6,399	5,657	
	10人槽	円/月・基	7,634	6,748	
	自治体繰入額 (40年間総額)	百万円	222	201	0.90

9.3 持続的な経営に向けた自治体施策事例

公共浄化槽事業の持続的な経営を実現するためには、事業コストを縮減すること及び適正な使用料により十分な経費回収率を確保することが必要である。また、将来的な機器補修費・更新費用の確保等を図ることが望ましい。

これらの課題について、有効な施策を実施して効果を上げている自治体の事例を以下に示す。

9.3.1 事業費（設置費、維持管理費、人件費等）の縮減

(1) 公共浄化槽事業による維持管理費の縮減

個人設置型浄化槽（通常型）と公共浄化槽（市町村設置型）における保守点検費と清掃費の比較を参考資料 1.1 に示す。

公共浄化槽（市町村設置型）の場合、年間維持管理費用は、個人設置型よりも 5 人槽と 10 人槽については約 2 割、7 人槽についても約 1 割の縮減となっている。

維持管理に係わる民間事業者においては、公共浄化槽の場合、保守点検や清掃の業務は市町村との契約となるため、まとまった浄化槽基数による計画的な管理作業が可能になる。また、個人設置型の場合には必要であった個々の契約事務が不要になる。

このため、公共浄化槽とすることにより、住民（個人）が管理する場合よりも維持管理費用を縮減していくことが可能となると推察される。

○参考資料 1.1：個人設置型と公共浄化槽における保守点検費・清掃費の比較

表 2.5-(9)-2 通常型と市町村設置型との維持管理費用の比較

単位：円/年

	保守点検費		清掃費		保守点検費+清掃費			
	通常型	市町村設置型	通常型	市町村設置型	通常型	市町村設置型	差分	率
合併処理浄化槽（構造例示型）								
5人槽	17,069	17,151	29,971	22,140	47,040	39,291	-7,749	83.5%
7人槽	17,522	18,027	37,592	31,547	55,114	49,574	-5,541	89.9%
10人槽	19,139	19,934	51,247	37,580	70,386	57,513	-12,873	81.7%
BOD除去型高度処理浄化槽								
5人槽	17,489	15,391	25,516	22,894	43,005	38,285	-4,720	89.0%
7人槽	18,355	16,170	31,797	28,831	50,152	45,001	-5,151	89.7%
10人槽	19,357	17,749	41,147	39,451	60,504	57,200	-3,304	94.5%
窒素又は磷除去型高度処理浄化槽								
5人槽	20,590	15,940	26,307	24,420	46,897	40,360	-6,537	86.1%
7人槽	22,038	16,599	32,730	30,933	54,768	47,531	-7,237	86.8%
10人槽	24,758	17,790	42,713	40,587	67,471	58,377	-9,094	86.5%
窒素及び磷除去型高度処理浄化槽								
5人槽	21,210	16,641	24,720	19,006	45,930	35,647	-10,284	77.6%
7人槽	24,056	17,990	31,272	26,211	55,328	44,201	-11,127	79.9%
10人槽	26,765	18,927	40,945	29,473	67,710	48,400	-19,310	71.5%

* 出典：「平成 28 年度浄化槽の維持管理に関する実態把握調査業務報告書」環境省

(2) PFI方式の導入による事業費縮減

公共浄化槽事業を実施している市町村における事業費の縮減策として、PFI方式を導入した事例がある。

これらの自治体では、民間活用による事業費（設置費・維持管理費）と職員人件費の縮減により、財政負担額の縮減を実現している。（参考資料1.2参照）

○参考資料 1.2：富田林市浄化槽 PFI 事業実績 VFM 算定結果

富田林市浄化槽整備推進事業（第一期）実績VFM算定

1. 実績VFM算定条件

(1) 事業期間

- ・平成17年度～平成23年度

(2) 整備基数

- ・設置基数：448基（5、7、10人槽のみ）
- ・既設寄附基数：66基（5、7、10人槽のみ）

(3) PFI方式単価

- ・PFI方式（可能性調査額）：可能性調査において設定した単価額
- ・PFI方式（SPC契約額）：SPCと契約した単価額

(4) 設置工事（買取）単価、保守管理業務費単価

- ・市直営方式における単価は「第二期事業VFM検討調査」における条件により推計する。

①設置工事（買取）単価 (円)

	市直営（推定額）	PFI（可能性調査額）	PFI（SPC契約額）
5人槽	908,250	816,900	718,200
7人槽	925,050	832,650	790,650
10人槽	1,211,700	1,089,900	987,000

②保守管理業務費単価 (円)

	市直営（推定額）	PFI（可能性調査額）	PFI（SPC契約額）
5人槽	25,000	25,000	24,150
7人槽	26,000	26,000	24,150
10人槽	27,000	27,000	25,200

(5) その他の条件

- ・平成24年2月に実施した「第二期事業VFM検討調査」における条件とする。

2. 実績VFM算定結果

(円)

	市直営	PFI（可能性調査額）	PFI（SPC契約額）
費用	707,650,599	563,737,925	529,155,411
収入	604,978,500	501,079,500	472,427,500
差額（市負担額）	102,672,699	62,658,425	56,727,911
（現在価値）	89,017,513	53,596,175	48,602,904
差額	—	35,438,702	40,414,609
VFM	—	39.8%	45.4%

- ・可能性調査において期待されたVFMは39.8%であるが、実績のVFMは45.4%であったと推定される。（+5.6%）

出典：富田林市ホームページより

(<https://www.city.tondabayashi.lg.jp/uploaded/attachment/4321.pdf>)

(3) 他事業との連携等による事業費の縮減

他事業との連携により、公共浄化槽事業における事業費の縮減を図っている事例がある。

- ・公共下水道事業等とともに料金徴収業務を民間業者等へ委託して経費を削減する。
- ・企業会計の適用とともに管理事務等を他の汚水処理事業と集約化して合理化を図る。

9.3.2 持続的経営に向けた有効な自治体事例

公共浄化槽事業の持続的な経営に関する有効事例として、福岡県の香春町の事例を以下に示す。

香春町では、以下に示すように民間活用による事業コストの縮減と、適正な使用料の設定により、経費回収率は例年平均値よりも高い水準となっている。

これらの施策を導入したことにより、事業経営の健全性・効率性には問題はないとしている。(令和元年度決算)

(1) 公共浄化槽事業及びPFI方式導入による浄化槽整備の推進と事業費の縮減

香春町では、平成16年度から平成25年度までPFI方式による公共浄化槽事業で1,621基、その後平成26年度からの町設置型事業で273基を設置した結果、新規設置基数は1,894基の総管理基数2,218基となっている。生活排水処理施設整備率は72.5%となり、当初の目標をほぼ達成したとともに、事業コストの縮減を図ることができている。

(2) 使用料の改定

令和元年(2019年)に料金改定を行い、使用料の引き上げを行っている。

○参考資料 2.1 香春町公共浄化槽：使用料の改定(月額使用料)

人槽区分	新料金	現行料金	増加額
5人槽	5,010円	4,320円	690円
7人槽	5,640円	4,860円	780円
10人槽	6,640円	5,720円	920円

9.4 浄化槽設置の設計における留意点

浄化槽の設計における留意点を以下に示す。

1. 事前調査

事前調査では、現地調査を十分に行い、現地の状況を把握する。浄化槽設置にかかる基本的な条件として、以下の事項に留意する。

- ・流入污水管の延長距離ができるだけ長くならないような浄化槽の設置場所とする。
- ・車庫、物置、その他建築物内での設置は避ける。通常、換気のよい場所ではほとんど気にならない臭気が、建物内では問題になる場合がある。やむを得ず建物内に設置する場合は、たとえば、壁構造の一部が浄化槽上面を横切り、点検口の一部が開閉できないような配置としないなど維持管理作業に支障がないように注意する。
- ・間近に放流先がない場所や水がたまりやすい場所などでの設置は避ける。
- ・中庭あるいは作業所内など、バキューム車による清掃作業ができない場所を設置位置として選定してはならない。また、飲食店の出入り口など保守点検、清掃作業が実施しがたい場所にも設置してはならない。

2. 現地測量調査

設置条件が確保できたならば、建物からの排水経路及び排水管高さを調査し、事前調査に基づく浄化槽の設置位置や屋外の排水経路及び高さを確認し、浄化槽への流入管底高を決定するための資料とする。

次に、放流口と放流先の排水路間での勾配を測定して排水路（高水位時）への放流が可能であるかどうかを確認し、放流排水路を決定する。

3. 浄化槽選定

要求人槽が適切であるか、放流水質基準、設置スペース等から適切な浄化槽選定が行われているか確認する。

なお、全国浄化槽推進市町村協議会（全浄協）に登録された浄化槽であれば、浄化槽の国庫助成指針に適合しているものとして選択することができる。

4. 配置計画

配置計画をする場合、以下の事項に留意する。

- ・流入管及び放流管の勾配は、「管径（mm）分の1」以上とする。
- ・自動車が通る場合は、スラブ打ち等を行うこと。
- ・やむを得ず露出配管とする場合は、外部からの衝撃に対する防護策や耐候性等を配慮すること。
- ・各器具からの排水管は、個別に屋外に出すこと。
- ・配管は最短距離とする。ただし、床下配管は排水管の故障の発生及び清掃が困難になるため、できるだけ避け建物の外に配管する。
- ・足洗い場の排水は、流入させない。
- ・雨水や工場廃水等は、流入させてはならない。

- ・生活排水はすべて流入させる。
- ・屋外の流しは、雨水が入らないよう対策を講じること。
- ・建物の基礎、交通量の多い道路際に設置せざるを得ない場合は、基礎や際から一定の距離を確保する。やむを得ず設置する場合は鉄筋コンクリートの擁壁を設ける必要がある。
- ・崖下に設置する場合は大きな応力が掛かるため、これは原則として避ける。やむを得ず設置する場合は、構造計算による鉄筋コンクリート擁壁を設ける。
- ・管路の途中には適切な位置及び大きさの点検弁を設けること。
- ・流入管路を経由し、建物内に臭気が侵入（逆流）しない構造とすること。

5. 設置高さ

風呂、台所、便所等からの生活排水の浄化槽への流入については、自然流下を基本に設置高さを決めて配管する。ただし、風呂、台所、便所等から浄化槽への流入管の勾配が十分でない場合は原水ポンプを、浄化槽からの放流管の勾配が十分でない場合は放流ポンプが、それぞれ必要となるので十分検討する。

1) 放流管の埋設深さ及び放流先の放流水位

放流管の埋設深さは浄化槽から放流先の距離により異なってくるので、放流管ルート選定、浄化槽の放流口水位と放流先の水位の関係を十分に検討する。特に、浄化槽放流口水位と放流先の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれがないことを確認する必要がある。

放流先が敷地前面道路の側溝以外で公道の横断又は縦断をしなければ適切な放流先を確保できない場合は、別途放流管設計を市町村等の下水道設計基準等に従って行う。この場合、道路管理者等関係機関と十分に協議する必要がある。

2) 原水ポンプ及び放流ポンプの設置

浄化槽の設置高や、放流先水位の条件から必要な場合は、原水ポンプや放流ポンプの設置について検討を行う。放流ポンプを設置する場合には、対塩素（消毒剤）対策と排気対策を行う必要がある。

6. 屋外電源の確保

電源については、屋外電源を確保し、風雨等にさらされるため、万一の漏電に備えてアースを取り付ける。また、電源は、防水型のスイッチ差し込みコンセントとする。

9.5 浄化槽の施工における留意点

浄化槽の施工における留意点を以下に示す。

1. 浄化槽設置工事の手順と内容

市町村設置型浄化槽整備事業においては、入札契約後、請負業者が決定され、工事が実施される。工事実施にあたっては、浄化槽工事用の図面、仕様書に基づいて工事を行い、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽設置等の届出に関する省令を遵守する。

以下、浄化槽工事の施工、工事完了までの手順及び内容を示す。

①事前調査

設置する浄化槽の機能や維持管理作業に支障がないよう現地確認の際に設置予定敷地、家屋及び放流先を十分に調査・確認する。浄化槽本体受入れに際しては、外傷や付属品に不良がないかを受け入れチェックリスト等で確認する。

②仮設工事

整地を行った後、浄化槽の位置を決めるための地縄張り及び基準点からのレベル、位置、方向等を出すための遣り方を行い、また必要な電源、工事用水の確保を行う。

③掘削工事

浄化槽を埋設するための掘削を行う。掘削が深くなったり、土質によっては地山崩壊の危険を招くおそれがあるため、必要に応じてこれを防止する適切な方法を講じる。また、近くに建築物その他の工作物がある場合は工作物に影響を及ぼさないように措置する。

④基礎工事

基礎工事は、地盤の状況に応じて基礎の沈下または変形が生じないように行うこととなっており、一般に割栗石地業（目潰し砂利地業）及び捨てコンクリートにわけられる。地耐力の弱い場所や地下水位が高く、掘削面から水が出る場合等は、地盤の強度を確保するため、その状況に応じて適切な地業を行う。

⑤底版コンクリート工事

浄化槽本体を水平に設置できるように、また、上部の荷重を地盤に伝えるために底版コンクリートを打設する。

⑥据付工事

流入管底や放流管底のレベルを確かめながら、石などを落とさないように、静かに浄化槽本体を吊り降ろす。なお水平の確認は、それぞれの設計図書等に基づいて行う。

⑦水張り

浄化槽内部に異常がないことを確認の後、槽本体の安定の確保、水平の確保、埋

め戻しの際の土圧による本体・設備の変形防止及び漏水の確認のため水張りを行う。

⑧埋め戻し工事

埋め戻し工事は水張り試験を行い、漏水がないことを確認した後、浄化槽本体を損傷させたり、水平を狂わせないように留意するとともに、適宜、水締めを行いながら行う。

⑨上部スラブコンクリート工事

点検時の作業を容易にすると同時に、雨水の浸入、浮上防止のため、上部スラブコンクリート工事を行う。

⑩工事完了確認・調整・試運転

工事完了後、すべての工事が適切に行われたかどうかの確認・調整及び試運転を行う。

⑪引渡し

工事の完了を確認し、浄化槽本体の内外及び周辺の後片付けを行い、設置者に引渡しを行う。その際、維持管理要領書などの付属書類を見せながら浄化槽管理者の義務（使用開始届、使用に関する準則の遵守、使用開始前に保守点検・清掃の契約、7条・11条検査の依頼など）を説明する。

2. 浄化槽の施工における留意点

市町村設置型における浄化槽の施工は、工事請負契約書、図面及び仕様書に基づき適正に実施させる。

（1）発注段階

浄化槽設置工事の契約時に工事請負契約を締結し、信義を守り誠実に工事を実施させる。

（2）施工段階

①監督・監理の仕方

工事は浄化槽法第 29 条第 3 項に従い浄化槽設備士に実地に監督させなければならない。留意事項としては、浄化槽設備士が実地に作業に携わっていることがわかる写真を残す必要がある。

また、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和 60 年厚・建令第 1 号）に従い適正に工事の監督・監理をさせる。

②交付金制度の監理指定項目

浄化槽の適正な施工を確保するために、次の措置をとるように通知（合併処理浄化槽設置整備事業の推進体制の強化について、平成元年 2 月 8 日衛浄第 8 号）がな

されている。

- ・ 交付金申請者に、浄化槽工事業者が撮影した工事各段階の写真の提出を義務付け、その内容を市町村において審査すること。
- ・ 施工現場において、適正な施工が行われているかどうかを確認すること。またこれに代えて、施工状況に関するチェックリストを浄化槽工事業者から提出させること。

具体的には「浄化槽整備事業の手引き」（公益財団法人日本環境整備教育センター編集・発行）中の「国庫助成対象合併浄化槽の施工に関する審査について（解説）」において、「Ⅰ 提出写真について」に提出写真の種類、審査のポイント、写真のポイントが記載され、また、「Ⅱ 施工の現場において確認する事項について」と、「Ⅲ Ⅱのほか、施工の現場において確認することが望ましい事項について」に検査項目が記載されているので参照されたい。

（３）完了段階

完了段階では、浄化槽が申請書類である設計図どおりに作られているかどうか、また、浄化槽を運転して所定の処理機能を発揮できるかどうかを検査する。

検査を実施した者は、施設の竣工を確認すると、建築主事や保健所に報告を行う。この報告書と設置届けに基づいて、建築主事や保健所で浄化槽台帳が作成され、浄化槽の使用許可書が設置者に交付される。

3. 既存図書の紹介

- ・ 「浄化槽の設計・施工上の運用指針」国土交通省住宅局建築指導課編集
- ・ 「浄化槽整備事業の手引き」（公益財団法人日本環境整備教育センター編集・発行）
- ・ 「浄化槽設計施工の手引き」（発刊：一般社団法人全国浄化槽団体連合会・協力：全国浄化槽推進市町村協議会）

9.6 浄化槽の維持管理における留意点

浄化槽の維持管理における留意点を以下に示す。

1. 保守点検及び清掃

保守点検とは、浄化槽の点検、調整、またはこれらに伴う修理作業をいう。清掃とは、浄化槽内に生じた汚泥、スカムなどの引出し、その引出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び付属機器類の洗浄、掃除等の作業をいう。

また、浄化槽管理者（浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの。以下同じ。）は、原則として毎年、法令で定められた回数（回数）の浄化槽の保守点検及び清掃を行わなければならない。その際には、それぞれの保守点検の技術上の基準及び清掃の技術上の基準を遵守しなければならない。

2. 浄化槽管理者の義務

浄化槽の管理について責任を負う者は、浄化槽管理者であり、以下の義務が課せられている。

- ①保守点検及び清掃の実施
- ②法定検査の受検（設置後等の水質検査及び定期検査）
- ③技術管理者の任命（処理対象人員 501 人以上の浄化槽のみ）

しかし、浄化槽管理者が浄化槽の管理について必ずしも専門的な知識を有しているとは限らないため、保守点検については浄化槽保守点検業者又は浄化槽管理士に、清掃については浄化槽清掃業者に、それぞれ委託することができる。

3. 法定検査

（1）設置後等の水質検査（7条検査）

設置後等の水質検査は、当該浄化槽が、その機能をおおむね発揮した時点において、初期の処理機能を有するか否かに着目し、設置状況を中心として実施するものである。

浄化槽管理者は、浄化槽の使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に受検しなければならない。なお、受検の手続きは、浄化槽管理者が直接、指定検査機関に依頼するか、または浄化槽工事業者に受検の手続きを委託することができる。

（2）定期検査（11条検査）

定期検査は、当該浄化槽が適正な維持管理により所期の処理機能が確保されているか否かに着目し、保守点検及び清掃の状況を中心として定期的、継続的に実施するものである。

浄化槽管理者は、毎年1回受検しなければならない。なお、受検の手続きは、浄化槽管理者が直接、指定検査機関に依頼するか、または、浄化槽の保守点検または清掃を行う者に受検の手続きを委託できる。

9.7 浄化槽の維持管理費用と使用料

「平成 28 年度浄化槽の維持管理に関する実態把握調査業務報告書」環境省廃棄物対策課浄化槽推進室・公益財団法人日本環境整備教育センター（平成 29 年 3 月）による全国の浄化槽における維持管理費の実績を以下に示す。

○小型浄化槽における年間維持管理費用

小型浄化槽（5～10 人槽）における年間の保守点検費用、清掃費用、電気料金、機器交換費用、法定検査料金の平均値を集計した結果を表 9-1 に示す。

構造例示型及び BOD 除去型において、年間維持管理費用として、5 人槽 58,000 円程度、7 人槽 66,000 円程度、10 人槽 79,000 円程度となっている。（電気代除く）

表 9-1 5～10 人槽における年間費用（平成 28 年度）

人槽		5人槽	7人槽	10人槽
①保守点検費用		16,433	17,007	18,077
②清掃費用		26,727	33,719	44,667
③法定検査費用		5,122	5,122	5,122
小計（①+②+③）		48,282	55,848	67,866
（一ヶ月当たり）		4,024	4,654	5,656
④機器交換費	⑤ブロワ本体	4,587	5,174	5,804
	⑥ブロワ本体外	4,874	4,874	4,874
小計（⑤+⑥）		9,461	10,048	10,678
合計（①+②+③+④）		57,743	65,896	78,544
（一ヶ月当たり）		4,812	5,491	6,545

出典：「平成 28 年度浄化槽の維持管理に関する実態把握調査業務報告書」環境省廃棄物対策課浄化槽推進室・公益財団法人日本環境整備教育センター（平成 29 年 3 月）をもとに株式会社 NJS 作成

○参考資料 維持管理費の平均値（全体平均：BOD 除去型及び構造例示型）

（2）維持管理費用の推移

1) 5 ～ 10 人槽

① 処理方式別

i) BOD 除去型浄化槽（構造例示型を含む）

平成 19 年度、平成 21 年度、平成 24 年度、平成 26 年度の調査と整合性をとるため、今回（平成 28 年度）調査は、合併処理浄化槽（構造例示型＋性能評価型）を対象として集計した。

BOD 除去型浄化槽の維持管理費用は、保守点検費用、清掃費用、電気料金、機器交換費用、法定検査費用の平均を合計した値とし、人槽ごとに求めた。その結果を図 3.2 に示す。

維持管理費用は平成 19 年度から 5,7 人槽および 10 人槽の場合ともほぼ安定しており、処理対象人員の違いによりおおよそ 1 万円/年の差が認められた。

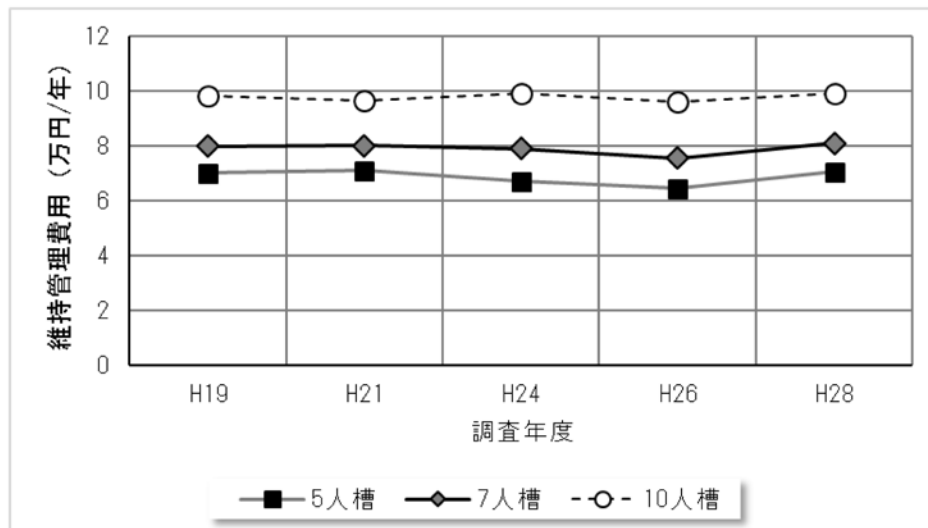


図 3.2 維持管理費用の推移（BOD 除去型浄化槽）

表 3.2 人槽別・費用区分別の維持管理費用 (BOD 除去型浄化槽)

5人槽 (円)

	H10	H15	H19	H21	H24	H26	H28
保守点検費用	21,039	18,713	17,288	17,999	18,059	16,427	16,433
清掃費用	26,118	24,185	24,195	25,177	25,938	26,374	26,727
機器交換費用	プロ本体		5,869	6,312	4,983	4,949	4,587
	プロ本体以外		4,844	5,171	5,253	4,629	4,874
法定検査費用	5,056	5,300	5,190	5,190	5,172	5,138	5,122
電気料金	12,956	11,170	12,704	11,151	7,744	6,951	12,903
合計	65,169	59,368	70,090	71,000	67,149	64,468	70,647

7人槽 (円)

	H10	H15	H19	H21	H24	H26	H28
保守点検費用	22,115	19,427	18,139	18,816	18,839	17,056	17,007
清掃費用	35,535	30,654	31,050	31,798	33,496	32,828	33,719
機器交換費用	プロ本体		5,869	6,713	5,882	5,757	5,174
	プロ本体以外		4,844	5,171	5,253	4,629	4,874
法定検査費用	5,056	5,300	5,190	5,190	5,172	5,138	5,122
電気料金	18,786	14,696	14,916	12,548	10,558	10,128	15,107
合計	81,492	70,077	80,008	80,236	79,200	75,536	81,003

10人槽 (円)

	H10	H15	H19	H21	H24	H26	H28
保守点検費用	23,525	20,765	19,425	20,168	20,100	18,041	18,077
清掃費用	50,149	40,496	41,948	41,643	45,033	43,117	44,667
機器交換費用	プロ本体		5,869	7,626	6,470	5,932	5,804
	プロ本体以外		4,844	5,171	5,253	4,629	4,874
法定検査費用	5,065	5,300	5,190	5,190	5,172	5,138	5,122
電気料金	25,048	22,206	20,947	17,000	17,329	19,263	20,655
合計	103,787	88,767	98,223	96,798	99,357	96,120	99,199

5,7人槽および10人槽は処理対象人員に関係なくおおむね40%~45%が清掃費用であり、次に大きな割合を示したのが保守点検費用、電気料金であり、ともに20%前後であった。

また、10人槽の清掃費用は5,7人槽よりも維持管理費用に占める割合が大きかった。

出典：「平成28年度浄化槽の維持管理に関する実態把握調査業務報告書」環境省廃棄物対策課浄化槽推進室・公益財団法人日本環境整備教育センター（平成29年3月）

○参考資料 公共浄化槽等事業における使用料の実績額

① 人槽規模別

アンケートの集計結果から、人槽規模別の使用料について平均値、最小値、最大値、標準偏差、データ数を算出した結果を表 2.5-(4)-1 に示す。さらに、これらの分布を図 2.5-(4)-3 に示す。

表 2.5-(4)-1 人槽規模別による月別の使用料金

	使用料金 (円/月)			標準偏差	データ数
	平均	最小	最大		
5人槽	3,430	1,080	5,060	817	51
7人槽	3,987	1,080	6,210	1,013	51
10人槽	4,831	1,080	8,100	1,372	51

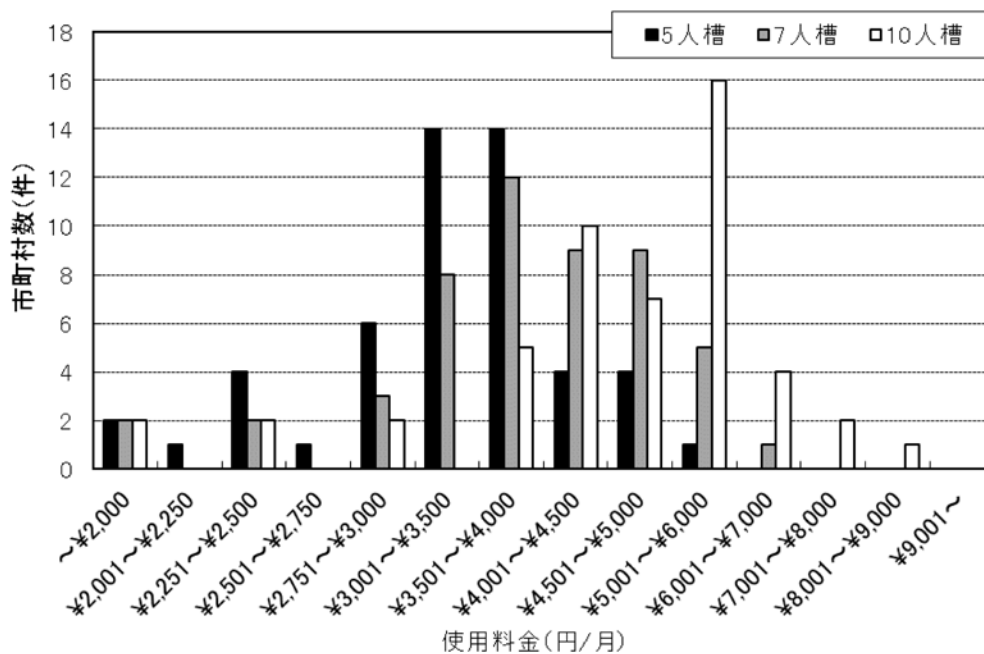


図 2.5-(4)-3 人槽規模別による月別の使用料金の分布

出典：「平成 28 年度浄化槽の維持管理に関する実態把握調査業務報告書」環境省廃棄物対策課浄化槽推進室・公益財団法人日本環境整備教育センター（平成 29 年 3 月）

9.8 浄化槽 PFI 事業の事例

令和4年度までの浄化槽 PFI 事業の実施状況を表 9-2 に示す。現在までに 19 の市町において浄化槽 PFI 事業が実施されている。

浄化槽 PFI 事業の事業スキームは、以下に示すように各市町村の事情により異なっている。

事業スキームの設定にあたっては、市町村ごとの事情を踏まえて設定することが重要となる。

○市町村ごとに異なる事項の例

- ・整備目標基数： 150～3,500 基（整備対象戸数に対する割合は 80%～30%）
- ・事業期間： 10～15 年間（うち建設期間を定める事例も多い。）
- ・事業対象： 一般住宅以外に事業所、公共施設等も含める事例もある。
- ・民間委託業務範囲： 清掃・汚泥運搬業務、使用料徴収業務。
- ・使用料、分担金： 下水道事業等との公平性、継続的な事業経営。
- ・助成制度等： 単独処理浄化槽転換費・排水設備工事費等への補助制度。
- ・事業者選定方式： 公募型プロポーザル、総合評価一般競争入札

表 9-2 (1) 浄化槽 PFI 事業実施自治体の一覧 (令和 4 年度迄)

項目	1	2	3		4	5		6		7	8	9	10		
	福岡県 香春町	北海道 杜管町	徳島県 三好市		岩手県 紫波町	大阪府 富田林市		青森県 十和田市		岩手県 奥州市 (旧水沢市)	岩手県 宮古市	三重県 紀宝町	佐賀県 唐津市		
			第一期 (旧山城町)	第二期 (市全体)		第一期	第二期	第一期	第二期				第一期	第二期	
整備目標基数	3,500 基	150 基	750 基	2,720 基	1,200 基 (1,000基)	450 基	325 基	2,380 基	300基	800基 (12,00基)	1,500 基	1,500 基	2,500 基	600基	
整備対象戸数	3,500戸	285戸	1,572戸	-	1,300戸-1,500戸	538戸	516戸	-	1,214戸	1,842戸	4,550戸	4,302戸	4,242戸	4,600戸	
目標整備率	100% (65%)	53%	48%	-	70~80%	84%	80%	48%	25%	65% (43%)	33%	35%	59%	13%	
事業期間	平成16年度 ~ 平成25年度	平成17年度 ~ 平成26年度	平成17年度 ~ 平成26年度	平成27年度 ~ 平成42年度	平成18年度 ~ 平成27年度	平成18年度 ~ 平成27年度	平成24年10月 ~ 平成34年度	平成19年度 ~ 平成33年度	令和4年度 ~ 令和13年度	平成19年度 ~ 平成28年度	平成19年度 ~ 平成28年度	平成20年度 ~ 平成30年度	平成21年度 ~ 平成30年度	平成31年度 ~ 平成40年度	
事業内容	浄化槽建設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	保守点検	△ (構成員契約)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	法定検査受検	△ (構成員契約)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	清掃・汚泥運搬	△ (構成員契約)	-	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	-	
	料金徴収	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	
寄付浄化槽管理	△ (構成員契約)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自治体助成制度	・単独転換補助 ・排水設備費補助 ・使用料一部減額	・単独転換補助 ・融資制度	・単独転換補助 ・汲取り撤去費補助	-	・融資あつせん、利子補給	・融資あつせん ・一部使用料軽減	-	・融資あつせん ・普及促進補助	・融資あつせん ・普及促進補助	-	-	・単独転換補助 ・融資あつせん、利子補給 ・一部使用料減免	・融資あつせん、利子補給	-	
モニタリング外部委託	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	
事業区域	町全域	町全域 (農集区域除く)	旧山城町全域	三好市全域	浄化槽整備区域内	浄化槽整備区域内	浄化槽整備区域内	集合処理区域を除く区域	集合処理区域を除く区域	浄化槽整備区域内	浄化槽整備区域内	町全域	集合処理区域を除く区域	集合処理区域を除く区域	
事業対象	一般住宅、事業所	一般住宅、事業所	区分なし	区分なし	一般住宅 事業所	一般住宅 集会所	一般住宅 集会所	住宅等建築物 40人槽まで	住宅等建築物 40人槽まで	区分なし	区分なし	一般住宅 集会所	区分なし	区分なし	
事業費等 (百万円) (現在価値)	PSC	1,889	327	11.7	-	513	1,317	295	-	1,045	669	640	466	1,666	1,870
	PFI	1,621	234	10.4	-	314	655	205	-	741	416	471	290	1,244	1,768
	VFM	267	93	1.2	-	199	652	90	-	304	253	176	176	422	102
	14.1%	28.4%	10.3%	約40%	38.8%	49.5%	30.5%	-	29.1%	37.8%	26.4%	37.8%	25.3%	5.5%	
事業者選定方法	公募型 プロポーザル	公募型 プロポーザル	公募型 プロポーザル	公募型 プロポーザル	公募型 プロポーザル	総合評価 一般競争入札	総合評価 一般競争入札	公募型 プロポーザル	公募型 プロポーザル	公募型 プロポーザル	公募型 プロポーザル	公募型 プロポーザル	公募型 プロポーザル	公募型 プロポーザル	
応募グループ数	4	2	3	1	6	4	1	1	1	2	1	3	1	1	
応募グループ (最上段: 選定グループ)	①	地元企業G+メーカー	道内企業G	地元企業G	地元企業G	地元企業G+メーカー	地元企業	地元企業	地元+県内企業G	地元+県内企業G	地元企業G	地元企業G	大手企業G	地元企業G	地元企業G
	②	大手企業G	道内企業+地元企業G	県外企業G	-	県内企業G	地元企業G	-	-	-	県外企業1社	-	地元企業G	-	-
	③	メーカーG	-	県外企業1社	-	県内企業G+メーカー	地元企業G	-	-	-	-	-	県外企業1社	-	-
	④	大手企業+地元企業G	-	-	-	県内企業G+メーカー	その他G	-	-	-	-	-	-	-	-
	⑤	-	-	-	-	メーカー+県内企業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	⑥	-	-	-	-	メーカー+県外企業	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 9-3 (2) 浄化槽 PFI 事業実施自治体の一覧 (令和 4 年度迄)

項目	11		12	13		14	15	16	17	18	19
	愛媛県 愛南町		山形県 最上町	埼玉県 嵐山町		大阪府 柏原市	大阪府 和泉市	佐賀県 みやき町	宮崎県 宮崎市	徳島県 東みよし町	東京都 大島町
	第一期	第二期		第一期	第二期						
整備目標基数	2,200基	800基	420基	500基	300基	300基	150基	1,500基	1,500基	1,000基	800基
整備対象戸数	7,694戸	6,986戸	1,287戸	1,000戸	600戸	-	350戸	-	-	-	3,200戸
目標整備率	29%	11%	33%	50%	50%	-	43%	-	40%	-	25%
事業期間	平成22年度 ～ 平成34年度	令和2年度 ～ 令和11年度	平成23年度 ～ 平成32年度	平成24年度 ～ 平成33年度	令和4年度 ～ 令和13年度	平成25年5月 ～ 平成35年6月	平成27年4月 ～ 平成37年3月	平成28年4月 ～ 平成38年3月	平成29年4月 ～ 平成39年3月	令和元年10月 ～ 令和11年3月	令和3年4月 ～ 令和13年3月
	浄化槽建設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業内容	保守点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	法定検査受検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	清掃・汚泥運搬	-	-	○	-	○	-	-	-	○	○
	料金徴収	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○
	寄付浄化槽管理	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○
自治体助成制度	・単独転換費 1/2補助 ・排水設備費 1/2補助 ・融資あっせん	・単独転換費補 助 ・排水設備費補 助	・住宅増改築支 援 事業を適用 ・分担金免除	・単独転換費補 助 ・排水設備費補 助	-	-	-	-	-	-	-
モニタリング外部委託	○(2年間)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業区域	町全域 (集合区域除く)	町全域 (集合区域除く)	下水道整備区 域を除く区域	下水道整備区 域を除く区域	下水道整備区 域を除く区域	浄化槽整備 区 域 内	浄化槽整備 区 域 内	集合処理区 域を除く区域	集合処理区 域を除く区域	下水道整備区 域を除く区域	町内全域
事業対象	一般住宅	一般住宅	一般住宅、 事業所	一般住宅	一般住宅	一般住宅 集会所	一般住宅 事業所	一般住宅	一般住宅	一般住宅 事業所	一般住宅
事業費等 (百万円) (現在価 値)	PSC	1,099	1,013	204	799	1,088	946	252	-	839	-
	PFI	810	928	106	656	838	652	217	-	619	-
	VFM	289	85	98	143	250	294	35	-	220	364
		26.3%	8.4%	48.0%	17.9%	23.0%	31.1%	13.9%	-	26.2%	約8割
事業者選定方法	公募型 プロポーザル	公募型 プロポーザル	公募型 プロポーザル	公募型 プロポーザル	公募型 プロポーザル	公募型 プロポーザル	公募型 プロポーザル	公募型 プロポーザル	公募型 プロポーザル	公募型 プロポーザル	公募型 プロポーザル
応募グループ数	1	1	1	1	1	1	2	1	3	1	1
応募グループ (最上段:選定グル ープ)	①	地元企業G	地元企業G	地元企業G	地元企業G	地元企業G	地元企業G	地元企業G	地元企業G	地元企業G	地元企業G
	②	-	-	-	-	-	-	市外企業	-	地元企業G	-
	③	-	-	-	-	-	-	-	-	地元企業G	-
	④	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	⑤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	⑥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

9.9 循環型社会形成推進交付金等に係る事務フロー

循環型社会形成推進交付金等に係る事務フローを以下に示す。

1. 循環型社会形成推進地域計画と協議会の開催

循環型社会形成推進交付金等に係る事務フロー図（令和4年度予算の場合）

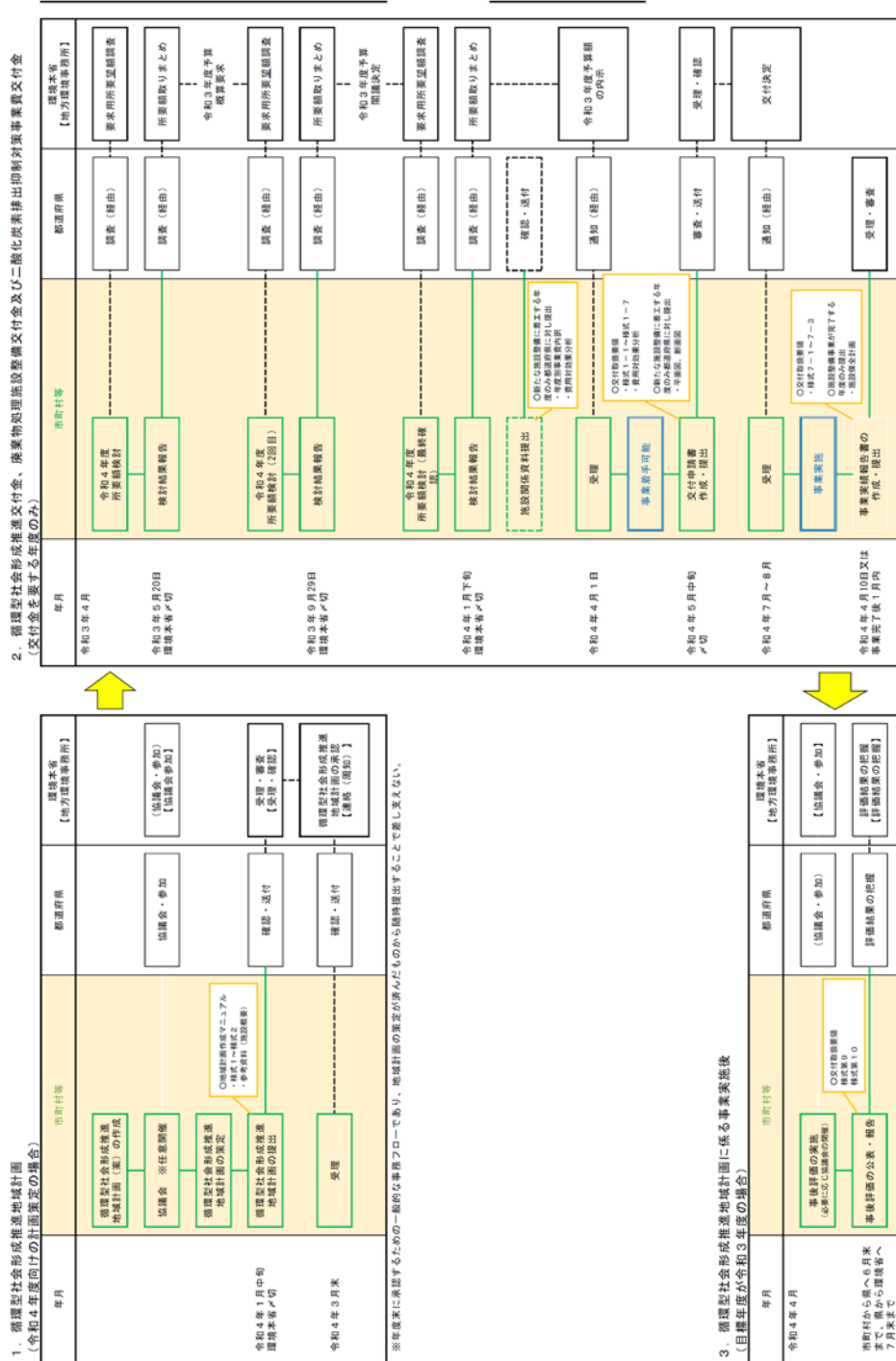


図 9-1 循環型社会形成推進交付金等に係る事務フロー

出典：「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」環境省環境再生・資源循環局（令和4年3月改訂）

(https://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc/regional.pdf)

9.10 公共浄化槽事業関連書類様式例

公共浄化槽事業の実施に伴う関連書類の様式案を以下に示す。

(「**図 5-2** 公共浄化槽事業の手順フローの例」参照)

○参考資料（１）：「浄化槽処理促進区域の指定に係る協議申請書」

年 月 日

浄化槽処理促進区域の指定に係る協議申請書

〇〇都道府県知事 様

申請者 印

浄化槽法第12条の4第1項の規定による浄化槽処理促進区域を指定したいので、同条第2項による協議を申請します。

1 浄化槽処理促進区域の名称	
2 対象地域の範囲	
3 添付書類	指定を予定している「浄化槽処理促進区域」と「県構想における浄化槽整備区域に該当する地域」との整合性を確認できる図面

注) 3の添付書類の図面は、1/10000以下の縮尺の地図（市町村道が明確に分かるもの）に「浄化槽処理促進区域」と「県構想における浄化槽整備区域に該当する地域」を落とし込んだものを添付すること。

○参考資料(2):「公共浄化槽設置計画協議申出書」

公 共 浄 化 槽 設 置 計 画 協 議 申 出 書

年 月 日

〇〇都道府県知事・〇〇市長（ 保健所長）

特定行政庁

様

設置者（市町村）の所在地

設置者（市町村）の名称及び代表者の氏名

電話番号

浄化槽設置計画を作成するので、浄化槽法第12条の5第4項の規定により協議を申し出ます。

2 設置場所の地名地番 建物所有者（建築主） 土地所有者等の同意の有無	・ （建物所有者（建築主） ） ・土地所有者の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・建物所有者（建築主）の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
2 種 類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 （名称 認定番号 ） ②その他	
3 当核浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積		m ²
4 処理対象人員及び算定根拠	人	
5 処 理 能 力	イ 日平均汚水量	m ³ /日
	ロ 生物化学的酸素要求量の除去率	%
	ハ 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/L
6 放流先又は放流方法	公共水路	
7 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称 登録番号 〇〇県知事（登・届一 ）第 号	
8 着工予定年月日 設置予定年月日 使用開始予定年月日	年 月 日 年 月 日 年 月 日	
9 付近の見取図、構造図、仕様書及び処理工程図		

行政庁記入欄

(特定行政庁)	(所管保健所長、保健所設置市長又は移譲市長)
---------	------------------------

○参考資料（3）：「公共浄化槽整備事業条例規程関連書類」様式例

様式第1号（第 条関係）

		整理番号	
公共浄化槽設置申請書			
〇〇町長 様		年 月 日	
		申請者 住所 氏 名 電話番号	
公共浄化槽を設置したいので、次のとおり申請します。			
設置場所	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ 〇〇町 字		
使用人数	人		
建物の種類及び延床面積	<input type="checkbox"/> 専用住宅	m ²	
	<input type="checkbox"/> 併用住宅	住居部分	m ² ・その他 m ²
	<input type="checkbox"/> その他	(用途)	m ²
建物の工事区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増・改築 <input type="checkbox"/> その他()		
既設単独浄化槽の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
工事完了希望年月日	年 月 日頃		
使用水の区分	<input type="checkbox"/> 水道水のみ <input type="checkbox"/> 井戸水のみ <input type="checkbox"/> 水道水と井戸水 <input type="checkbox"/> その他()		
排水設備工事の施工予定業者	住 所 名 称 代表者		
添付書類	<input type="checkbox"/> 見取り図及び位置図 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 設置同意書（様式第1号の2） <input type="checkbox"/> その他()		
備 考			

様式第1号の2

公共浄化槽設置同意書

年 月 日

〇〇町長 様

申請者 住 所
氏 名

〇〇町が実施する公共浄化槽の設置に当たり、下記の事項について同意します。

記

- 1 公共浄化槽を設置する土地は、設置した浄化槽を廃止するまで〇〇町に無償で使用させます。
- 2 公共浄化槽の設置後、速やかに排水設備を持続します。
- 3 公共浄化槽の設置に係る分担金等は、定められた納期限までに納付します。
- 4 公共浄化槽の使用量は、毎月定められた納期限までに納付します。
- 5 公共浄化槽の使用に係るブロワ(送風機)等の電気料及び清掃時の水道料は、当方で負担します。
- 6 当方の原因で公共浄化槽を修繕、移設又は撤去する場合は、その費用を当方が負担します。

様式第2号（第 条関係）

<p>公共浄化槽設置工事計画書</p>		
<p>第 号 年 月 日</p>		
<p>様</p>		
<p>〇〇町長 印</p>		
<p>年 月 日付けで申請のあった公共浄化槽の設置について次のとおり計画したので、速やかに公共浄化槽設置工計画承諾書を提出願います。</p>		
工事の内容	設置場所	〇〇町 字
	人槽区分	人槽
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで	
分担金等の予定額	<p>金 円</p> <p>内訳 標準事業に係るもの 金 円</p> <p>増高経費に係るもの 金 円</p>	
分担金等の納期限	工事完了後 日以内	
備 考		

様式第3号（第 条関係）

公共浄化槽設置工事計画変更申請書

年 月 日

〇〇町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で通知がありました公共浄化槽設置工事計画の内容のうち、次の点が不都合なので計画の変更について申請します。

計画の不都合な点	不都合な理由	変更案の内容

(注)適宜、図面等を添付し、修正を朱書きで明示してください。

様式第4号（第 条関係）

公共浄化槽設置工事計画承認書

年 月 日

〇〇町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で通知がありました公共浄化槽設置工事計画の内容により施工することを承認します。

様式第5号（第 条関係）

公共浄化槽設置工事完了通知書

第 号
年 月 日

様

〇〇町長 印

年 月 日付け第 号で通知した公共浄化槽の設置工事が完了したので、設置に係る分担金等を次のとおり納付して下さるよう通知します。

浄化槽の設置場所	〇〇町 字
浄化槽の人槽区分	人槽
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
分担金等の額	金 円 内訳 標準事業に係るもの 金 円 増高経費に係るもの 金 円
分担金等の納期限	別添の納入通知書による。
備考	

様式第6号（第5条関係）

<p>公共浄化槽使用開始等届</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p>〇〇町長 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">使用者 住 所 氏 名 電話番号</p> <p>公共浄化槽の使用について、次のとおり届け出します。</p>	
浄化槽の設置場所	<input type="checkbox"/> 使用者住所と同じ 〇〇町 字
区 分	<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 再開 <input type="checkbox"/> 休止(1年以上) <input type="checkbox"/> 廃止
上記事実の 発生年月日	年 月 日
(休止の場合) 再開予定年月日	年 月 日
備 考	

様式第13号(第 条関係)

排水設備工事計画確認申請書

年 月 日

〇〇町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

排水設備工事の計画確認について、次のとおり申請します。

種 別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改修 <input type="checkbox"/> 計画変更
浄化槽の設置場所	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ 〇〇町 字
使用水の区分	<input type="checkbox"/> 水道水のみ <input type="checkbox"/> 井戸水のみ <input type="checkbox"/> 水道水と井戸水 <input type="checkbox"/> その他()
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
指定工事店	住 所 名 称 代表者
添付書類	<input type="checkbox"/> 見取図及び位置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 縦断図 <input type="checkbox"/> その他()
備 考	

様式第14号(第 条関係)

排水設備工事計画確認通知書

第 号
年 月 日

様

〇〇町長 印

年 月 日付で申請のあった排水設備工事の計画確認について、次のとおり通知します。

確認結果	<input type="checkbox"/> 適合する 法令等の規定に <input type="checkbox"/> 適合しない <input type="checkbox"/> 下記の指示事項に従うことを条件として 適合する
種 別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改修 <input type="checkbox"/> 計画変更
浄化槽の設置場所	〇〇町 字
適合しない場合は その理由	
指示事項	

様式第15号(第 条関係)

排水設備工事完成届

年 月 日

〇〇町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で確認通知を受けた排水設備工事が完成したので、
次のとおり届け出します。

浄化槽の設置場所	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ 〇〇町 字
工事完成年月日	年 月 日
指定工事店	住 所 名 称 代表者
添付書類	<input type="checkbox"/> 見取図及び位置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 縦断図 <input type="checkbox"/> 工事写真 <input type="checkbox"/> その他()
備 考	

様式第16号(第 条関係)

排水設備工事検査済証

第 号
年 月 日

様

〇〇町長 印

年 月 日付け第 号で通知した公共浄化槽の設置工事が完了したので、設置に係る分担金等を次のとおり納付して下さるよう通知します。

浄化槽の設置場所	〇〇町 字
浄化槽の人槽区分	人槽
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
分担金等の額	金 円 内訳 標準事業に係るもの 金 円 増高経費に係るもの 金 円
分担金等の納期限	別添の納入通知書による。
備考	

9.11 用語解説

あ行

- ・インセンティブ・ペナルティ条項

PFI 事業等の契約において、事業の成果に応じて、契約金額を増減させる規定を盛り込むものをいう。

- ・汚水処理人口普及率

全人口のうち、下水道、合併処理浄化槽等により、生活排水（し尿と生活雑排水）が処理されている人口の比率。なお、平成 8 年度末から公表されており、平成 14 年度までは「汚水処理施設整備率」とされていた。

- ・汚泥再生処理センター

し尿、浄化槽汚泥及び生ごみ等の有機性廃棄物を合わせて処理するとともに資源を回収する施設。水処理設備、資源化設備及び脱臭設備等の附属設備で構成される。

か行

- ・合併処理浄化槽

水洗便所排水と生活雑排水を併せて処理する浄化槽。浄化槽法では、合併処理浄化槽を浄化槽と呼ぶ。

- ・管路施設

排水地域内の管渠、マンホール、枡や中継ポンプ場、雨水吐き室、伏せ越しなどの処理場までの施設と、処理場から排水口までの施設の総称。

- ・協議会

浄化槽管理者に対する支援、公共浄化槽の設置等、浄化槽台帳の作成その他の浄化槽による汚水の適正な処理に関し必要な協議を行うための協議会をいう。改正浄化槽法により、都道府県及び市町村は協議会を組織することができることとされ、協議会において合意された事項については、協議会の構成員は当該協議結果を尊重しなければならないこととされた。

- ・共同浄化槽

複数戸の家屋の汚水を 1 基の浄化槽で処理するものである。浄化槽の整備は各戸設置を基本とするが、狭小家屋が密集するなどの地域特性から複数戸の汚水をまとめて処理する方が望ましい場合等は、共同浄化槽による整備も想定される。

- ・協力企業

PFI 事業において、SPC への出資を伴わずに SPC または構成員から業務を受託する企業を協力企業と呼んでいる。

- ・下水道事業債

公営企業である下水道事業の建設費の財源として、地方公共団体が発行し、資金調達をする。起債にあたっては、総務大臣または都道府県知事への届出が必要で、政府資金、公庫資金、市場公募債資金等で引き受けられる。

- ・ **現在価値**

複数年にわたる事業の経済的価値を図るために、将来の金額を現在の金額に置きかえたもの。将来の金額を一定の割引率で割り引いた金額であり、将来の金額を現在における金額の価値に換算したもの

- ・ **公営企業**

公営企業とは、地方公共団体が経営する企業のことであり、一定の事業（地方財政法施行令第46条に列挙される13事業）の経理は特別会計を設けて行わなければならないとされている。公共浄化槽事業についても特別会計の設置義務と独立採算が原則とされており、地方公営企業法の全部または一部を適用することができる。

- ・ **公共浄化槽**

浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち、設置計画に基づき設置された浄化槽であって市町村が管理する浄化槽及び地方公共団体以外の者が所有する浄化槽について市町村が管理するものをいう。地方公共団体以外の者が所有する浄化槽であっても寄贈又は寄附を受けることにより、市町村が公共浄化槽として管理することができる。このうち寄贈とは浄化槽の所有権が市町村に移るものをいい、寄託とは浄化槽の所有権は移さずに市町村が管理するものをいう。

- ・ **構成員**

PFI事業において、SPCへ出資して企業グループを構成する企業を構成員と呼んでいる。

- ・ **構造例示型（例示仕様型）浄化槽**

国土交通大臣が定めた構造方法を用いて製造された浄化槽をいう。

- ・ **高度処理型の浄化槽**

放流水の水質として、BOD 5 mg/L以下の処理性能を有する浄化槽、窒素 20 mg/L以下またはリン 1 mg/L以下の除去性能を有する浄化槽、あるいは窒素 20 mg/L以下及びリン 1 mg/L以下の除去性能を有する浄化槽を高度処理型の浄化槽と称している。

- ・ **コンセッション**

利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式である。公的主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供することが期待されている。

さ行

- ・ **サウンディング型市場調査**

民間事業者との意見交換等を通し、事業に対して様々なアイデアや意見を把握する調査をいい、浄化槽PFI事業の場合では、市町村による説明会の開催と質疑等により行われることが多くなっている。

- ・ **サービス購入型**

民間事業者が公共施設等を整備・運営し、地方公共団体はそのサービスに対して

民間事業者に対価を支払う形態。

- ・ **指定管理者制度**

公の施設の管理・運営を、民間事業者等を指定管理者として指定することにより、民間活用によるサービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とした制度である。平成15年（2003年）6月の地方自治法改正により創設された。

- ・ **し尿処理施設**

一般廃棄物処理施設の一つ。各家庭等から収集運搬されたくみ取りし尿と浄化槽汚泥を、主として微生物の働きにより処理を行い、処理水を放流するとともに、併せてし渣や余剰汚泥を安全に処分できるように処理する。なおコミュニティ・プラントも、し尿処理施設の一つである。

- ・ **使用の休止**

改正浄化槽法により、浄化槽管理者は、浄化槽の休止に当たって清掃をしたときは、浄化槽の使用の休止について都道府県知事に届け出ることができることとし、休止期間中の保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除することとされた。

- ・ **実施方針の公表**

PFI法第5条に基づき行うもので、特定事業の実施に関する方針を公表するものである。実質上、実施方針の書類を公表することがPFI事業のスタートになる。

- ・ **循環型社会形成推進交付金**

廃棄物処理施設全般に関する交付金の制度であり、焼却・溶融施設、最終処分場、リサイクル施設、汚泥再生処理センター、浄化槽等が対象となる。浄化槽単独での交付金申請であれば、当面、生活排水処理基本計画の作成のみでよいが、廃棄物処理施設整備と併せて交付金を申請する場合には、「循環型社会形成推進地域計画」の作成が必要となる。

- ・ **浄化槽汚泥**

浄化槽の清掃時に引き出される汚泥。清掃汚泥、引出し汚泥ともいう。

- ・ **浄化槽台帳**

浄化槽設置に関する情報や維持管理の実施状況について正確に把握を行うことで、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の指導や法定検査の受検指導等を通じた良好な法流水質の確保が可能となることから、改正浄化槽法により、都道府県知事に浄化槽台帳の作成が義務付けられた。都道府県知事は浄化槽台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対し情報提供を求めることができる。

- ・ **生活排水処理計画**

廃棄物処理法第6条に基づき、市町村の作成する一般廃棄物処理計画の一つ。市町村の生活排水処理の計画を、各年度の実施計画と、10年から15年の目標年次で定める基本計画の二つに分けて策定するものとしている。

- ・ **清掃（浄化槽の清掃）**

浄化槽法第2条第4号において、「浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し、その引出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び附属機器類の洗

浄、掃除等を行う作業」と定義されている。

- ・ **性能評価型（大臣認定型）浄化槽**

構造例示型浄化槽以外の浄化槽であって、国土交通大臣より構造方法等の認定を受けた浄化槽をいう。国土交通大臣の認定の審査に当たっては、国土交通大臣が指定又は承認した性能評価機関に性能評価を行わせることができることとされており、その性能評価をもとに国土交通大臣が認定を行う。

た行

- ・ **単独処理浄化槽**

水洗便所排水を処理する浄化槽として普及した。平成 13 年の浄化槽法改正により新規設置は認められなくなった。みなし浄化槽と呼んでいる。

- ・ **地方創生汚水処理施設整備推進交付金**

地方公共団体が作成した地域再生法に規定される地域再生計画に基づいて、汚水処理施設（浄化槽、下水道、農業・漁業集落排水施設）の整備を効率的に行うための支援制度。浄化槽、下水道、農業・漁業集落排水施設のいずれか 2 施設以上を組み合わせた整備を行う際に、事業間での融通や年度間での事業量の変更が可能という特徴があり、事業完了後の成果について事後評価が行われる。

- ・ **特定既存単独処理浄化槽**

既存の単独処理浄化槽のうち、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるものをいい、都道府県知事は、浄化槽管理者に対し除却その他生活環境の保全および公衆衛生上必要な措置をとるよう指導および助言をすることができることとされている。

- ・ **特定事業の選定**

PFI 法第 7 条に基づき行うもので、当該事業が PFI 事業として実施することが適当であると評価した旨を公表する。

- ・ **特別目的会社（SPC）**

特別目的会社（Special Purpose Company）とは、特定の事業を遂行することのみを目的として設立された会社である。

- ・ **独立採算型**

民間事業者が地方公共団体から事業許可を受け、利用者からの料金収入により公共施設等を整備・運営する形態。

- ・ **都道府県構想**

下水道、集落排水及び浄化槽等の各種汚水処理施設の有する特性等を踏まえ、効率的かつ適正な汚水処理施設の整備手法を選定するための構想として、都道府県が市町村の意見を反映した上で策定しているものである。

は行

- ・ **P F I（Private Finance Initiative）**

民間が培ってきたノウハウを公共事業に提供し、公共施設の設計から建設、維持管理、運営について、資金調達を含めて民間が主導となって行うもの。

- ・ **P S C (Public Sector Comparator)**

公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値をいう。提案された PFI 事業が従来型の公共事業に比べ、VFM が得られるかの評価を行う際に使用される。

- ・ **B O O 方式 (Build-Own-Operate)**

民間事業者が施設等を建設し、施設を所有したまま、維持・管理及び運営を行い、事業終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去や他者に譲渡する等の事業方式。

- ・ **B O T 方式 (Build-Operate-Transfer)**

民間事業者が施設等を建設し、施設を所有したまま、維持・管理及び運営し、事業終了後に地方公共団体に施設所有権を移転する事業方式。

- ・ **B T O 方式 (Build-Transfer-Operate)**

民間事業者が施設等を建設し、施設等完成直後に地方公共団体に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式。

- ・ **V F M (Value For Money)**

PFI 事業で行った場合、従来の公共事業から比べて何%をコストダウンできるかを示した割合であり、両者のライフサイクルコスト (LCC) で比較する。

- ・ **包括民間委託**

民間事業者の活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託するものであり、複数年契約及び性能発注方式とする場合が多い。

- ・ **法定検査 (浄化槽の検査)**

浄化槽法において定められた水質に関する検査。第 7 条に基づく浄化槽設置後等の検査と第 11 条に基づく定期検査が定められている。

- ・ **保守点検 (浄化槽の保守点検)**

浄化槽法第 2 条第 3 号において、「浄化槽の点検、調整又はこれに伴う修理をする作業」と定義されている。具体的には、浄化槽の単位装置や附属機器類の作動状況、施設全体の運転状況及び放流水の水質等を調べ、異常や故障を早期に発見し、予防的に措置を講じる作業である。

ま行

- ・ **みなし公共浄化槽**

浄化槽市町村整備推進事業によって設置された既存の浄化槽や集落排水施設を浄化槽処理促進区域に含めた場合は、当該浄化槽はみなし公共浄化槽として位置づけられる。

- ・ **モニタリング**

PFI 事業の実施後において、民間事業者が提供する公共サービスの水準を監視する行為をいう。

や行

- ・ 要求水準書

PFI 事業において、民間事業者に対して求める条件や内容を明記した書類。

ら行

- ・ ライフサイクルコスト（LCC）

設計・建設費と事業期間中の維持管理費・運営業務費等、事業に関わる全ての費用をいう。